

平成27年度宍粟市予算決算常任委員会（予算委員会）会議録（第3日目）

日 時 平成28年3月16日（水曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 3月16日 午前9時00分

付託議案

（教育委員会教育部）

第 40号議案 平成28年度宍粟市一般会計予算

（健康福祉部）

第 40号議案 平成28年度宍粟市一般会計予算

第 42号議案 平成28年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算

第 43号議案 平成28年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算

第 45号議案 平成28年度宍粟市介護保険事業特別会計予算

第 46号議案 平成28年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算

出席委員（9名）

委員長	伊藤一郎	副委員長	榎橋美恵子
委員	稲田常実	委員	藤原正憲
〃	大畑利明	〃	福嶋 齊
〃	実友勉	〃	岸本義明
〃	山下由美		

出席説明員

（教育委員会教育部）

教育委員会教育部長	藤原卓郎	教育委員会教育部次長	榎谷米男
教育総務課長	澤田志保	教育総務課副課長	橋本 徹
教育総務課副課長兼教育企画係長	西林文隆	学校教育課長	志水良和
学校教育課副課長	山本哲史	学校教育課副課長兼学校指導係長	世良重信
こども未来課長	田村純司	こども未来課副課長	中尾善弘

こども未来課副課長兼こども育成係長 福 井 由 貴
山崎給食センター所長 菊 元 学
千種給食センター所長 森 井 修 司

社会教育課長 田 路 正 幸
一宮波賀給食センター所長 西 岡 修

(健康福祉部)

健康福祉部長 浅 田 雅 昭
次長兼一宮保健福祉課長 篠 原 正 治
高年・障害福祉課副課長兼地域包括ケアセンター所長 砂 町 隆 之
健康増進課長 中 野 典 子
波賀保健福祉課長 田 中 祥 一
波賀診療所事務長 志 水 友 則

健康福祉部次長 志 水 史 郎
社会福祉課長 木 原 伸 司
高年・障害福祉課副課長兼地域包括ケアセンター所長 谷 林 眞 壽 美
健康増進課副課長兼健康づくり係長 三 木 義 彦
千種保健福祉課長 平 瀬 忠 信
千種診療所事務長 長 田 茂 伸

事務局

局 長 岡 崎 悦 也
主 幹 清 水 圭 子

次 長 前 田 正 人
主 幹 岸 元 秀 高

(午前 9時00分 開議)

伊藤委員長 おはようございます。

きょう一日よろしくお願いいたします。

教育委員会の説明に入る前に、説明職員の方にお願いいたします。

説明職員の説明及び答弁は、自席でお願いいたします。着席したままでお願いします。どの職員が説明及び答弁するかが、委員長席からはわかりづらいので、説明職員は挙手をして「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言をしてください。事務局よりマイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯したら、発言をお願いいたします。

では、最初に藤原部長。

藤原教育部長 それでは、私のほうから、平成28年度教育委員会の業務及び予算の概要について、御説明させていただきます。

まず、平成28年度教育委員会の事業目標としまして、就学前教育につきまして、「夢と希望を育み豊かな人間性の基礎づくり」、学校教育では、「育もう夢と希望、開こう町の未来、つくり上げよう宍粟の教育」、社会教育では、「つなぐ心、つなぐ地域、つなぐ知恵、ともに学びともに支え合う宍粟の生涯学習」を目指す目標として事業を進めていきたいと考えております。

個々に説明させていただきます。

学校規模適正化推進事業では、一宮北小が平成28年度開校しますが、農地転用許可を待ってありましたプール工事を、平成28年度、できるだけ早く着工する予定といたしております。

一宮南中校区では、平成30年4月開校に向け、統合にかかる調整事業を進めていきたいと考えております。

学校環境の整備につきましては、神戸小学校にはエレベーターを設置し、支援を要する児童の就学環境を整備したいと考えております。

また、耐震性がなく老朽化しておりました伊水小学校の屋内体育館の新築工事、都多小の校舎耐震化工事を行いまして、これで小・中学校の耐震化率は100%になるということになります。

また、老朽化が進んでおります山崎西中、山崎南中の校舎、体育館の大規模改修を平成28年度より設計のほうに着手したいと考えております。

学校教育関係では、ICTの活用でわかりやすい授業づくりを図りたいと考えております。これは、普通教室に55型モニターと教師用のタブレット端末を1台設置

するものであります。

特別支援では、専門知識を有する指導主事と支援員を配置し、きめ細やかな支援を図りたいと考えております。

また、学校生き活きプロジェクト事業では、学校の独自事業を支援し、特色ある学校づくりを進めていきたいと思っております。

心の教育推進事業では、4・5・6年生に劇団四季を鑑賞することによりまして、心豊かで自立した人づくりにつながればよいということで、計画しております。

こども未来課では、幼保一元化推進事業を、地域の理解を求めながら進めていきたいと考えております。

一宮北中校区では、一定の方向性が出ましたので、新年度に入りまして協議会を立ち上げ、運営主体の選定のほうに移りたいと考えております。波賀中校区、一宮南中校区では引き続き方向を協議していきたいと思っております。山崎町内では、地域との調整を図りつつ、民間保育所のこども園移行の動きを支援していききたいと思っております。また、認可保育所へは必要な給付を行うことで、安心して子育てができる環境を整備したいと考えております。

社会教育の分野では、生涯学習講座の開催により、生きがいのある豊かな生活を送っていただきますよう、魅力ある内容にしていきたいと思っております。

図書館運営では、多くの市民の方に利用が図られますよう、さらに利便性を高めた運営をしたいと思っております。

文化財保護では、旧野原小学校を利用しまして、発掘土器の整理を進め、また展示等も行っていきたいと思っております。

給食センターにつきましては、地産地消の観点から、地元産の食材を使用し、また異物混入ゼロを目指しまして、安全安心な給食の提供を図りたいと考えております。また、おいしい給食で喫食率の向上を目指したいと思っております。

以上、教育部にかかるとの事業の概要を申し上げます。次長より資料の説明をさせていただきます。

伊藤委員長 榎谷次長。

榎谷教育部次長 私のほうからは、資料の御説明だけさせていただきます。

もうお渡ししております予算特別委員会の資料でございますが、目次に書いておりますように、議会からの提出要求資料につきましては、平成27年度の宍粟市学校生き活きプロジェクト事業の取り組み状況、これが中学校、小学校と分けて、1ページから3ページまでつけております。

それから、ページの4につきましては、平成28年度の市立保育所運営助成事業の一覧、施設別の定員、入園児、運営費助成等をつけさせていただいております。

同じく、同じページ4でございますが、平成28年度の私立保育所の特別対策事業の施設別の一覧を入れさせていただいております。

それから、5ページでございますが、宍粟市の奨学金の支給状況ということで、5年間の人数等を入れさせていただいております。

それから、6ページは学校施設改修計画でございます。平成27年度から30年度までのものを事業費、財源内訳等を入れさせていただいております。

それから、7ページからでございますが、教育部の主要事業を一覧をまとめさせていただいております。7ページのほうを見ていただきましたら、教育総務課、こちらのほうに入れておりますが、まず新規事業としましては、神戸小学校エレベーター設置事業でありますとか、伊水小学校の屋内運動場の改築事業、一宮北小学校のプール建設事業等でございます。

それから、下のほうに書いております学校教職員のストレスチェックの実施等も行いたいと思っております。

続いて、14ページに学校教育課の主要事業を入れさせていただいております。こちらのほうも、特別支援教育の充実に関する取り組みということで、拡充ということで、特別支援教育支援員の配置、こういうものとか、介助員の配置とかを増額しております。

それから、一番下のところに書いております、新規で心の教育推進事業、これについても文化財団と協力しながら行いたいというところに入れております。

それから、一番最後にも、教育研修所の移転に伴う予算ということで、運営の予算を入れさせていただいております。

続いて、18ページですが、こども未来課の主要事業でございます。一つには、子ども子育て支援施設型給付金委託事業の特定教育保育施設等に通う子どもの保育給付費、これらを入れさせていただいております。預かり保育、学童保育、幼保一元化推進事業等を入れさせていただいております。

20ページが社会教育課の主要事業でございます。新規としましては、図書館のところで図書情報システム機器の購入費ということで、入れさせていただいております。

それから、22ページは給食センターでございます。一宮波賀給食センターの調理室の自動ドアの工事の分を入れさせていただいております。

それから、本日お配りしました追加資料としましては、各議員さんのほうから資料要求のございましたもので、二つでございますが、山下議員さんのほうから、給食費の会計の資料ということで、平成28年度の給食費会計の歳入歳出予算をつけさせていただいております。それから、もう一つは大畑議員さんのほうからいただいております中学校の大規模改修事業の年次計画のものをつけさせていただいております。

以上でございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 資料を、特別委員会じゃありませんので、訂正をしてください。発言するとき。予算委員会です。

伊藤委員長 榎谷次長。

榎谷教育部次長 失礼いたしました。資料のほうは予算委員会ということで、訂正させていただきます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 私、もう一つ、施設型給付の関係で、利用者の負担額資料をとということで、お願いしておったんですけれども、資料は出ないでしょうか。

伊藤委員長 榎谷次長。

榎谷教育部次長 質疑のほうで、答弁のほうで出させていただこうかと思っております。必要でしたら、また委員長と相談させていただいて、出させていただきます。

伊藤委員長 出させてもらったほうがいいんですか。そんなら出してください。

では、予算質疑に入ります。

山下委員。

山下委員 それでは、質問をさせていただきます。

まず、主要施策の中にありますICT活用授業改善事業、これについて質問させていただきます。

これは、今年度、新規に導入された、全小学校にタブレットと大型モニター1台を導入するものでありますが、最初に検証のために行われた小学校教育におけるタブレット教育の検証結果はどのようになっておりますか。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 モデル校としまして、本年度、波賀小学校、それから戸原小学校、この2校で検証を行ったところでございます。どういうふうな設備の導入であったかといいますと、各教室に大型のモニターを1台、それから授業をします担任

にタブレットを1台渡しまして、いろんな各教科、さまざまな教科においてそれを活用した授業を展開していただきました。

例えば、どんなことをしたかといいますと、資料の提示等でありますと、例えば算数で児童のノートを映すとか、映してそれを大型のモニターに映す、そしてなぜこういうふうな考え方をしたかというふうなことをその場で子どもが説明をすると、そういうふうなことに使ったり、作図の方法、ここをこういうふうにして作図するんですよというのを、タブレットの動画のところで写しまして、それをモニターに大写しにする、子どもはそれを見て勉強すると。あるいは、自分たちの姿を客観的に見るということも非常に効果的で、合唱のときの口のあけ方を後で写すとか、あるいは跳び箱を跳ぶときに手の位置をここについたらしっかり跳べるんですよというふうなことに使ったり、そういうふうなことで、子どもたちが非常に興味を持てるような授業展開、そういったことに非常に役に立ったと、二つの学校からは評価を得ているところでございます。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 私、総務の委員会におきまして、このICT活用事業の先進地であります武雄市に行ってまいりました。そのときに感じたことなんですけれども、このICT活用事業で一番効果が出ておりましたのが、やはり特別支援教育においてでした。障害を持たれている子どもさんが、障害を持たれていない子どもさんと一緒に、同じ教室で授業を行って、そして理解をして自信をつけておられるという事例を、その武雄市の職員の方が、本当にすごい成果だということで、生き生きと語ってくださったのが印象に残っております。

そういうところで、特別支援教育において、タブレット教育の効果というのはいかほどかになっておりますか。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 特別支援学級にも同様に配置することとしておりまして、例えばこのモデル事業の中でも活用をしていただきました。一番学校のほうからあったのは、弱視学級の子どもたちにとって、教材を拡大して提示できたというのは、これは非常に大変よいことだったというふうな評価を得ております。

それから、いろんなアプリもあるようで、例えば指先の訓練になるとか、何かそういういろいろな活用の仕方、今後またさらに広がっていくかなと、そんなふうにご考えているところでございます。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 その障害があるお子さんの中で、今後このICT活用によって今まで学習がわからなくて自信を失って、社会に出にくくなるという方が存在していたと思うんですね。そしてこのICT活用事業を行うことによって、学習障害のある方とか、発達障害のある方とか、知的に障害を持たれている方とか、読みの障害がある方とかに、これを上手に使えばかなり自信を持たせる方向に進むことができると思うんですが、そのあたり、きっちりと指導をできる先生とかはおられるのでしょうか。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 この今回の宍粟市でのICTの導入なんですけれども、もしかしたら遠い将来、近い将来かもわかりませんが、子どもたち1人1台を持たせるという時代も来るかもわかりません。しかし、そういう時代が来るにあたりまして、先に指導者である教師が授業でいかにこれを使いこなせるようになるか、ここが非常に大きなまず導入の一番大事なところかなと考えております。そういったことも含めまして、今後の研修等も含めまして、教師が有効にこれを使いこなしてというふうな機会をどんどんふやしていけるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 このところを最後にしますけれども、特別支援教育において、タブレットの教育が本当に有効であるという子どもさん、個々人、それぞれ特性があられると思うんですけれども、そのタブレットの教育が有効であるというお子さんがおられたら、やはり今、特別支援教育について、こういったICT活用事業が非常に効果的だということがもう検証されていますので、1人1台、そういうお子さんには学習を進める上のツールとして、1人1台持ってもらうことも必要じゃないかなと思いますけれども、そういうお子さんがおられたら、そういった専門家とか先生方とか、保護者の方たちと話し合って、1人1台をというようなことでは考えておられませんか。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 現状におきましては、まだそこまではちょっと考えは至っていないというのが現状でございます。これにつきましては、さらに進めていく中で、そういった要望等もありましたら、そういったことも将来的に考えていったりすることも可能かなと思います。ただ、このタブレットにつきましても、学校に少し余分というか、そういったものも持っておられるところもあつたりします。そういっ

たものも活用しながら、対応できたらと考えております。

伊藤委員長 関連で、大畑委員。

大畑委員 大畑です。ICTの質問をさせていただきたいというふうに思いますが、私はテレビでコマーシャルをやっているように、もっと大胆に、統廃合をしなくてもICTで各教室を結んで、いろんな授業ができるような、本当はそういう活用をしていただきたいなというように思っていたんですけども、そうではなくて、もう統合の後の各教室における授業としてのICTという話のようでございますので、ちょっと残念な思いがしているんですけども、本来はもっと違った活用をしてほしかったなというふうに思います。

それで、今、提案があるICTの中でちょっとお尋ねするんですが、全教室にタブレットと大型モニターでされると。これを今年度から全小・中学校に導入ということのようですけども、これ、全教科やられるんですか。今、算数のお話がありましたけれども、例えば小学校でも必ずこのタブレットの授業というのは、全教科で展開していこうというお考えなんですか。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 全ての教科でこれを使うことで、よりわかりやすくなるとか、より子どもたちが興味、関心を引き出すというふうな場面があるとかんがえております。したがって、全ての教科での活用を呼びかけていくところでございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 このICT活用事業の数値目標のところ、全国の学力学習状況調査における国、県平均数値以上を目指す、いわゆる学力の向上を目指すというのが数値目標として上がっておりますが、このタブレットでの学習によって、学力が向上していく、そういうふうな学習の仕方に対する教職員側のスキルをどのように認定をされて、そして事業展開というふうに考えておられるのか、その辺、ちょっとお聞かせください。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 まず、導入の目的というか評価、これはやっぱりわかりやすい授業づくりということを目指しておりますので、子どもたちがどのように授業に熱心に取り組んで、その結果、その延長線上で成績が上がっていけばと、そんなふうなことでその評価の目標としてそれを上げているところでございます。

この使用する教師側のスキルアップ、評価、これについてなんですけれども、導

入の2校で様子を聞いておられますと、授業で使うと確かにこれは便利だと、大がかりな準備が必要でなく、その場で動画機能とかカメラ機能、こういったことを使うと、今まで例えば子どもが発表するときに、小黒板にまとめる時間が必要であったり、黒板に前へ出て書いたりする時間が必要だったりするんですけれども、その時間が大幅に短縮できて、今まで1人しかできていなかったのが、2人、3人、同じようにそういったみんなの前で発表する、考えを述べるというふうな時間がとれるようになったとか、それを聞く子どもたちも、いろいろな子どもたちの意見を聞いて思考が活性化する、こういうふうな便利さを体感した、これはいいと体感した先生方がもう全てでした。だから、これは日が進めば進むほど、その効果、先生方も理解していただき、活用の幅がどんどん広がっていくと、そういうふうにございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 ICT、情報化はやっぱり便利さとか効率化とかというのは、それは申し分ないことだというふうに思いますが、そういう便利さと学力が向上することとは、イコールではないと私は思っています。私たちもいろんな機器を持つようになりましたけれども、やっぱり漢字を覚えられなくなったといいますが、そういう機能がどんどん低下をしていっています。これは個人的な問題かも知れませんが、やはり実物に触れるところでの体験とか、実体験による脳への活性化という、そういうところと、この視覚というところから脳に入ってくるころでは、随分僕は違いがあるだろうというふうに思っています。その非常に見きわめみたいところが非常に重要なことというふうに思って、この間からずっと一般質問でも、ICTが万能のようなお話がずっと展開されているので、ちょっとその辺、危険かなというふうに考えておまして、確かに視覚でもって、興味もありますし、楽しい授業もできるかも知れませんが、そのことが一定またなれてくれば、それから次の工夫というのは、先生のスキルも相当上げないと、最初の導入のときの興味だけのところと、珍しさみたいのところとは、また違った展開になるかというふうにも思ったり、いろいろ心配するところがあるわけです。ですから、一定この授業をやる側の先生方のスキルというのは、どこかできちっと効果を検証したり、そういうことを認定して授業の展開に持っていくというようなことを、教育研修所でもやられるのかもわかりませんが、そういう一定何か、オールOKじゃなくて、本当に学力との関係、本当に子どもの育ちとして、いいのかどうかということを検証しながら、僕はやる必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その辺、いかがでしょうか。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 あくまでもこのたびの導入につきましては、授業改善、子どもが直接タブレットを操作して、例えばノートのかわりに使うとか、そういうふうなことは一切考えておりません。授業をより活性化する一つのツールとしての導入ととらまえておるところでございます。

その使い方、職員のスキルアップについては、先ほど申されたとおり、ちょっと今後、研修等もこういったものを特化したものも、あるいは利便性とか危険性とかも考えながらの、そういう使い方について進めていきたいと、そういうふうにご考えております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 学力向上のところでは1点、文部科学省が言っています学習指導のアクティブラーニングとの関係で少しお伺いをしたいというふうに思うんですが、これもICTと関連していると思うんですが、文部科学省が言っているアクティブラーニングの学習指導というのはどういう中身でしょうか。教えてください。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 アクティブラーニング、端的に言うと、思考の活性化を図るような授業展開というふうなことで、従来、教師が、特に昔の大学なんかでは、大学の先生が黒板で淡々と1時間30分、一方的にしゃべって、その間、学生は黒板を写すのみとか、そういう非常に一方向の余り魅力のない授業、これからの脱却というのがベースにあると。とにかく、今現在、学校で行っている授業でも、この文部科学省の言っておりますそのアクティブラーニングにかぶさるような活動はたくさんあります。学年が上がるにつれて、どうしても従来、小学校よりも中学校、中学校より高校、高校より大学と、その授業のスタイルが講義型の一方通行のようなものが多かったように思います。それを小学校、中学校において活動を取り入れたり、そういったことをしながら、より双方の意見のやりとりなんかでも大事にしながら授業展開をしていく、そういう授業づくりを今後、文部科学省の言いますように、学校現場でも進めていきたいなど。本年度、来年度の教育の方向性を示す宍粟の教育にも、ちょっと初めてこのアクティブラーニングという言葉もちょっと取り入れまして、来年度、こういった授業づくりについて、各教科、部会等でも職員研修、こういったことを進めていきたいと考えているところでございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 私は別に教育の専門じゃございませんので、間違っていたら御指摘をい

ただきたいというふうに思いますけれども、今、先生からおっしゃったように、これまでのような一方的な指導による教育ではなくて、やっぱりグループでのディスカッションをやるとか、ディベートをやっていくとか、いわゆる子どもたちの中での学びというものが、主体がそこにあるということだろうというふうに思いますけれども、そういう展開をしていくのであれば、やはり子どもたちが物事の何かに気づいていくというか、気づきの学習ですね。そこから勉強していこうという意欲が生まれるし、なぜそうなっているんだろうというふうな問題意識があればあるほど、僕は勉強につながって行って、自分自身の学力につながっていくんだろうというふうに思うんですね。そういう意味では、この便利さだけで機械に頼っていくのではなくて、みずからが体験をしていく、発見をしていくというような学習を通じて、僕は学力が伸びていく、そういうきっかけづくりを先生方がしていただくということなんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういうことを求めているのではないのでしょうか。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 もちろん、今おっしゃったとおり、子どもたちが主体に動く中で、いろんなことを探求しながら、さらに知的な好奇心や理解や、どんどん深めていく、レベルを上げていくという、そういうそれが最終的な目標でございます。この今現在、それが全然なされていないかといったら、そうではなく、やっぱり昔からある授業スタイルの中でも、そういった活動はたくさんあります。そういったことを一つ一つ洗いながら、より子どもたちにとって知的なレベルを上げていくような、興味関心を上げていくようなその授業スタイル、いろんな教科でいい実践事例みたいなやつをどんどん蓄積して行って、宍粟の子どもたち、賢くなっていったらと、そんなふうに考えております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 なぜこのようなことを言わせていただいているかといいますと、保護者の方、あるいは保護者の親の世代の方々が、やっぱり今、学力の低下をすごく心配をされています。塾に行かないことには、高校進学すらおぼつかないんだと。義務教育で十分できると思うんだけれども、なぜ塾に行かないと高校に入れないんだというようなことを言っておられまして、特に中学校教育あたりのことを心配をされているんですね。ですから、この間から教育長があんな発言をしますから、余計にいろんな苦情の電話が入ってまいりまして、教育委員会があんな姿勢でどうするんだと、トップがというふうなことを言われております。ですから、やっぱり今、私、

いろんな取り組みを展開されることによって、必須の科目の時間数が少なくなってきたんじゃないかなというふうに思うんですね。ほかに比べて。ですから、やっぱり基礎になる教科の学習時間はしっかり持った上で、あとの余裕の部分でそういう次の展開みたいなことがあってもいいかと思えますけれども、何か特別なことをやろうやろう、特徴的なところを見せよう見せようとして、本来の学習というのが先生がやろうとしてもできなくなっているおそれがないのかなということで、そういうたくさんの方がその学力のことについて心配をされているということをおし上げておきたいと思えます。それについて、最後、ちょっとだけ何かコメントがあればお願いいたします。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 授業時数の確保、これにつきましては、学校のほうでは必ずこの標準時数以上のこま数を埋めて授業をしているところでございます。例えば、中学校なんかでしたら、本来28時間とか29時間とかいうことで、1日5時間の日もあってもいいんですけれども、宍粟市内では全部6時間目までやって、週30時間の授業時数、必然的に年間の授業時数にしましたら、50時間ぐらいは多かったかなと、そんなふうに思います。

今、一方で、小学校なんかでも、非常に体験活動、地域の方に来ていただいたのそういった活動もたくさんしております。それがふるさとを好きになってというふうなところもありますし、反対に、そればかりやっておっても、御指摘のとおり、授業が本来の授業ができていないんじゃないのというふうな御心配にもつながることもあります。そういったことも、両方含めながら、まず最低大事にしなければならないのは、授業というのはきちりと時間を確保してしなければならないというのはもう明らかなことでありますので、そこは一番大事にしたいと思えます。

なお、宍粟の特色であります、こういった地域の方々、ゲストティーチャーでいっぱい来ていただいているような、そういった学習も、これは宍粟独自のものとして大事にしていきたいなど、そういうふうにも考えているところでございます。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 それでは、続いて質問させていただきたいと思えます。

主要施策の87ページの伊水小学校屋内運動場改築事業、それと都多小学校校舎耐震補強事業、この二つについてお尋ねしたいと思えます。

日本共産党議員団におきましては、小学校の規模適正化計画が策定された段階から、一貫して地域から小学校をなくすことは、地域の過疎化につながるということ

で、反対してまいっております。小規模校のよさをしっかりと見て、小規模校のデメリットはグループ学習などを取り入れたら運営は十分可能であるということも示してきております。

そこでお尋ねするんですが、伊水小学校と都多小学校の統合計画はなくなったのか、経過等をお聞かせください。

伊藤委員長 澤田課長。

澤田教育総務課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、伊水、都多小学校区の地域、保護者の代表の皆様による地域の委員会で、平成24年の11月から協議のほうをしていただいております。昨年、平成27年の8月に、地域の方向性として5年をめどに協議を繰り延べるという決定をされたものではございますけれども、適正化の実施計画そのものがなくなったというものではございません。

以上です。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 そうしますと、今後もやはり地域の皆さんが望まれる方向で話し合いをしながら考えていくというふうに理解してよろしいですか。

伊藤委員長 澤田課長。

澤田教育総務課長 また時期を見まして、地域保護者の皆様との協議させていただく時期が来るものと思っております。

伊藤委員長 山下委員、次にいってください。

山下委員 続きまして、90ページの特別支援教育サポート事業について、お尋ねいたします。

これは、特別な支援を必要とする児童や生徒へのきめ細やかな支援を行うために、学習時の支援や安全確保などのサポートを行うための支援員等を配置するものですが、その職員の配置状況とか資格等の内容はどのようになっていますか。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 まず、特別支援教育支援員の配置状況でございますが、今現在、14名の特別支援教育支援員を配置、それから介助員を1名配置しているところでございます。来年度はさらに15名の特別支援教育支援員配置を、ちょっとふやして考えております。また、介助員も1人ふやしたいと考えております。

なお、資格についてなんですけれども、特別支援教育支援員、これにつきましては、教員免許を有する方々をお願いしているところでございます。また、介助をさ

れる方におきまして、例えば看護師であったとか、そういったような方、あるいは教員免許を持たれた方をお願いをしているところでございます。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 その教員免許を持たれているということで、特別にその特別支援について、その専門性を持った教育を受けておられるとか、そういったところはいかがですか。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 これにつきましては、資格があるから大丈夫ということではなく、やっぱり資格があっても絶えず研修等を進めながらやっていかなければならないと考えております。特に特別支援教育におきましては、特に重要なのは、各学校でどういった支援をしていくかということ相談しながら、全体の中で動いていかなければならないと、支援員のスタンブレイというようなことはないです。そういったことから、学校で組織立った対応を心がけているところでございます。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 その特別支援を必要とする子どもさんの保護者の方は、やはりその子どもさんと毎日向き合って、どういった支援が必要かというのを一番よく御存じだと思うんですね。そこでやはりその保護者の意見等を聞き入れたり、それを、より子どもに対する支援をよいものにするために、保護者とかその担当の先生とか、そのほかの専門家が一緒に話し合う機会というのはあるんでしょうか。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 まず、専門家を交えたケース会議なんかも頻繁に行っているところでございます。今、学校教育課にありますスーパーバイザーも、ほぼもう毎日のように学校に出向いて、そういったケースの相談に当たっております。また、保護者との連絡等につきましては、個別の教育支援計画とか、そういったものを作りつつありますし、保護者の意見も聞き入れながら、またそういった話し合いの機会も大事にしながら進めているところでございます。

伊藤委員長 次、行ってよろしい。

実友委員。

実友委員 私、2年前だったんですけども、西播磨特別支援学校の入学式に参加することができました。その中で、校長先生とかといろいろ話の中で、宍粟のほうにもたくさんの方がこの学校に来ているんだけど、宍粟のほうに分校はどうでしょうねというような話もしたことあるんです。それはもう不可能ではないですね

というような話は聞いたんですが、先日、教育長の話の中で、特別支援学校の分校の話が出ました。そういったことで、詳しいことがもしわかれば、教えていただきたいなというふうに思います。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 宍粟市の課題としまして、市内に特別支援学校がありませんので、知的の部分で言いますと、西播磨特別支援学校、テクノのほうに行っております。また、肢体のほうでしたら、たつのの県立の特別支援学校、播磨特別支援学校のほうに行っているというのが現状です。非常に遠いと。ですから、小学校の低学年なんかでしたら、1時間以上、1時間半ぐらいかけてバスに乗って通うような子どもたちもいるということで、非常にそのあたりは不便を感じているというのが現状でございます。

こういったことを踏まえて、先日、部長と私と県教委の特別支援教育課のほうに、このことを訴えたり、今後の展望みたいなことを聞きにちょっと行かせていただきました。その話の内容なんですけれども、現状、今、県下でも特別支援学校が新たにできたり、分校ができたりしているケースがございます。これ全て、なぜそうなっているかという、過密化なんです。支援を要する人たちが従来、通常の地元の学校にたくさん行っておったのが、やっぱりさらに高い教育機会を求めて特別支援学校に行かれるというふうなことがあって、定員をはるかに超える学校、そういったところを中心に新たに学校をつくったり、分校をつくったり、分教室をつくったりというふうなことが行われております。この進めるに当たっては、今現在は兵庫県の特別支援教育第二次推進計画というもの、これが平成26年にまとめられたものなんですけれども、これが平成30年まではその計画に載っている学校が新たにできると、分校設置であったり新校設置、それに基づいて行われております。なお、その結果、平成30年までは西播磨、この宍粟市で新たな分校ができるということはちょっと不可能であると。それから、その先はどうですかというふうなことを聞く中で、残念ながら西播磨特別支援学校もそんなに過密化はしていない、まだ余裕があるというふうなこの現状においては、正直、難しいですというふうな回答も得ております。そういう反面、こういった宍粟では特別支援学級をかなり手厚く、ほかの地域に比べて設置してもらっているというのが現状でございます。そういう部分でも、地元で子どもたちを受け入れるこの特別支援学級のさらなる充実というのは、今後も続けていきたいなと考えているところでございます。

また、高等学校なんかのほうでも、高等部の設置、分室を設置というふうなこと

も相談をかけてみたんですけれども、これも同様の理由で過密化になっていないのでなかなか難しいかなと。ただし、どうもこれ、国のこれからの動きを見ながらなんですけれども、平成30年ぐらいに、高等学校でも普通科に特別支援教育支援員のような、そういうふうな、通級指導とか、そういうふうな形の制度の導入がちょっと国のほうでも考えられているようで、真っ先にそれをお願いしていく、市のほうも県立の3校とも今後相談しながら、その充実を図っていけたらなと、そんなことを考えているところでございます。

伊藤委員長 実友委員。

実友委員 西播磨特別支援学校の事務長さんがたまたま山崎の方だったんですけれども、そういったことも1回考えたらいんじゃないかなという話もいただきました。今、お話をいただきましたには、平成30年までは無理だという話なんですけど、できればたくさんこちらにもおいでになりますし、非常に遠いところでございますので、できるだけ頑張って誘致をお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 それでは、特別支援教育サポートについて、主要施策の90ページを中心にお伺いしたいと思うんですが、まず最初に、表現のところで、私はやはり差別解消法とかが出てきても当たり前になってきているわけですから、この特別な支援というような表現がもう変わっていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。特別という言い方に非常に違和感を僕は覚えていまして、昔の障害児教育といったら、特別支援に変わっていったという変遷はあると思うんですが、いろんな表記、表現というのはどんどん変わっていつているので、やっぱりいつまでも特別な支援というふうに言うのは、何かその当事者の皆さんにとって、特別に受けているのかなというふうな受けとめ方にならないかなという気もいたします。

法律のほうは、周りへの合理的配慮というのがもう義務づけられてきていますから、こういうことが当たり前になされていかなければいけないということだろうというふうに思います。

その点で何点かお伺いしたいというふうに思うんですが、ことし、この4月から手話言語条例が宍粟市でも施行されます。学校教育現場における手話言語での取り組みというのはどのように考えておられるのか、お聞かせをください。

それから、学習の支援の問題と、それからハード面、施設でのバリアフリー化を含めた支援というようなこともあろうかというふうに思うんですが、学校教育現場

全体における合理的配慮をどの程度までされようとしているのか、その辺、過度な負担にならない範囲でというようなことも言っておられますけれども、どういうところが過度で、どういうところまでできるのかというのは、全くちょっとわかりませんので、そのお考えも含めてお伺いしたいと思います。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 まず、手話言語条例への対応ですけれども、今議会で宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例というのが可決をされました。この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域において、手話の使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市民及び事業者の責務及び役割を明らかにするものと、そういうふうにとらまえております。

この条例案をつくるに当たり、3回の検討委員会、こちらのほうには学校教育課のほうからも参加をし、ちょっと携わらせていただきましたが、特に宍粟市の学校現場におきましては、今現在、小・中学校ではキャップハンディ体験、アイマスク体験とかしておるわけなんですけれども、手話についてもそういった一環で学習しているところもあります。今後、この条例が制定されましたので、そういった部分で、もうちょっとその中身を考えて深めていけたらと、そんなふうに考えているところでございます。

それから、学校現場におきますこの合理的配慮、これについてなんですけれども、過度なもの、例えばものすごくお金のむちゃくちゃかかる施設整備とか、そういったものは簡単にはできないので、そういうところも考えられるのかなと思ったりしますし、それからものすごく専門性の高い人をつけてくれと言われても、そういった人が必ず確保できるかといったら、そういう難しさもあるかと思います。ただ、今現在、合理的配慮で三つの部分で、例えば人的な部分、これについては支援員、あるいは介助員のさらなる充実、こういったところでもまた特別支援学級の担任のスキルアップ、こういった部分ではこれからも継続していきたいと考えております。

それから、基礎的な環境整備というか、施設設備面、こういったところでも、極力要望に応えたいということで、例えばエレベーターの設置の必要なところなんか、かなり前向きに考えていただいて、進めておったりするところでございます。

それから、教育課程とかその中身のそういった部分でもどんどんと質を高めていかなければならないなということで、特にここ2年ほどはスーパーバイザーを中心に、各学校におけます個々の教育課程なんかもチェックしながら、より質の高いものになるように進めているところでございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 まず最初の手話言語に関する取り組みなんですが、先ほど先生おっしゃったのは、手話言語の普及の取り組みを学校の中で進めていこうみたいな話だったと思うんですね。当然、学校でみんなが手話ができる環境をつくっていくというのは大事なことかと思いますが、私が問うていますのは、そういう手話を必要とされる方が学ぶ場合、どのような手だてが行われるのかということを知っています。実際、そういう対象者の方はいらっしゃるというふうに伺っているんですけども、その辺なんです。なぜそう言うかといいますと、これまでそういう手話を必要とされる方は、この手話言語というものが一時禁止をされていたということで、口話教育、口の動きでもって先生のおっしゃっていることを読み解いていくという、そっちのほうに重心が置かれていたということで、なかなか学習を受ける、それで授業を受けてもなかなか理解が進まないということで、今度は手話がしっかり学校現場で提供されれば、そういう人たちも普通学校で学ぶことが可能になるだろうというふうに思っているわけです。今も普通学校っていったらおかしいですけど、小学校、中学校に通っておられる方があるというふうに聞いていますので、今後手話をきちり配置して授業をやるというふうな考えがあるのかどうか、その辺が聞きたかったわけです。

それが1点と、もう1点済みません。もう1点は、合理的配慮につきまして、これは健康福祉部サイドは、それぞれ当事者の皆さんにどういう合理的配慮を望まれますかという、今、意向調査をやっておられます。学校のほうも、そういう意向調査を当事者の皆さんに対してされるお気持ちはないでしょうか。その二つをお願いします。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 まず、宍粟市内にも難聴の学級とかもありますけど、確かにそこで手話の習得に努めるようなカリキュラムは、今現在はありません。今後、大きな流れの中で、そういった必要性は今後出てこようとも思いますので、またそれについてはちょっと教員のそのスキルの部分等とかも研修もしなければなりませんし、そういったところに今後進めていかなければならないのかなとも思います。

それから、合理的配慮の保護者への意向調査、これについては、ずっと、先ほど申しましたように、設備とか人的なもの以外にも、教育の中身についても、ずっと定期的に保護者のほうとはやりとりを、極力これをするようにということで、進めているところでございますので、その中で出てきましたリクエストにつきましては、

極力お答えできるように、また教育委員会のほうも支援をしているところでございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 アンケートをとるといふふうにはおっしゃいませんでしたね、今。ぜひ、当事者の意向をまず確認するというのも非常に大切かと思しますので、その辺はよろしく願いしたいと思えます

手話言語のことですが、周りからそういう状況が生まれるだろうというふうには、先生、今おっしゃいますけれども、状況としては、県レベルでは兵庫県はそういう条例をつくっておりません。兵庫県下でも、宍粟市は9市目だと思います。9番目だと思いますので、まだまだ全体的に県教委のほうから指示がおりてくるとか、そういうレベルには至っておりません。そういう中で、市独自に条例をつくっていったわけですから、やっぱり先進的に条例を持つようなところと十分連携をとっていただいて、条例を持っている町のほうから発信していくという、そのくらい積極的な取り組みを僕はお願いしたいなというふうに思っています。それが条例をつくったまちの果たす役割だろうというふうに思っていますので、お願いしたいと思えます。

伊藤委員長 答えは。

大畑委員 はい、お願いいたします。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 正直、現状、なかなかこれにつままして、そのレベルまでいっていないというのが事実ですので、今後、先進的なところの取り組み等も参考にさせていただきながら、また保護者のそういった特にニーズですね。そういうところもしっかりと確認しながら進めていけたらと考えております。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 それでは、88ページの一宮北中学校区、統合小学校整備事業について、質問させていただきたいと思えます。

この事業は、下三方、三方、繁盛小学校を学校規模適正化により、一宮北中学校に併設して、新設、開設するものでありますが、こういった小中の連携教育というのは意義があるのかどうか、お尋ねいたします。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 この小中連携が特に今、最近、言われておりますのは、一つ原因は、やっぱり中1ギャップ、小学校と中学校の段差による学校での不適應、こういったものが増えてきたと。それを解消するために、小中、さらに滑らかな接続を

目指して小中連携、小中一貫教育についての研究が進んできたというのが社会的な背景でございます。

その成果なんですけれども、いろんな国レベルの調査研究の結果なんかも見ておりましたも、例えば小学生が中学校の様子を理解することができて、中学校進学への不安を口にする子どもが減ってきたとか、あるいは、小中学校における指導方法の違いや子どもの成長、発達の違いについて理解が深まって、小中学校の教員の相互理解が進んできて、ちょっと指導の方法もちょっと非常に丁寧になってきたとか、あるいは、学習や体験活動なんかにおきましては、中学生が小学生に対して相談に乗ったり助言したりと、そういうふうなかかわりを持つことによって、特に中学生、非常に優しさが、いたわりの心が育ったり生まれてきたとか、また落ちついた雰囲気のある学校になったとか、そういうふうないろんな成果が見られております。こういうことを目指しまして、この北中校区では併設にもなりましたので、さらにこういった部分での取り組みを進めていけたらなと考えているところでございます。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 先ほども言われましたように、発達の課題といたしますか、すごく小学、中学は違いがあると思うんです。特に中学は思春期が真ただ中で、それぞれの子どもたちが生きづらさの中でさまざまな行動を行うと思うんですけれども、そのような中、小学校、中学校連携ということで、先生方が対応できるのかどうか心配なんです、いかがでしょうか。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 特に連携で大事にしたいのは、小学校のときにこのような対応をしたらうまいこといきましたよというふうな、そういう指導のいい実践が、こういったものをやっぱり中学校は受け継ぐべきと、そういうふうなところで、中学校と小学校が先生方が情報共有しながら当たっていくというのは、非常に有効と考えているところでございます。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 すごく学校、小中連携教育のよさばかりをおっしゃられるんですけれども、私としては、やはりその小学生、中学生それぞれ課題もありますし、中学生の思春期真ただ中の不安定な中で、今度新たに小学校の子どもたちと一緒に交わっていくという中で、不安が残るんですけれども、そのデメリットというところでは考えておられないんでしょうか。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 今、子ども出会いふれあい教室というふうなことで、中学生と幼稚園の交流なんかもしているんです。これを市内全部でやっているんですけどもね。中学校の3年生の子が幼稚園の子なんかとふれあうというような体験をしたときに、例えばこんな事例がありました。卒業前に3年生の子が、卒業生を送る会みたいな、中学校でよくやっているんですけども、そこへサプライズゲストでその交流をしていた幼稚園の子たちが、お兄ちゃん、お姉ちゃんにとって感謝の言葉を述べに来て、そのときに中学生がもう泣いたりする、そういうふうなことで、非常にその心を育てるとか、小さい異年齢の弱い者を中学生が世話をするというふうな、そういう体験は非常に心を育てるという部分でメリットがあります。その小さい子に対して悪いことをしたとかいうふうなことは、宍粟市内においては今まで一遍も報告は聞いておりません。

伊藤委員長 山下委員、次、もうやってください。

山下委員 それでは次にいきたいと思います。

さきに配付してくださった資料の25ページに、平成28年度預かり保育学童保育入所申し込み児童数という表があるんですけども、この中で、預かり保育学童保育の4年生、5年生の利用が非常に少なく、また6年生の利用がないのはどういう理由からですか。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 失礼します。

学童保育につきましては、御存じのとおり、平成26年度までは小学校3年生までということで、放課後を家庭で過ごすという児童で実施してまいりましたけれども、この平成27年4月より、子ども子育て支援制度によって、6年生まで拡充されております。ただ、今まで3年生までということもあったかもわかりませんが、4年生、5年生、6年生と減ってくるわけですけども、かなり大きくなっているということで、家で過ごせるという形で、6年生につきましては入所の申し込みがなかったということがございます。4年生、5年生についてもそういった形で、3年生までと違いまして、家で過ごせるというふうに保護者の方の判断ではないかなと思います。

また、学童保育、ずっと僕もたまに行くんですけども、それぞれ学童では宿題タイム、また遊びのタイム、またおやつタイムと、低学年のときにはそういう規律を学童ではいろいろ教えているわけがございますけれども、そういった中で、低

学年のときにそういったことを教えて、小学4年、5年、6年と大きくなるにしたがって、自分でその辺もできるということで、保育料のこともあろうかと思えますけれども、家のほうで過ごせるというふうに判断されているものと思えます。

また、学校のグラウンドの中でも、遊んでいる子どもが学童の子、また一般の子どもと遊んでいる様子もよくありますので、そういった形で高学年になれば、申し込みをされていないのが現状だと思っております。

以上です。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 このごろ、子どもの貧困が非常に進んでおりまして、特に以前にもこの事件がありましたように、親が仕事とかで子どもの夕食もつくれずにおられる中、子どもが夜遅くまで外をうろろうして、そんな事件に巻き込まれるみたいなことも起こっているんですけども、この学童保育を利用されていない4年、5年、6年生の子どもたちの学校が終わった後のその状況というのはどのようなことになっているのでしょうか。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 学童保育に参加していないということで、家に帰ったり、あるいは家の近所で友達と遊んだりというふうな生活でございます。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 私は考えるのは、このごろそういった、先ほど言いましたような夜遅く町をさまよわざるを得ないような子どもたちが本当に宍粟市にいないのかどうか、しっかりと把握してもらって、そしてこの4年、5年、6年生の学童保育を利用していない人たちに対しても、何らかの支援が必要なんじゃないかなと考えるんですけども、そのあたりはいかがですか。

伊藤委員長 藤原部長。

藤原教育部長 利用していない4・5・6年生の実態というのが、実際つかめていないというのが事実だと思います。その子どもたちの貧困とその対策ということにつきましては、その状況等も把握しながら、福祉のほうとも連携しながら進めていきたいと考えております。

伊藤委員長 関連ですか。

大畑委員 私も通告しております。

伊藤委員長 そうですか。

大畑委員。

大畑委員 預かり保育と学童とを分けて質問させていただこうと思うんですが、まず預かり保育については、資料の25ページに記載をさせていただいておりますが、市内で5カ所しかされておられません。これは地域的に非常に不公平があるというふうに感じておりますが、この地域格差をどのように是正しようと考えておられますか。まずその点をお伺いします。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 学童保育の預かり保育ですけれども、要するに幼稚園で今しているところでございます。うちの宍粟市の幼保一元化計画によりまして、それぞれ幼稚園と保育所を一緒にするわけでございますけれども、幼保一元化の施設ができたところからその預かり保育については取り組んでいこうという方針になっております。そういう中で、今、幼稚園の預かり保育につきましては、現状の合併前から実施しているところで維持をしているというところでございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 何か全てのことが幼保一元化計画と絡んでしまっていて、こういう地域格差が生まれているんですけれども、やはりこれは幼稚園、預かり保育で言いましたら幼稚園の課程が終わった後、夕方まで預かるということだろうというふうに思うんですね。また、そこにファミリーサポーター、ファミサポと言われる方々が配置をされて、子どもさんの送迎なんかもできるようなサービスがあるということなんですが、それが幼保一元化とは僕は関係ないと思うんですね。そういう子どもさんたちの安全安心はもう学童の利用していない方はどうするんだというのがありましたが、幼保一元化が進んでいるんだっただけなら言いませんけれども、全く進まない状況の中でこういう一部しかやらないというサービスが、これが本当に公平公正に行われているのかということの指摘をしているんです。幼保一元化が取り組みできたところからやりますなんて、ずっとそのことを言い続けて、不公平なものを格差を解消しようとしなくて、そういう姿勢に僕はいろいろ皆さんが怒られているというふうに思うし、信用されていないんじゃないかなというふうに思うんですよ。だから、これは合併前からやっているところを引きずっているだけの話でしょう。一向に広がっていないじゃないですか。だから、幼保一元化とは全く僕は関係ない話だというふうに思うんですけどね。なぜほかでそういうことをしないのか、要望がないんだっただけじゃないんです。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 大畑委員のおっしゃることもわかりますけれども、現状、こ

ちらの今やっているところ以外、5カ所以外のところではやっておりませんが、基本的にはそれぞれ就労されている中で、保育所があります。そのほうで受け皿として1日中の子どもの預かりを、保育をやっているということで、先ほど言われたニーズ的に言いますと、そんなには幼稚園に通われている中で、後の預かりというのはこちらとしては、全体的から見ましたら数は多くないという判断でございます。現に城下幼稚園のほうではやっておりませんが、2名の方がファミサポで山崎幼稚園の預かりのほうに行っております。また、戸原保育所では1名、学童のほうですけれども、ファミサポで使っております。

そういう中で、基本的に今、僕が判断している中では、全体的に効果的という意味で言いますと、まだその学童預かりを広げるところではございませんので、幼保一元化計画の中で、再々言いますけれども、平成21年度に作成した中では、基本的には保育所及び幼保一元化施設が担うものとして、預かり保育が拡充しないという方針で基づいて、この間、説明申し上げているとおりでございます。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 幾ら言っても、もう無理というか、わかってもらえないというふうに思うんですけれども、そのニーズがないではなくて、募集をしないし、これ以上預かり保育をやろうとしないから、ニーズが把握できないと僕は思います。波賀地域なんか、ファミサポのそういうサービスもしっかりあれば、必ずニーズは僕は出てくるだろうというふうに思いますので、答弁は結構です。この格差をいつまでもこのようにしてはいけないという指摘だけして、次にいきたいと思うんですが、学童保育所のほうです。これ、補正予算でも相当指導員の賃金が減額になりました。二千何百万円だったと思います。私は非常に待遇が悪いのではないかなというふうに思っているんです。所長クラスを予定していたのになり手がなかったというのは、どう考えても僕は処遇の問題と絡んでいるのではないかなというふうに思います。それから、今既に学童で働いておられる方々についても、非常に低賃金なんじゃないかなというふうに考えておまして、指導員の処遇改善について、今年度何か新たな考えをお持ちなんでしょうか。お伺いします。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 先ほど言われた所長の内定についてでございますけれども、それぞれ後継者づくりということで、その辺についても学童の現場と話し合いをしております。その中で、何人かの候補の中で話の中ではやはり、所長という職が大

変なのか、辞退されたという経緯もございました。

それとまた、学童指導員の処遇改善ですけれども、その辺、そういったこともありまして、この平成27年4月には、それぞれの指導員、資格を持っている人、資格のない人の時間単価を改正させていただいております。その処遇の中で、また一つはどうしてもほかの職種と違いまして、学童の場合は指導員として昼からの学校を降園してからの6時までということで、時間的にも短いということも課題があります。しかしながら、そういったところも踏まえまして、この4月には単価改正をさせていただいております。また今後も、学童に対するニーズとか、また全国的には学童に対する重要性というのも示されておりますので、今後また様子を見ながら、その辺についてはまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 課長ね、お金が欲しくて皆さん言っているんじゃないんですよ。最近、テレビ、マスコミ通じて、例の「保育所落ちた。日本死ね」というあの乱暴なことで、多くの保護者の方が私も落ちたというふうなことで官邸に押し寄せて、結局、何が保育所落ちている原因かというたら、保育士が足りないということが明らかになってきてね。その保育士が足りないというのは、いわゆるその仕事と処遇とのつり合いがとれていないということも、全てじゃないですけれども、大きく原因していると。そういうことを改善していくことが、保育環境を整えることになる。そういうことがわかってきているわけで、もうずっと前から言われていますけれども。ですから、私は学童保育のところも非常に重要だし、ニーズも非常に高まっているのであれば、そこのところをしっかりとやっぱり考えていただきたいということなんです。通り一遍の回答じゃなくて、しっかりとそこをやっぱり今の状況を、皆さんの働く側の人々の状況も踏まえた上でやっぱり考えていただきたいというふうにお願ひしておきます。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 大畑委員のおっしゃるとおり、現場とも話をしながら、その辺につきましてもよく協議しながら検討してまいりたいと思います。

伊藤委員長 よろしいですか。

ちょっと休憩をとります。

半まで休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時30分再開

伊藤委員長 休憩を解き、再開いたします。

学童保育で質問がありますので、実友委員。

実友委員 今、学童の関係につきましては、課長のほうから話を聞かせていただいて、もう言うても無理かなという話もわかっているんですけども、一言だけ言わせてもらいたいと思うんです。

私たちの地域、非常に生徒も少ない学校なんですけれども、その少ない学校で、先日までまだ、ことし1年生に入れるなというふうに私たちが見ておった子が、家で見てもらえない子ができまして、家族中、この3月にアパートに引っ越したという話があるんです。そういったことを考えますと、小さな学校でも学童保育はしていただかなければ、余計に人数が少なくなってしまうというようなことが起きました。それが1組だけじゃなしに、どうも2組おられるような感じがいたします。人数も非常に少ない中で、また減っていくなということを思っておりますので、学童についてはもう一度考えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 学童につきましては、お手元の25ページにありますように、宍粟市内15カ所で実施しております。その中で、学童につきましてはそれぞれ基準もあるわけでございますけれども、基本的には学童の一つの基準としまして、10人以上の希望者があれば設置するというふうな中で、今までできております。そうした中でしておりますけれども、学童は小規模の中で設置するといいますと、例えば今おっしゃいました2、3人であっても、そこに所長を置いたり、また指導員を最低2人は置かないけないようになっております。

そうした中で、今、通常からこの15カ所、今設置しておりますけれども、非常に通常の平日におきましても、指導員の不足ということで、この4月、今何とかスタート、指導員でスタートさせるわけですけれども、月額在所長が8人おります。また支援員34人、またそれぞれ加配の必要な子もそれぞれの学童の中でおります。そういった中で、常時54人ほど今、宍粟市内では指導員を配置しているわけなんですけど、その中でも足り苦しい中で、今、特に長期休業日、夏休みになりますと時間がまた朝から夜までとなります。その中の手配も今後またしていかなければならない現状であります。また、去年までですと高校生のボランティアをお願いしたりして、

ことしもそういったことも検討しながら、非常に指導員不足というのが苦しい状況でございます。

そうした中で、今のところ小規模校で、今のところ戸原小学校区、都多小学校区と学童がございません。そういう中で、平成24年度ぐらいに一応、アンケートをとった経緯がございまして、そのときはほぼ1名か数名、どちらの小学校もそういう形で、今回10人以下ということで、まだ開設していない状況でありますけれども、今後そういったことも含めながら、今、厳しい状況で今すぐにはなかなか対応できない中で、将来のことも考えてまた検討はしていきたいと思えます。

それと、もしそういう場合は、先ほども僕、申し上げましたように、ファミサポ、ファミリーサポートという制度がありますので、そういったところも案内しながら、また対応をしていきたいなと思えます。

以上です。

伊藤委員長 よろしいですか。

山下委員。

山下委員 それでは、その幼保一元化推進事業についての質問に入りたいと思えます。

1号認定の3歳児の幼児教育が受けられないのは権利侵害ではないのかということと、あと、主要施策の93ページのこの事業の需用費、委託料、補助金の詳細をお尋ねいたします。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 一つ目のあれですけれども、資料24ページだと思えますけれども、24ページのこの表でございます。これは、上にも書いてありますように、保育所、また認定こども園、認可保育所の入所状況でございます。この入所状況の中で、下、区分、認定区分としてそれぞれ1号が17名ということで、これは千種幼稚園の17名でございます。あとはそれぞれ保育所、3歳以上が2号認定、それから3歳以下が3号認定という形で、認定の区分分けということで下の表をつけております。

それと、その中で、千種の新規入所の6という数があります。それが3歳児幼児教育の1号認定部分でございます。

それから、お手元の資料の23ページ、その前ですけれども、その幼稚園が一番下で、中学校、小学校ありますけれども、幼稚園、この3歳児、年少、年長、それぞれ合計全部で262人ありますけれども、これにつきましても、1号認定というこ

とでございますので、説明しておきます。

3歳児教育につきましては、以前も申しましたけれども、教育委員会のほうでは認定こども園からということで、常に言うております。その中で、人数、何らかで特にこの間の中で、先般の議会でもありましたけれども、波賀のほうでは3歳児幼児教育というのは合併前から実施されていたという経緯の中で、そこではことし、平成27年度は実施要項の中で実施しております。また、千種のほうでは認定こども園でそこで受け皿として3歳児教育を始めております。これ、今後山崎、一宮におきましても、これから一宮北につきましては、この4月から協議会に入っていきます。そうした中で、山崎のほうではこの4月から、みのり保育所のほうで幼保連携型認定こども園ということで、3・4・5歳15人の枠、3歳児は5人ですけれども、そういった3歳児教育の受け皿を準備ができるところでございます。宍粟市としましては、今後とも認定こども園の推進に力を入れまして、そういった形で3歳児幼児教育の受け皿ができるように努力してまいりたいと思います。

それから、93ページの需用費、委託料、補助金の詳細についてでございますけれども、これにつきましては、幼保一元化推進にかかる事業の経費でございます、需用費につきましては、それぞれ幼保一元化の推進における協議会とか地域の委員会にかかる消耗品等の事務的経費でございます。それとまた、委託料としましては、それぞれ千種認定こども園における消防設備、保守点検の委託とか、自家用電気工作物の管理委託料、あるいはまた幼保連携型保育事業ということで、千種認定こども園がするとき、前年度に幼稚園と保育所の職員の交流ということで、今度も地域が一宮北地区協議会、あるいは波賀のほうで進むことによって、認定こども園ができる前の前年度からそういった交流ということでしております。その人件費相当分の委託料という形で予算化させております。それが委託料でございます。

それから、補助金につきましては、それぞれ認定こども園におけるそれぞれの支援をする経費でございます。以前も委員会のほうでも説明させていただきましたけれども、養護教諭とか、また栄養士、また3・4・5歳の担任制に伴う保育教諭、またその幼稚園の教諭が昼から研修できるためのその体制、あるいはまた通園バスにかかる経費とか、そういった形の支援をする補助金ということになっております。

以上です。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 教育委員会が民間にできることは民間という考え方を変えずに、その地域の子育ての環境とか、地域の皆さんの意見を聞かないで進めているので、このさ

さまざまな問題が、先ほど言いましたような問題が起こってきていると思うんです。そこでやはり住民の意見を反映した幼保一元化計画に変えていくというところで必要があると思うんですが、いかがですか。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 教育委員会としましては、地域の声を聞いていないとは思っておりません。委員会を立ち上げる中で地域の声を聞きながら、その中で話し合いをしておりますので、民間にできることは民間で、また社会福祉法人という形で、この間説明申し上げる中で、そういったところはまた千種みたいに公私連携しながら、それは慎重に話し合いながら、また今後とも丁寧に話し合いながらしていく姿勢でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

伊藤委員長 関連で福嶋委員。

福嶋委員 まず、幼保一元化について、これは何度も一般質問とかいろいろなところで言われていると思うんですけれども、これが進んでいるのか、あるいはおこなわれているのか。もしおこなわれているとすれば、その原因ですね。原因は何なのかということをお教えいただきたい。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 幼保一元化推進計画でございますけれども、御存じのとおり平成21年から30年の10カ年を目標に進めてきましたけれども、現状実績として、千種杉の子こども園の1園のみとなっております。そういうことからしますと、計画と比べておこなわれているのかなと思います。

ただ、その中でも動きとしまして、御存じのとおり、千種中学校区、また一宮北中学校区、一宮南中学校区、それから戸原小学校区と、地域の委員会を立ち上げて、この間、皆さんと協議をしていることでございます。

その中で、今おっしゃっていましたが進んでいない原因ということなんですけれども、特にこの間、委員会の中では公立でこども園を運営してほしいという声が大きく、社会福祉法人での運営は不安だしというふうなことがございます。あるいはまた、地域と密着した幼稚園がなくなることへの不安とか、もちろん公立幼稚園だったら安心というふうな意見も出ております。それと一方、先ほど言いました民間さんの中で、民間がない地域におきましては、どんな法人なのかというふうな形で、それに対する不安とか、あるいは幼稚園、保育所に対する内容の違いで不安視されていることもあります。そうした中で、こちらとしましても丁寧に説明してきたつもりでございますので、今後ともそういった不安を解消するために、千種杉の子こ

ども園のような公私連携の実情も話をしたり、こっちとしてはそういうふうに努めているわけですが、今後ともそういったことを丁寧に説明しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 いわゆるおくられていると、一言で言えばね。そういうことだと思わすけれども。私の地区の戸原地区においても、一応、公か民か、そういうことのみでとまっていると、こういうふうに通うんですね。例えば、前にも言ったかもわかりませんが、朝来市に行ったとき、朝来市は何ぼか、六つか七つのこども園ができておりました。全て公でやっておりました。一つはあとはどうなるかわかりません。もう一つやれば、全てでき上がるんだというふうな話を聞きました。あるいは、豊岡ではどちらかでやってほしいということで、ほぼ半々ぐらいでやると、社会福祉法人といわゆる公でやるのと、これを半々ぐらいでやるんだと。やはりここには、前から言うことなんですけれども、選択肢がないということで、おくられていると思わすんですね。この辺で、やはり同じことを何回も何回も言うんですけれども、ほかの方もおっしゃるんですけれども、やはり何とかそれを打開しなきゃならないなという考え方がないのかなと思わすね。それをやらないと、我々のほうから今度またそういうことを申し上げるような機会になってくるというかね。そういうことも考えているので、その辺はひとつ。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 非常に委員さんがおっしゃるのはわかります。この間、保護者のほうとも話をする中で、一部ではそういう公立でという大きな声もありますけれども、また一方、認定こども園をやはり進めてほしいという意見もございました。ある都会のほうでは、認定こども園はずっと進んでいるというふうな意見があるのもたしかでございます。その辺もまた公私連携という中で、まだ説明が十分にできていないところもありますし、もう少し議論を深めて、お互いにいい環境になるように、今後とも努力してまいりたいと思います。

以上です。

伊藤委員長 続いて、稲田委員。

稲田委員 同様の質問が多いので、違った角度から質問させていただきます。

まず、幼保一元化推進事業なんですけれども、現在までの動きを見てみると、なかなかスムーズに地域の合意が得られる状況ではないと。それで、私、民だ公だと

いう、そういう議論もあるんですけども、大きな理由として二つあるんじゃないかなと。まず、千種が、こども園がまだ現段階では安定しない。もう一つは、公立だとやはり要望しやすい部分があるが、民間だと要望しにくい。という部分で、千種の人声なんですけれども、これ、賛否両論あると思います。まずこども園設立のときにガイドラインをつくったが、建物ができたらほったらかしというイメージを持っておられます。そのことにより、保育園型の幼児教育に変わってしまうのではないかという不安、託児主体になってしまうということですね。さらに、親同士のかかわりが希薄になっている、個々の対応はできても、懇談する機会がない。幼児教育がおろそかになることは予測できたと。また、遊戯室と乳幼児の部屋が近過ぎて、子どもはうるさくても眠れる、環境になれるとの教育委員会の答えだったと。事前に全てのことが指摘されていたにもかかわらず、聞き入れてもらえなかった。行政の意見を取り入れてもらえる人ばかりを協議会で集めていると。こういう意識を持たれているところが見本になっているんですよ、今。みんなそこに見学に行かれて、そこでこども園がいいなんて思わないですよ。だから、まず千種の整備を急いでいただきたい。

今度、一宮北校区で地域の委員会が協議会になるということで、その今後の進め方というのはとっても大事だと思うんですね。例えば人選であったり、事務的レベルで結構なんで、同じ轍を踏まない、一宮にとってはまた一からという形で、千種がこうだったから一宮も同じようにするじゃなくて、また別の角度からいろんな意見を取り入れてやっていただきたいと思うんですけども、現在その進め方としてはどういう進め方を考えておられるか、お聞きします。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 すみません。進め方。北中学校のほうね。

千種のほうを先に。言いました、確かに認定こども園の中で、全て全てが保護者が満足というのではないとは思いますが。どの施設でもそうかと思えますけれども、ただ、ほったらかしにしているというふうではございません。さっき、また以前にも説明しましたけれども、公私連携という形で職員派遣とか、あるいはまた理事会、学校協議会のほうに派遣等しながら、教育委員会が、あるいは市がその公私連携ということで、千種杉の子こども園にかかわっておるといのはたしかでございます。

その中で、どうしても保育所と幼稚園が一緒になった、これは私立に限らず公立でやっても一緒になるとは思いますがけれども、どうしてもその中で、思ったよりということで、幼稚園がそのまま認定こども園になったからといって、そのとおりに

はいくことはないと思います。ただし、その中ではお互いに話をしながら、今後よりよい環境になるように、それはこれからつくり上げていくものだと思います。親同士の中で、そういった意見もありますけれども、そこら辺も園長ほか職員としっかり話し合いながら、現場でも努力されておりますし、そういったことで今後も話し合いをしながら、よりよい環境になるように努めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いします。

それから、北中校区ですけれども、御存じのとおりこの4月から協議会になる予定でございますけれども、その協議会の中で、今後委員会の報告をこの間いただきまして、昨日教育委員会にかけたわけでございますけれども、決して満場一致か100%という形で言うことではございません。その中でやはりまだ具体が見えないところとか、ある程度のこのまま地域の委員会の声としては、こういったこう着状態がずっと続くよりは、ある程度具体の中で詰めていくほうがいいんじゃないかということで、協議会ではこれから具体のことを詰めていきながら、お互いにいい環境になるように話し合いをしていこうということなんで、強引にこっちが進めるということじゃなしに、協議会になってまた千種のときでもそうでしたけれども、協議会の中で2年間話し合ってきました。そうした中で、お互いがある程度は納得しなくても理解できる方向で、今後丁寧に進めていく所存でございます。

以上です。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 確かに全ての方が満足するというのは難しいと。それからその1人のために、ほかの残りの方が犠牲になるようなことはあってはならないと思うんですけども、その協議会にしても、やはり教育委員会が考えられる進め方と預けられる利用者の方との進め方にしても、乖離があると。その辺が、どこでどういう溝ができたのかなと思うような、何かその進め方自体に反発されているんじゃないかなという意識があるので、その理解を得られる、その妥協点といったら言葉は悪いんですけども、その辺がいいかげんになっているかなと。例えば自治会長さんとかいるんな方が寄られて、それから保育園の代表とか保護者の代表も寄られるかとは思いますが、その方たちの意見を全て聞き入れることは難しいにしても、同じ失敗とは言いません、千種が失敗とは言いませんけれども、問題点というのはやはりはっきりしているわけですから、そこを千種でできなかったことがほかでできるはずがないんですよ。だから地域が違っても考えていることは一つなんで、千種のほうを活かしていただきたいと思うんです。この議論というのは、もうここです

ることじゃないと思っているので、僕は基本的には幼保一元化は否定しておりません。その進め方だけ慎重にやっていただきたいと。

もう1点だけ、こども園になると、順次やっていくとしても、今、例えば山崎町内だったら一つ。それが例えば施設整備なんかには安心こども基金、これの国も緩和していかなあかんのじゃないかなという考えなんですけれども、その辺は、宍粟市としてはこれ県とか国の、都道府県に対してのものなので、こういう利用というのは、今後積極的に申請があったら進めていけるんですかね。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 千種の場合は違いますけれども、通常、認可保育所なんかでは安全基金を活用して今までも整備をしております。そういった中で活用はできますので、その辺はまた県とも協議しながら、またその経費のあり方につきましては、今後また十分検討して進めていきたいなと思います。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 各地域の都市部と全然違いますので、状況が、実情に合ったものにしていくという国のほうも変わってきておりますので、その緩和に合わせて説明なり周知をお願いしたいと思います。

伊藤委員長 関連ですか。ちょっと待ってくださいね。大畑委員が出てるんですけれども、そのあとでよろしいですか。

藤原委員。

藤原委員 先ほど、主要施策の93ページあたりで認定こども園の運営補助金1,400何がしの金額について、今、課長のほうからちょっと説明があって、ちょっとその19節の分なんですけど、補助金の分なんですけれども、これ人件費みたいなものがあるって、ちょっと聞き取りにくかったんですけれども、それはいいんですけれども、例えば、今の杉の子保育園ですか、そこには市から園長先生か何か派遣されてるわね。その部分については、要するに、幼稚園部分というのか、それも兼ねているということで、市が人件費といいますか、給与をお支払いされて、そしてその分については、もう向こうの保育所は全然ノータッチいうか、関係ないんですね。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 千種杉の子の場合、園長先生はこちらの職員でございますので、向こうの人件費には関係ないということでございます。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 それで、次の質問とも関連性があるんですけれども、山崎の社会福祉法

人が幼保連携型の認定こども園105名ということで、今、県に申請されて、間もなく認定がおりると思うんですけれども、この際、確かにここの認定こども園は定数が90名ということで、105名で何かやられているんですけれども、これは十分、施設的には、定員的には十分対応できるのかなと思うんですけれども、このことをすることによって、その施設の改良とか、そういう補助申請がなかったのかどうか。というのは、公設民営で千種はそういうことで市が建てて、そして経営をやっていると。今回の場合はこういう社会福祉法人がみずから手を挙げられたと。これが次々といいですか、ほかに波及されるような場合があるんですけれども、そのことも含め、どのように教育委員会のほうは考えておられるのか、答弁を求めたいと思います。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 今回、みのりのこども園につきましては、この4月1日の認可ですけれども、予算は計上しておりません。そのまた施設整備につきましては、先ほども言われたとおり、現状、今、認可保育所の中では、今の経過措置の中で幼保連携型認定こども園のままなのはみのり保育所だけでございます。それについては、そこの運営主体とも話の中で、今は整備をするつもりはございません。ただ、一部、中で、3・4・5歳の中でそれぞれ基準がありますので、パーティションの中でちょっと仕切りを移動するというふうな整備で今回はするつもりでございます。将来、また施設拡大とかそういうことになったら、また協議の中で何らかの補助金を使われるということはあるかもわかりませんが、今のところは施設整備的には、中でのちょっとした移動ぐらいのことで、その整備費の補助は使用する予定はございません。

以上です。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 もう1点、要するに、こういう方式というか、こういう要するに社会福祉法人がみずから手を挙げられる。例えば、波賀なんかでも私がやりますというような場合に、今の施設で対応できなかったら、この波賀の場合は社会福祉法人が手を挙げられたら、市の方針に沿っているんだから、それは問題ない、歓迎かもしれないけれども、そういうことを次々やられた場合に、その施設の改良、改修があった場合に、市がこの公設民営とのかかわりはどうなるのかなということで、ちょっとその辺を、将来的にどのように考えられるのか。例えばまた、山崎で手を挙げられる方もあるかもしれん。あるいは、波賀でも手を挙げられる可能性がある。そうい

うような場合にどうされるのか。あれ、たしかこういう認定には、市長の意見も何か要るんじゃないんですか。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 今、この4月から、みのり保育所もそうですけれども、今後、それぞれでまたいずれ、この話、この4月から運営する中での話もしておりますけれども、いずれ、公立幼稚園も閉じるというふうなことも想定されます。そうした中では、地域の委員会を立ち上げて、その中でお互い地域と協議しながら、こういった公私連携になるのか、あるいはそのままの幼保連携型になるのかというのもまた議論していきながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

伊藤委員長 よろしいですか。

続いて大畑委員。

大畑委員 それでは、3歳児の幼児教育中心に話をさせていただきたいというふうに思うんですが、ずっと、この場で言っても、もうせんない話なんですけれども、不公平に施策が行われていると。これはもう市民がわからない中で進んでいるということで、不公平の部分を明らかにしていかなあかなというふうに、私はいつも思っております。

大前提になっているのが、その幼保一元化計画について、部長は冒頭に理解が今後也得られるようにというふうに言われるけれども、住民は、市民はもう理解しています。理解しようとしなのは教育委員会です。やっぱり、本質的な議論を市民はしているのに、それをほぐらかしているのは教育委員会です。何が本質かということ、公教育が大事だというふうに言われているところと、おろそかにしているところとの争いみたいになっているわけですよ。そこを全く無視しているというように僕は思います。本質の部分で、やっぱり今後とも双方が理解がされるように、僕はやっていただきたいというふうに思います。

今、どこの町も子育てするならうちでというようなことをスローガンに、地域創生を頑張っている中で、いつまでもこんなことやって、本当に子育てしたいという人が、若い人がこの町に訪れてくれるんだろうかなということを、いつも僕は心配をしているところです。

それで、資料請求も含めてお願いをしていましたので、休憩のあと出るのかなと思ったら出てこないんでちょっとがっかりしたんですけれども、一つは、これは口頭で言っていたら結構です。23ページのところで、幼稚園の山崎幼稚園から

三方幼稚園までのこの3歳児というところですよ。募集をしていませんから、ホームページを見ても幼稚園のところでは1号認定の募集かけてませんから、宍粟市だけ、ほかの町はやってますけど。田村課長に聞いたら、いや幼稚園の募集ほかでやってませんかと言ったけど、どこ探してもホームページありませんから、そこはちょっとおかしいと思うんですが、ここの人数ですね。1号認定で3歳児ね。そのうち保育所へ行かれる方がいるでしょうから、実際、山崎エリアで3歳児は何人いらっしゃるって、2号に行っている人はうち何人なのか。引いたら、残りの数でも結構です。3歳児のうち、2号を除いた人数でも結構です。これをお示しくださいというふうにお願いしていましたので、まずこれからお願いいたします。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 3歳児の宍粟市全体では、一応こちらが把握しているのは301人でございます。その中で、3歳児、今、1号認定で幼稚園、波賀幼稚園、千種幼稚園に行っている子が12名ございます。それから保育所のほうの3歳児が214名ございます。それを301から引きますと75名が在宅のほうで今、子どもをみておられるというふうな数でございます。

その中で、山崎町は54名、それから一宮は17名という形でございます。それから、波賀は3名、千種が1名ということで、合計75名となっております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 いや、ここの幼稚園区ごとに何人ですかということをお尋ねしているんですけども。全体くくられると困るんですが。

伊藤委員長 資料、つくって出したたら。

田村課長。

田村こども未来課長 幼稚園は園区あるんです。保育所のほうがちょっと園区がないので、そういう入りまじっておりますので、ちょっとそれ、非常にそれを分けるのは難しいんでございますけれども。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 また、資料提供ください。できると思うんです。その園区にいらっしゃる3歳児があって、そこから2号認定になっている人が何人というのはわかると思うので、またお示しをいただきたいと思いますが、要は全体で75の方が在宅でいらっしゃるという、このあたりがやっぱり私はひとつ問題だろうというふうに思います。これは待機児童と言ってもいいんじゃないかなというふうに思います。こういうものを解消するために、子ども子育ての新支援制度をつくっておられるという

ふうに思います。

教育長はいつも努力義務だというふうに言われるんです。行政が法律に定めてあるものを努力義務なんて言ったら、法律なんかあってないようなものです。だから、責務ですよ。ただ、義務教育だって努力義務ということになりますからね。そんなことが許されていいのかというふうに思いますから、私は早くこの待機児童を在宅でいらっしゃる人たちの教育が受けられるようにすべきだというふうに思います。

それで、もう一つの不公平の話は、今回、一般質問でも言いましたが、幼児教育の無償化が始まりました。それと、この3歳児の在宅との関係で伺いたいんですが、ひとり親世帯が2子から無償化になっております。それから、多子世帯、これも年齢制限が撤廃されることによって、第2子が半額、第3子以降が無償化というふうになっております。こういう今、3歳児75名が在宅でいらっしゃるうちに、この無償化の適用を受けられる方が何人いらっしゃるでしょうか。

伊藤委員長 誰が言うてくれてんやろか。わからなんだら、またあとで資料を出してきはったらいいと思います。

田村課長。

田村こども未来課長 こちらとしましては、3歳児の幼児教育ということで、申し込みとか、その入所希望というふうにはとっておりませんので、この中ではいないという判断でございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 何を言ってるんですか。募集していないからいないってどういうことですか。この法律の適用を受ける人が存在することすらつかんでいないということですか。そんなことでいいんですか、これ。

伊藤委員長 藤原部長。

藤原教育部長 後ほど資料を整理しまして提出ということでもよろしいでしょうか。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 募集してなかったらつかめてないとおっしゃるのに、資料なんか出るはずないじゃないですか。ひとり親で、あるいは多子世帯で、子どもの教育に苦労している方々の教育費を軽減をしていって、全ての子どもの教育の機会を均等にしていこう。親の経済の状況に関係なく、等しく次代を担う子どもを育てていこうという制度の中で生まれてきていることじゃないですか。募集してないからわからないって、そんな無責任なことでいいんですか。宍粟市の中に、こういう対象になる方がどれだけいらっしゃるのかということ把握して、そして予算化すべきなんじゃ

ないんですか。こんなふざけた話はないですよ。僕はずっとそのことを言い続けているんです。

皆さんがやっておられることは、これは利用者負担の資料を出してくださいって言ったのもそうなんです。2号認定、3号認定で保育所へ行っておられる市内全体を見たときに、認定こども園を選択をされた人たちだけが軽減措置を別途適用を受けているんです。宍粟市独自の。認定こども園を選択していない地域は、保育料にも格差があるんです。こんなやり方が本当に行政としてやるべきことですか。資料を出してもらうという問題じゃないんですよ。そこをどういうふうにご考えておられるんですか。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 認定こども園、以前の委員会でも申し上げさせていただきました。保育所と幼稚園の保育料につきましては、御存じのとおり違いがあります。また今回、昨年度につきましては、認定こども園の保育料につきましても基本的には幼稚園児と保育園児がその中で同じ施設の中で暮らすということで、そこら辺に保育料の差をつけるというのは好ましくないというふうなことから、1号認定と2号認定の保育料とは別に、認定こども園の保育料を定めさせていただいた経緯でございます。特にまた施設として、幼保連携型認定こども園ということで、御存じのとおり、幼稚園につきましては幼児教育、文部科学省の幼児教育の要領によります施設でございます。また、厚生労働省の保育所は保育指針に基づく。また、幼保連携型認定こども園につきましては、平成27年4月から、幼保連携型教育保育要領に基づく施設でございますので、そこは施設が違うということで、保育料を別に定めているわけでございますので、その辺、御理解をお願いしたいなと思います。今後またこのみのり保育所も4月にできますけれども、そのこども園の保育料で設定、保育料を定めていくわけでございます。

それと、3歳児について、そこら辺、逆に、募集をしていないということで見切れていないということでございますけれども、そういうこともございましょうが、こちらのほうとしましては、確かに波賀のほうでは幼児、3歳児教育の要望がございましたけれども、あと山崎、一宮につきましては、こっちのほうではそんなに3歳児幼児教育というのが強く要望があるとは思っておりません。特に、先ほど言った75人の在宅の中におきましては、それぞれの中で、常に宍粟市の中では、以前から4歳、5歳という形で幼児教育をしまっておりまして、その中で75名の在宅の人はそれぞれ幼稚園、また保育所の園庭開放の中で、また子育て支援のほうを

利用しながら、保護者とともに過ごしているのが現状でございます。また今後、そのニーズも高まってまいりますけれども、それにつきましては、さいぜんから説明しているとおり、なるべく早くこちらで認定こども園の推進で、その受け皿につきましても、そういった環境整備には努めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 もう時間稼ぎやめてください。つかんでいない、これは憲法違反じゃないですか。僕、一般質問で言ってるんですよ。皆さんわかってるんですよ。それをもっと上にどんどん進言してくださいよ。上がわかってないんですから。兵糧攻めしてね。あなたたちは。この適用を受けたいんだったら、認定こども園を早く了解せえというふうにおっしゃってるしか、見えないんですよ。違いますか。無償化適用を受けたい。来年もう完全無償化になると思いますけれども、無償化の適用を受けたいんだったら、認定こども園を認めなさいと。そういうふうに言っているだけですよ。あなたたちが今言ってるのは。長々とおしゃべりになっていきますけれども。

伊藤委員長 ちょっと整理しますけどね。これ幼保無償化の問題と3歳児教育が不公平があるという問題との関連ですよ。これに対して、きっちりとした答弁を部長、今、できますか。できません。

藤原部長。

藤原教育部長 3歳児教育を受ける機会が不公平ということから、この格差と申しますか、不平等が出るということは感じております。しかし、宍粟市また教育委員会としては、幼保一元化のもと進めると申すことを今のところ変えることはないで、我々としてもそれに基づいて進めると申すことしか、ここでは発言できないと思っております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 そういう強い政策的な、むちゃくちゃだと思えますけれども、そういう信念を曲げたくないということをおっしゃってるんですけれども、皆さん、公務員として、法をつかさどる人間として、こんなことをしていいのかということ私を訴えているんです。そういう問題でしょう。これ、日々、3歳児で幼稚園に行けたら、あるいは認定こども園ができてきて、3歳児をそこに入れることができたら、無償化、保育料を払わなくて済む単身の世帯がいらっしゃる、ひとり親世帯が

いらっしゃる。後で僕、貧困の話もやりますけれども、ひとり親世帯が、これ年収360万円未満ですよ。もっと厳しい、360万円なんかじゃなくて、厳しい中で子育てをされていると思いますよ。それを国も無償化すると言うてるんですよ。ほかの自治体なんかは国に先駆けて無償化やったりしてますやんか。3歳児に限らず。こういうことを国も決め、国も予算つけておろしてるのに、宍粟市は頑なにこれを受け取ろうとしない。ひとり親の世帯にこういう軽減策を適用させようとする。教育委員会として、公務員として、やるべきことですかというふうに私は言ってるんですよ。私はできない。職を辞してでも、言いますよ、私は。市長に対して、教育長に対して。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 大畑委員のおっしゃることもよくわかります。ただ、本当に今すぐでもそれは3歳児幼児教育を始めたらいいんですけども、教育委員会としての方針もございます。その中で、努力はしているんですが、現実、こういった状況になっております。

ただ、今すぐに始める中で、例えば今、仮に幼稚園のほうで始めるとしましても、例えばそこには1人でも2人でも、3歳児教育、幼稚園の今の園舎、たくさんありますけれども、そこで始めるとしましても、それぞれの保育士の問題とか、あるいはまたそこにも幼稚園教諭を配置しなければならない。そこは御存じのとおり、今、保育士も幼稚園教諭も不足しております。そうした中で、仮にそれぞれ何園か始めるといいましても、その不足の教諭を確保しなければならないという現状も市のほうにはあるということも御理解願いたいと思います。

そしてまた、保育料につきましては、そういった形で、今後、他市のほうでは軽減とかいろいろ出ております。ただ、宍粟市のほうでも、昨年、平成26年度末と比べまして、平成27年、28年度では保育料の軽減も1割程度ですけれども、軽減措置もさせていただいております。

先ほど、大畑委員が資料の4ページ、追加資料の4ページでございますけれども、利用者負担額の資料につきまして、そこに施設型給付委託事業ということで、認可保育所のほうの運営費を入れております。その中で、個別の園ごとの保育料というのを管理はうちは認可保育所全部でしておりますので、その中の運営費の横に、そこに占める保育料、利用者負担ということで、上から1億3,736万5,000円、そして認定こども園が627万3,000円という形で、その利用者負担額というのは、そこで1億4,363万8,000円という形で、その負担額をこの表の中で一つにあらわさせていた

だいております。そういう形で、冒頭、次長のほうが言いましたけれども、ここで説明をさせていただいて、負担額の表ということでお願いしたいと思います。

以上でございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 3歳児受け入れたら園舎を直さないかとか、保育士を雇わないかという、そういうことが課題で3歳児教育ができないんですか。違うでしょう。すりかえた答弁やめてくださいよ。そんなこと。本当に。できるんだったら、本当にやる気があるんだったら、市で修繕しなさいよ。保育士募集しなさいよ。こんなもん、ごっつい借金してでも校舎、これ改修する予算提案してきませんか。何億って。そんなかかりますか。幼稚園のこのわずかな人数のこの教育費に。1,000万円のトラックを買うという予算が出てきてるんですよ。何ばかなこと言ってるんですか。

伊藤委員長 藤原部長。

藤原教育部長 確かに、施設改修、また教諭の募集というか、それについては財源があれば可能な話です。幼稚園での3歳児教育を行うということは、何遍も言いますけれども、今の認定こども園での3歳児教育というところからいきますと、やはりそこに踏み出すということは、現在のところではできないというところがあります。

伊藤委員長 よろしいですか。

大畑委員 ここではもう無理ですから、ほかにいきたいんですけれども、ばかにした答弁やめてください。こっちも一生懸命勉強してきて質問してるんですよ。ばかにしないでくださいよ。

伊藤委員長 委員会でもたこの問題については協議しますので、やっぱり無償化と公平性の問題については、十分、教育委員会の中で協議しておいてください。お願いします。

次、山下委員。

山下委員 それでは次、主要施策の説明書93ページの図書館運営事業について、お尋ねしたいと思います。

専任館長の配置と拡充計画はどのようになっておりますか。また、視覚障害者等が本を選べる環境を整えるための視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」へは加盟されているのかどうか。また、播磨圏域連携中枢都市圏内における宍粟市民の図書館利用の実績はどのようになっておりますか。

以上、お尋ねいたします。

伊藤委員長 田路課長。

田路社会教育課長 お尋ねの図書館のことについて、お答えをいたします。

まず1番目の宍粟市立図書館の館長の配置の件でございますけれども、平成25年度に前任の有資格者の館長が退職をいたしまして、平成26年度からは市職員OBの臨時職員を館長として配置をいたしております。同時に、専任の司書として新しく職員の採用をいたしておるんですけれども、まだ館長職に到達するには年齢的にまだというようなことで、また市全体の職員配置でありますとか、また定数の関係もありまして、現状のようになってございます。館長は有資格者であることが望ましいことではありますけれども、正規職員であろうと臨時職員であろうと、同様に各種の研修等を通じて、資質の向上なりサービスの向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、拡充計画というのは面積的なところでございましょうか。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 いえ、これは専任の職員の拡充という意味です。

伊藤委員長 田路課長。

田路社会教育課長 それでしたら、ちょっと今申し上げたように、平成26年に専門職員を正規職員として採用をいたしておるところでございます。今後はちょっとどうなるかわからないんですけれども、現状ではそういったところということで御理解をいただきたいと思えます。

それから、2番目のインターネットライブラリー「サピエ」の導入ということでございますけれども、おっしゃるように、「サピエ」といいますのは点字図書でありますとか、また音声のデイジー図書のデータを提供するシステムでございます。宍粟市の図書館では、今のところ加盟、導入はいたしておりません。

一方、平成27年度にはデイジー図書の再生機器を2台導入をさせていただいております。そしてまた、資料も十分とは言えないんですけれども、ボランティアグループとの協力をいただきながら、資料のほうも今後充実をさせていきたいというふうに思っております。

それから、最後の播磨圏域の連携中枢都市圏における図書館の総合利用の件でございますけれども、この制度につきましては、平成27年11月から播磨圏域の7市8町36館の図書館で相互利用の制度が始まっております。この4月からは、赤穂市のほうも加入されるというふうにお聞きいたしております。平成28年1月末現在の状

況でございますけれども、宍粟市民の方が播磨圏域の図書館に登録をされている数が74名あるというふうに聞いております。内訳としましては、やはり隣接の安富分館、そしてたつの市の新宮図書館が合わせて51名ほどですので、7割近くが隣接の図書館も利用されているのかなというふうに思っております。

逆に、宍粟市外の方が宍粟市の図書館に登録されているのは29名ということなので、今後このあたり、宍粟市の図書館としても市外の利用者に向けてPRが必要になっていくのかなというふうに思っております。

以上でございます。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 図書館の方向性としては、専任の館長の必要性は認めておられるというふうに理解しておいたらいいわけですね。

伊藤委員長 田路課長。

田路社会教育課長 おっしゃるように、やはり図書館というのは専門的な業務もございますので、理想としては専任というか、有資格者の館長が望ましいだろうという認識は引き続き持ち続けたいとは思っております。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 次、この「サピエ」についてなんですけれども、これ、公立の図書館でも大分加盟しているところがふえております。そして、非常に本の数も多いし、週刊誌も月刊誌もかなりその中にアップされているので、本当に視覚に障害を持たれている方、あるいは高齢になって本が好きだったのに視力を失って非常に悲しい思いをしておられる方等とか、また何らかの視覚的な支援が必要な人たちが本当に喜んでおられます。それで、年間の加盟した利用料も4万円程度で、それほどの負担にもならないし、今、障害者差別解消法も4月からできて、その合理的配慮もしっかりとしていかなければならないということで、費用的にも負担もそんなにかからないということで、ぜひ宍粟市においても、この「サピエ」に加入していただきたいというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

伊藤委員長 田路課長。

田路社会教育課長 おっしゃいますように、県内でも幾つかの図書館で導入されております。そのあたりのまた御意見も御教示いただいたり、また利用者の方の御意見も聞きながら、ちょっと検討を進めていきたいというふうに思っております。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 この「サピエ」の加盟によって、デイジー図書の利用も大幅にどの図書

館でも拡大しているんですね。そういう意味からも、ぜひこれはお願いしたいと思
います。

伊藤委員長 田路課長。

田路社会教育課長 御指摘ありがとうございます。また検討をさせていただきます。

伊藤委員長 続いて、榎橋委員。

榎橋委員 それでは、1点だけちょっとお聞きいたしますけれども、実際に図書館
を利用なさっている方の人数とかは把握をさせていただいているのでしょうか。毎月、
新刊の御案内をいただくわけですが、素晴らしい書籍を購入していただい
ております。たくさんのお金も投入しているわけですが、私、以前から
申しております読書通帳というのをつくっていただいて、友達同士で、また親子で、
そしてお孫さんと一緒におじいちゃん、おばあちゃんが図書館に足を運んでいただ
く、そういう本当に何とも言えない雰囲気があるような図書館でありたいな
と思っております。ですから、本当に本を読む楽しさを感じ取っていただける、そ
ういう市の図書館でありたいと思っておりますが、その導入とかは御検討はござい
ませんか。

伊藤委員長 田路課長。

田路社会教育課長 まず、宍粟市立図書館の利用状況のことですけれども、
主要施策の説明書に上げさせていただいているのは、市立図書館、山崎の図書館の
利用者数でございます。今、手元で把握しておりますのは、平成25年度が2万
7,953名、そして平成26年度が2万7,490名、これが主要施策説明に上げさせてい
た数字でございます。今年度、平成27年度につきましては、2月末の集計
でございますけれども、2万6,862名となっております。3月、もう1カ月残って
おりますので、これまでから比較いたしますと、平成27年度、利用者の方が増加し
ているのかなというふうに認識をいたしております。これにつきましては、平成27
年度から開館時間の朝の繰り上げですとか、また週1回なんですけれども、金曜日
の閉館時間を1時間延長をさせていただいているというようなところでの効果があ
らわれているのかなというふうに考えております。

それから、読書通帳なんですけれども、今、本格的な導入はいたしておりませ
んが、試行的にちょっと波賀の文化センターの図書室のほうで、手づくりの読書手帳
なんですけれども、そういったものもちょっと試みに行っておりますので、今後ま
た読書通帳のことにつきましても、またこれも予算が要ることです。その効果とか
また先進的に導入されているところの図書館等の御意見も聞きながら

検討を進めていきたいと思っております。

御指摘いただいたように、今後ともより一層、利用者の方の御意見も聞きながら、図書館のサービス向上に努めてまいりたいというふうに考えます。

伊藤委員長 榎橋委員。

榎橋委員 お金も高額ではないと思いますので、しっかり検討をお願いいたします。以上です。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 それでは、次に給食センターについて質問させていただきます。

以前から共産党の岡前議員が、学校給食費の一般会計化をということで、その方向で考えていきたいという御回答を得ていたんですけれども、それはどのようになっているのか。また、学校給食の異物混入の対策はどのようになっているのか。それから、給食センター職員の正職員化としっかりとした身分保障が必要であると考えますが、どうか。

以上、お尋ねいたします。

伊藤委員長 菊元所長。

菊元山崎給食センター所長 御質問の件で、まず1点目の一般会計化につきまして、以前から検討しておりまして、それぞれのセンター所長とメリット、デメリットについて協議しているんですが、いまだ最終的な決定はしておりません。この検討の中で1点ありますのは、共産党の山下委員さんの質問にあったとおり、一般会計化することによって、金銭的トラブルのリスクが減るというのは重々承知しておりますが、今の市会計にしている点で、学校との連携は公会計化にして連携がなくなるというわけではないんですが、現在の市会計で、直接学校の校長先生等にお世話いただいている状況の中で、より親密な連絡体系がとれております。そういう形で、ちょっとメリット、デメリット、それぞれ図りまして、早急には結論のほうを出したいとは考えております。

2点目の異物混入につきまして、先日の一般質問での教育長よりの答弁にもあったんですが、異物混入については、学校の児童生徒、保護者の方を初め、多方面の方に御心配をおかけしておりますが、これにつきましては、なくすように努力、先ほど最初の部長の挨拶でもありましたが、ゼロを目指してはおります。ただ、異物混入の内容につきましても、給食の調理員の中のミスによる混入もありますし、また地産地消推進の観点から、地元の方、入れていただいております。ただ、地元の生産者の方も、子どもたちが食べるものだから、より農薬の少ない食材を提供して

という思いがありますので、農薬が少ない関係で、小さな虫等が入るリスクもありますし、地元の作物などで大手の生産者の方でしたら均一な食材が入ってはくるんですが、そういう方に形の不ぞろいなものがあったりして、そういうことによって調理時間の圧迫等もあって、そういうところが原因の一つとなっております。

対応といたしましては、何度も総務常任委員会等でも御説明しているんですが、第一に調理員等によります目視により発見、除去を努めているのが、これがいろんな研修等の中で言われることで、これについて第一に進めてまいります。また、ハード面といたしましては、必要な施設、器具等の修繕や改修等を行って、より異物が侵入しない施設づくりを目指しておりますし、またマニュアル等も危機管理対応マニュアルを整備しまして、また調理員の作業等の調理作業マニュアルも早急につくって、調理作業ごとの安全で正しい作業手順を徹底し、細心の注意を払って異物混入の防止に努めたいと考えております。

3点目の給食センターの正職員化としっかりした身分保障なんですけど、これにつきましては、正職員化につきましては、市の定数の関係がありますので、今、この場では御回答できないんですが、身分保障につきましては、やはり調理員等は年数を重ねていただくことが一番大切なことなので、より職場環境を整えるというような形で、身分保障というわけではないんですが、より長く勤めていただける職場環境のほうに努めていきたいと考えております。

以上です。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 この学校給食においては、なかなか異物ゼロにならないんですが、やはり職員の方たちの正職員化と身分保障というのは本当に大切だと思います。やはり学校給食は子どもたちの成長と命に直接かかわってくるので、そういったものはやはりそれにかかわる人たちのしっかりとした正職員としての対応あるいは身分保障ということは必要だと思いますので、それは強く求めておきます。

伊藤委員長 よろしいですか。

藤原委員。

藤原委員 私も関連でちょっと質問させていただきたいと思います。

先ほど公会計と申しますか、一般会計化がずっと前からいろいろ出ていまして、旧波賀町と一宮はこういう格好じゃなしにやっておったんですけれども、その中で、やはり1億5,000万円、6,000万円というような収入があって、それに伴う食材等の材料費がつくということで、やっぱり透明性を深めるためにも、やっぱりこれは一

般会計に計上すべきかなと、このように私は個人的にも思うんですけれども、それと率というんですか、大体半数、ちょっと少ないぐらいの自治体が一般会計というのか、公営化しているんじゃないかな、私はこのように思うんです。

一つちょっと確認したいんですけれども、旧波賀町の時分には、各保護者というんですか、口座を開設していただいて、そこから口座振替、口座引き落としという格好で、定額ですから、10カ月なんかずっと振りかえになりよったと思うんですけれども、今、宍粟市のやり方というのは、そういう格好になっとんかいね。だから、給食費の徴収のことです。

伊藤委員長 菊元所長。

菊元山崎給食センター所長 先ほどありましたが、それぞれの給食費につきましては、各学校のほうで徴収していただいておるんですが、全て口座のほうを開設していただきまして、学校の校長の会計のほうに入った分が給食センターのほうにくるという形で、口座振替で対応している状態です。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 先ほど言うたように、1億5,000万円余りのお金が入りしよるということで、そういう協議会か何かあるんかいね。チェックとか、そういうことはあるんかいね。そういう制度というのか、仕組みというのか。監査いうんかね。

伊藤委員長 菊元所長。

菊元山崎給食センター所長 市の給食センター運営委員会という組織がありまして、そちらのほうで予算決算等の報告並びにその委員さんの中の2名の方の監事さんのほうに、会計監査のほうはしていただいております。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 現場の先生方にもできるだけ負荷をかけないように、やっぱり公会計化してきっちり対応するのがいいのかなと、私はこのように思いますので、お願いをしておきます。

以上です。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 それでは続いて、資料19ページなんですけど、兵庫多子世帯保育料軽減事業の拡充という点について、わからない点が多いので教えていただきたいと思えます。

国の年少扶養控除の見なし適用廃止によって、多子世帯の保育料が値上がっているという問題があるということで、国会のほうで問題になっていたんですけれども、

それはそのようなことになっているのか。また、この19ページの拡充によって、多子家庭ほど負担増になるという、先ほど言いました問題は解決されているのかというところをお尋ねいたします。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 税の控除のほうですけれども、国のほうの基準に基づきまして、在園児につきましては経過措置でそれを継続しております。

それと、多子世帯ほど負担にならないかということですが、御存じのように、先ほどから言うてますように、現行の制度では幼稚園は小学校3年生まで、保育所は就学前までの範囲の中で、子ども2人以上の場合、それぞれ2人目は保育料半額、3人目は無料ということになっております。それとまた、保育料は御存じのとおり、階層によってそれぞれ応能負担ということで、設定しておりますけれども、宍粟市ではその国の基準額と比べまして、それぞれの階層ごと、15から35%を独自で助成しておりますので、多子世帯ほど負担増になるとは考えておりませんので、御理解をお願いします。

また、先ほど大畑委員のほうでもありましたように、国のほうでは将来3歳から5歳にかけて保育料の無償化というのを上げております。その財源としましては、来年度の4月からの消費税増税に合わせてという方針でございますけれども、その前倒しといたしまししょうか、その中で今回4月から360万円の世帯の限定で無償化を上げております。そうした中で、今後、国の動向も注視しながら、これから引き続き、平成28年度につきましてのその軽減につきましてはまた検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 それでは、先ほどの御回答によりますと、宍粟市においては、多子世帯ほど保育料が負担増になるということはないということで理解しておいたらいいいわけですね。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 はい、そうでございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 聞き間違ったのかどうか分かりませんが、今、田村課長は多子世帯の小学校3年生までというふうに言われましたが、そういう多子計算にかかる年齢制限が撤廃されたのが今回平成28年度からですよ。小学校3年、従来が小学校3年まで

が第1子と言われておったわけですね。その年齢制限は撤廃されていますよ。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 はい。今まではその年齢制限がありまして、その360万円未満につきましては、今回4月から年齢制限が撤廃されています。そういうことです。そう言ったつもりだったんですが。

それと今、山下委員がおっしゃってるのとまた違うと思うんですが。

伊藤委員長 山下委員、もうよろしいですか。

それでは続いて行います。

藤原委員はもういいんですか。よろしいですかね。

福嶋委員は。

福嶋委員 簡単に明確に1回で答えていただきたいと思います。

神戸小学校のエレベーター設置の件ですけれども、これにつきまして、今、他校でもし設置しているところがあれば、何校あるかということ。

それから、はっきりわからないんですけれども、多分平成28年度からそうした車いすを余儀なくされている、そうした児童が入ってこられるのかなという、私の感じなんですけれども、その辺のところも教えていただきたい。その理由ですね。

それだけです。

伊藤委員長 澤田課長。

澤田教育総務課長 神戸小学校のエレベーター設置に関しましては、おっしゃられますとおり、この4月入学児童で肢体不自由児童がおられるということで、環境をよくするというので設置をさせていただくものです。

今現在、市内でエレベーターを設置しております校数につきましては、西林のほうから説明します。

伊藤委員長 西林副課長。

西林教育総務課副課長兼教育企画係長 現在、市内の小中学校でエレベーターを設置しているのが、小学校で山崎小学校と川東小学校、中学校で山崎西中学校、山崎東中学校、一宮南中学校、一宮北中学校、千種中学校の5校となります。

伊藤委員長 よろしいですか。

福嶋委員。

福嶋委員 この件は終わりにします。

次いっていいですか。

次の山崎南中学校の屋内運動場の改修につきまして、これは私のはっきりした記

憶なんですけれども、10年ぐらいたったときにはもう雨漏りがしていました。そして、何度もそのことを教育委員会に、3回ぐらいは言ったと思いますけれども、なかなか雨漏りがとまらないということで、そうしたことが今回のまだ築26年という中の早い改修に結びついたのかなと思うんですけれども、その辺のことについて、そしてこういうことがあってはならないと思うんですね。10年ぐらいで雨漏りがするという、その辺のことについてお伺いします。

伊藤委員長 澤田課長。

澤田教育総務課長 この山崎南中学校、屋内体育館の雨漏りにつきまして、おっしゃられますように雨漏りがしているということで、地域の方、また学校の先生からも聞いておりまして、その都度、業者さんに入っていただいたりして、対応のほうをその原因の追及というような部分もしながら、修繕のほうも繰り返してきたわけなんですけれども、なかなか根本的な解決に至らないというところもございまして、今回、大規模改修、あわせてさせていただきたいというふうに計画をしておるものでございます。

新築以降、年数が短い中でのその雨漏りということについては、おっしゃられるように、あってはならないということは承知もしているところでございます。今回以降、この南中も含めまして、施工に当たっては十分に請負者等への指示、協議等もしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 今言われた屋根の部分は傾斜してますけれども、鉄板でやってみました。同じようなことになるんだろうかと思うんですけれども、その辺のその雨漏りがしないような方法とか、その辺のことを十分に考えて、そういうことが二度とあってはならないことなんで、よく注意して施工していただきたいと、こういうように思います。

以上です。

伊藤委員長 実友委員。

実友委員 今、福嶋委員のほうから言われたこととおおむねわかったんですけれども、私の認識不足なのかもわかりませんが、体育館とかそういったものが20何年で改修するというようなこと自身考えられないというふうに思うんですが、今、耐用年数というのは幾らぐらいになっているんでしょうか。

伊藤委員長 西林副課長。

西林教育総務課副課長兼教育企画係長 耐用年数というのが、特にその文部科学省自体が定めているものはないんですけれども、今まで言われてきたのが、RC造であれば50年から60年程度、その間に改修も含めてということで考えておられましたが、最近になって学校の改修の需要がふえてきたということで、国も長寿命化といひまして、より長く建物を使うという方向性になってきておりますので、80年とか90年とかいうスパンでの建てかえのスケジュールというふうな流れには、国全体としてもなっているのかなと考えております。

伊藤委員長 実友委員。

実友委員 今回の南中学校の改修というのは、修繕的な改修ですか。建てかえのように、私は金額から見ると感じたんですけれども。

伊藤委員長 西林副課長。

西林教育総務課副課長兼教育企画係長 今回は改修です。建てかえではございません。校舎、山崎南中学校につきましては、まずは体育館をして、何年か後に校舎をしたいというふうに考えております。あくまでも改修工事であります。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 同じところなんですけれども、この西中学校、南中学校が今回の予算に提案をされていまして、新たに東が来年また出てくるかなというふうに思いまして、この山崎エリアの3中学校が大規模改修として上がっておりますが、今、実友委員からも言われたように、私もちょっとなぜこんなに大規模になるのかなというふうには思っております。西林副課長も言われたように、長寿命化ということであれば、大規模改修が行われなように寿命を延ばしていくためにやっていくのが、修繕とかいろいろやりながら、長くもたせていくという方向が今求められているんだろうと思うのですが、どうもこれを見る限り、平成32年度、いわゆる合併特例債がある間に大規模をやってしまいたいみたいな計画に見えるんですけれども、その辺についてはどういう考え方なんでしょうか。

伊藤委員長 澤田課長。

澤田教育総務課長 改修工事に当たりましての基本的な考え方ということで、重複するかもしれませんが、新築後おおむね30年以上経過した段階で大規模改修、その改修後、おおむね20年以上で建てかえとする考え方をこれまで持ってきていたわけなんですけれども、先ほども御説明しましたように、現在はその建物の延命を、その年数を、長寿命化を図るといふ、そういうふうなことも示されておりますので、各施設の状況によって判断をするというようなことを現在としてはしているところ

でございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 その長寿命化と言いながらも、ちょっと規模が大きいように僕は思っています。

これ、企画総務部の資料で、財政収支の見通しということで、事業費ベースが出てきているんですけれども、平成32年、いわゆる合併特例債も終わり、交付税の一本算定が始まる平成33年以降、大きく財政的に赤字になるという状況なんですね。そういう見通しの中で、幾ら有利な起債といっても、それほど借金を重ねて工事をやる必要があるのだろうかというふうに思っていますが、この辺は財政との十分協議が整った上で、このような、きょう資料でいただいています年次計画というものができ上がっているのでしょうか。もうこれは政策決定も全て終わったものなのでしょうか。お伺いいたします。

伊藤委員長 澤田課長。

澤田教育総務課長 それにつきましては、実施計画等の策定等、そういった段階で財政部局、また市長等とも十分に協議を重ねた上で計上させていただいております。

伊藤委員長 よろしいですか。福嶋委員、よろしいですね。

次は、実友委員ありますか。

それでは岸本委員。

岸本委員 小学校、中学校の理科教育についてお伺いします。

国庫補助が小学校、中学校おのおの30万円ずつついております。宍粟市全体の予算が理科の教育備品購入で120万円と、国庫補助に60万円足しただけでやっているわけですが、特に私はずっと監査で見て回ったときに、必ず理科室全部、どの学校も全部見たんですが、非常に備品が十分でない。2、3年前、2年ほど前ですが、一挙に大きな予算がつきまして、ちょっとそろったかと思うんですが、やはり子ども、児童生徒というのは、ほかの教科と違って、理科教育に関しては教科書だけでなしに、やっぱり実験だとか体験を通して関心を持つと思うので、そういう面で見ると、この17校ですか、今、小中学校、割りますと7、8万円と、平均して。それが聞きますと、いや重点校というのがあって、ことしはこの学校とこの学校に重点的に配分する、ところがほかはもうほとんどありませんよというような予算の配分と聞いたことがあるんですが、それではとても。それで先生方要望しないんですか、ことしはうちは重点校じゃないし予算がつきませんし、欲しいものがあったとも言えないんですというふうな、そういう返事もあったので、そうでなしに、やは

り先生方のまずは要望、いろんなことを聞いて、特に理科はどんどんその変化が激しい、世の中激しいので、新しいものをやっぱり採用していく必要があると思うので、その辺である程度先生の要望を聞いた上で、予算措置をしていただきたいと思うんですが、その辺、どういうことになっておりますか。

伊藤委員長 澤田課長。

澤田教育総務課長 おっしゃられますように、重点校、現有率の低い学校から重点的にまず整備をしていこうということで、そういう配置をしております。おっしゃられますように、平成21、25年度については全校に、国の補正等もついた関係で配置もさせていただいておりますが、まだ現有率について、そんなに高くなっていないというところも現実あるかと思えます。おっしゃられますその先生方の要望という部分については、こちらも真摯に受けとめないといけないなというふうには思いますが、国庫補助金等の採択、配分等の関係もやはりどうしても絡んでくるところもございますので、十分に検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

伊藤委員長 岸本委員。

岸本委員 今年度はこれでいきますけれども、できるだけ先生方の要望を聞いた上で、新しいもの、新しいものをやっぱり子どもたちに関心を持ってもらうようにやってほしいと思えます。

以上です。

伊藤委員長 ほかにありませんか。

岸本委員。

岸本委員 文化財のことで1千何万円ですか、何か出ているほかに、この発掘調査委託ということで、3,500万円の予算がついております。これは多分、学校の建設に関係した土地の分じゃないかとは思いますが、これは金額なんですよ。3,500万円というこの見積もりというのは、どういうふうにして出されるものなんですか。面積だけなんですか。

伊藤委員長 12時がこようとしています。続けて審議をしたいと思えますので、よろしくをお願いします。

澤田課長。

澤田教育総務課長 お答えいたします。

先ほどおっしゃられますように、伊水小学校の屋内運動場の関係の分でございます。想定の面積に対しまして、過去にそういう文化財の発掘調査をした際の費用、

そういったものの積算を根拠として計算をさせていただいております。

以上です。

伊藤委員長 岸本委員。

岸本委員 ちょっと勉強不足なんですけれども、これは地域の地区の指定というのはあるんですか。例えば、ここをやるときには必ず発掘せないかんとか、文化財が眠っている可能性があるとか、そういうことなしに、どこでやる場合もこういう発掘はやるわけですか。

伊藤委員長 田路課長。

田路社会教育課長 私のほうからお答えさせていただきます。

基本的には、埋蔵文化財が宝蔵をされていると予測されているところにつきましては、事前の発掘調査等は必要だということになっております。それで、当該地につきましては、伊水小学校の敷地が、それこそ長水城の宇野氏のふもとの館跡に当たるといふふうに伝えられておりますので、事前に発掘調査が必要だということで、その措置をしていただいております。

伊藤委員長 岸本委員。

岸本委員 建築工事にも関係あると思うんですが、期間としては3,500万円ほどの期間でこの発掘調査を終わるんですか。

伊藤委員長 西林副課長。

西林教育総務課副課長兼教育企画係長 およそ2カ月から3カ月程度は必要かと考えております。

伊藤委員長 岸本委員。

岸本委員 結構です。

伊藤委員長 次に、稲田委員の質問を始めます。

稲田委員。

稲田委員 主要施策89ページで、下段の穴粟のよさを知り穴粟を愛する子どもの育成という中で、事業にかかるこの目標の中で、児童アンケートの満足度85%以上とあるんですけれども、これは一体どのようなアンケートで、どういう基準で判断されるのかをちょっと教えていただきたいんです。内容を、細かくはいいんですけれども、どういう部分に特化してというか。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 本市では、小学校3年生で環境体験授業、4年生でふるさと穴粟探検隊、5年生で自然学校を実施しています。このうち、小学校3年生の環境体

験授業、5年生の自然学校は全県の実施となっておりますが、4年生のふるさと宍粟探検隊、これにつきましては独自の事業としております。これら、体験学習の終了後には、各学校で児童、保護者、教職員あてのアンケート調査を実施しております。それぞれを集計、分析し、次年度の事業改善に役立てておるといふことにしております。

今回お尋ねのアンケートですけれども、参加児童に対する調査で、環境体験・ふるさと宍粟探検隊・自然学校は、自分にとってどうでしたかという設問を載せております。その回答としまして、「とてもよかった」「よかった」と回答した児童の割合を合計した数値となっております。

伊藤委員長　この点はよろしいですか。

稲田委員。

稲田委員　3年生の子に難しいことは無理にしても、そのアンケートというのは、「よかった」「普通」「悪かった」とか、その程度のアンケートなんですかね。こういう点がよかったとか、もう少し細かく求めていかないと進んでいかないんじゃないかなと。

伊藤委員長　志水課長。

志水学校教育課長　今申しましたのは、数値のその項目について申しました。ほかにも、例えば「自分の目標は達成できたか」とか、あるいは「プログラムでよかったものは何ですか」と、具体的に挙げていただいたり、それから、自然学校を終えた後の気持ちの変化みたいな、そういったものまで調査をしているところでございます。

伊藤委員長　関連で、榎橋委員。

よろしいですか。

稲田委員。

稲田委員　続いて、90ページの宍粟学校いきいきプロジェクトのことで、前回、平成26年度の決算時期に、この内容に関してなんですけれども、こちらから見ると事務用品とかそういうのに使われているのが、若干あったので、その辺の改善が今年度予算化されるときに改善されているのかということと、それから各小中学校が自校の課題分析ということなんですけれども、この出されている事業内容は、この課題をもとに、課題というのか、問題点をもとにされているのか、それとも地域で、各学校単位でこの事業に取り組みたいなというのが優先されているのか、この課題分析とあるので、学校ごとに例えば体力数値が低いとか、学力数値が低いというこ

とで、学校単位で違いがあると思うんですけども、その辺を改善するために、このいきいきプロジェクトをされているのか、それとも地域の人たちとのふれあいの中でコミュニティを図るといった、そういった事業をメインに考えておられるのか。その中の授業というのは、よくあるオープンスクールの中で行われるものもあると思いますし、それ以外のところで行われているのかということもあわせてお願いします。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 まず、この消耗品、事務用品があったといいますのは、これは例えば総合的な学習の時間の中で、地域学習とかそういったことを学習した場合に、発表なんかもします。そういった中で記録をまとめたり発表したりするときに、どうしてもこういったものも必要となってきますので、これについては認めているところでございます。

中身についてなんですけれども、これ例年、春先にヒアリングをして、その中でこれはよい、これはちょっと、それは不適切ですねとかいうふうなことで、仕分けをしながら進めておりますので、これにつきましては丁寧に今後に対応したいと思っております。

それから、その中身、各学校でいろいろと違いがあるんですけども、それはもちろんおっしゃいましたとおり、自校の課題を克服するための取り組みにこの原資を使うという、そういったものもありますし、それから、学校によっては地域の方々の体験活動を非常に大事にされているところ、そういうものに使っている部分もありますし、本当にいろいろヒアリングする中で聞きながら、なるほどわかりましたというふうなことで納得したものについて予算をつけているところでございます。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 教育委員会のほうで見るとというのは事務的にこれが予算として使えるかどうかという部分で、内容に関してはやっぱり学校単位に委ねなきゃいけない部分があるのかなと。学校の中でも学校評価制度というのがあって、評議員の方であったり、地域の方で、いろんな議論をされていると思うんですけども、どうしてもやっぱり一辺倒で、本当にこの部分というのはなかなかわかりにくいんですね。ずっと例年見せていただくに、学校の中で評価した段階なので、それが僕は外部評価が一番いいんじゃないかなと思ったんですけども、学校の中のことは学校なんですけれども、学校外のことというのは、やはり地域の方の考えというのが大事じゃ

ないかなと思うんですけれども、どうしても学校の中で評価されたものを後で見るような形なんで、その辺がこのいきいきプロジェクト事業にも生かされていくんならいいんですけれども、学校の中での問題、今おっしゃったように地域とのコミュニティも大事だということなんで、その辺また今後、大分去年よりは内容を見せていただいたら充実したものになっていると思うので、その辺もう少しやり方を工夫していただけるようならお願いしたいんですけれども。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 学校関係者評価というふうなことで、全ての学校、それから幼稚園でも最近はしていただいております。保育所でも。そういう評価をする中で、必ずそれは次年度への学校運営、学校経営へ反映させていくと、そういう目的でよりよい学校の運営に資するということでやっておりますので、もちろんこのいきいきプロジェクトのこのお金というのは大切に、そういった部分を後押しするものとして位置づけをして、執行していただいているところでございます。今後も、今御指摘の視点というのは絶対にぶれないように続けていきたいと考えております。

伊藤委員長 稲田委員、続けて。

稲田委員 91ページの地域子ども子育て支援事業と、それから92ページのこの施設型給付委託事業というのは、関連があるのでもう一括でよろしいですか。

伊藤委員長 はい、どうぞ。

稲田委員 この先ほど1号認定の待機が75人ということで、2号認定、3号認定がきょうの本日の資料の24ページに出ている分だと思うんですけれども、現在、定員965名に対して902名ということで、待機はないという現在のところの判断なんですけれども、これはまた時期がずれてくるとまたふえてくるんじゃないかなと。そうなったときに、一応私立の場合は、私立の認可保育所の場合は定員オーバーが多いんですけれども、今度その要望者、入所希望者がふえたときに、これは公立に優先的に割り振られるわけですか。それとも、私立希望の方というのは、これ、一応定数割れしているところはほとんどないと思うんですね、私立では。ですから公立メインになるんですかね。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 それぞれまず入所される人の希望の保育園があります。それとまた、そこと照らし合わせながら、その園のほうの基準の面積もございませう。そしてまた保育士の数もございませう。その辺と照らし合わせながら入所できるかどうかを判断して、またそれを決定できたり、また待機となったりする状況でございませう。

す。

以上です。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 定員の総数しか書いてないんですけれども、例えば保育士の関係でしたらゼロ歳児だったら3人に1人、1・2歳児が6人に1人ですか。それからその上は30人に1人ということなんで、その保育士の関係で入所できる、できないというのが出てくると思うんですね。僕、前々からずっと思ってるのが、公立は加配があるので、公立のほうに振っていけるのかなと。それはそのまま私立希望の方と公立でうまいことできるのかなと思うのが、やはり公立にも入れない方があったり、ならし保育の関係で、なかなかなじまないということで、1月前から休まなければならないというその利用者の声もありましたので、公立よりやっぱり私立に行っている今の世の中の流れからいうと、それと延長保育の関係がやはりあると思うんですけれども、まず先にその割り振りがスムーズにいくのかということと、それから公立保育所でのやはり延長保育の希望はないのか、現状でお願いします。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 今言った調整をしております。基本的には4月の時点ではその調整ができて、今、待機がなしの状態です。いつでもスタートするんですが、やはり途中入所の中で、やはりゼロ歳、子どもを出産してゼロ歳児、1年たったさかいに働きに出ようかというふうなときに、やはり今、稲田委員が言いましたように、乳児のときは3人に1人、1歳児で6人に1人という中で、なかなかそこら辺が保育士の数が小さい子ほど多く配置しなければならない。また、そういった乳児室、また保ふく室というのが面積の基準もございますので、その中でどうしても入所できずに待機というのが、年度途中で出てきているのが現状でございます。

そんな中で、公立のほうがあいていたらそこに割り振ったりするわけでもございますけれども、その調整が非常に難しゅうございまして、保育士にとってはやはり、保護者にとっては希望される保育園をどうしても待っておくというような状態、またその保護者によっては第二希望で仕方なく入れる方もいらっしゃいます。そこら辺が年間途中の中で100人ぐらい途中入所があるんですけれども、そこを加味しながら常に調整しているわけでございます。

それと、公立のほうの延長保育でございますけれども、そんなに延長保育を今、強く求めるというのはあるとは思ってないんですけれども、確かにでもあったことは事実でございます。ただし、そういったどちらかということ延長保育を、またその

辺、手配を、公立の場合はする場合、やはりまたそこに保育士の不足の中で、早朝から11時間開所しているわけですが、最低2名の保育士を配置せなあかん、またローテーションの関係で1人の保育士はやはり8時間労働の中で、やはり保育士をふやさなければならぬという状況もございます。その中もありますけれども、それよりも待機児童のほうの解消ということで、そちらのほうの保育士を確保しながら、待機のほうを優先させるというふうな考えの中で、公立のほうはまだ延長というふうなところには至っておりません。

以上です。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 その公立はまだ延長というふうには至っていない。多分今後もされるつもりはないと思います。もちろんその公立から私立に持って行って、できれば社会福祉法人にという考えですから、その考えがもとに今まで答弁されてきたんだということ、私、やっと今の時点で理解できたんですけれども、いかんせん、もうなんせ先ほどの話の中でも、この待機が出るというのは、もう全国的に保育士不足というのが原因になっているみたいなので、この予算の中に例えば保育士に対する待遇改善の部分とかがちょっと見えないので、もしその辺、多分これからも変わってくると思うんですけれども、待遇改善については、今後、処遇改善ですね。国のほうからのあれがないとあかんのですけれども、市町村単位でできることというのはいないですか。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 認可保育所のほうでございますけれども、公定価格の中で、俗に言う給付金の中で人勤のほうも加味されて、またそれぞれ処遇改善という形で補助金が出ております。そういった中で、そのとおりに認可保育所のほうでは、当然国会のほうでも言うてますけれども、給与の改善というところにはいってない部分の保育所もあります。一時金的として支払いしているところもございます。そういった中で、今後、こども未来課としましては、認可保育所のほうにも指導しながら、やはり処遇改善については指導を徹底していきたいなと思っております。

以上です。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 恐らくこの公立の先生方が私立に行くということは考えにくいんですけれども、やはり今までの給料差、その一時的なものといっても10何%か、1割ほどのことなんで、それも一時的なものなので、やはりその私立の若いというのか、結

婚まで保育されている方がまた結婚後も戻ってくれるような状況にならないと、これ絶対に解決しない問題であって、もういちごっこだと思っんですね。ですから、そこを一番力を入れていただきたいと思うんですけども、なかなか今、そこまでいってないということなんで、これからよろしくお願いします。

伊藤委員長 田村課長。

田村こども未来課長 稲田委員がおっしゃるとおり、その辺、きっちりとまた指導してまいりたいと思います。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 済みません。遅くなっておりますが、あと、残りやらせていただきたいと思います。続けてずっとやってよろしいですか。

一つは、もう議論をやめまして、資料提供をお願いしたいんですが、委員長、よろしいでしょうか。

伊藤委員長 はい、どうぞ。

大畑委員 通告をいたしております主要施策93ページの幼保一元化の中で、千種の杉の子運営費の助成の具体的な内訳で、財源と充当先がわかるような資料をいただけたらと思いますが。

伊藤委員長 藤原部長、資料提出。

藤原教育部長 提出させていただきます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 お願いいたします。

それでは、教育の機会均等の確保、貧困対策というテーマで、幼児教育を先にもうやりましたので、それを除きまして、就学援助制度とそれから貧困の連鎖をどう断ち切るかという取り組みについて、あるいは奨学金制度の拡充というテーマで質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、就学援助制度なんですが、この間の一般質問でも、宍粟市7.9%という話でございました。私はこの全国調査の中で、非常に率が少ないなというふうに感じております。全国のを見て集計された資料もあるんですけども、最も高いところで48%、2人に1人がこの援助を受けておられるような市町村もあるようです。それから、42の市区と町で30%台の援助。それから158の市区町村で20%台というふうに、大変全国平均よりも大きな数字になっております。

逆に、5%に満たない自治体も232あったとか、そういう結果を受けて、文部科

学省も自治体によるその就学援助の支給基準の違い、そういうことも影響しているかもわからないということと、それからもう一つは、この制度がどれだけ周知がされているかということにも、ひとつ問題があるのではないかと、この調査から分析として出されております。

私は前回いろいろ言う中で、教育長が全然やっていないということに対してすごくお怒りでしたけれども、私たちは条例とか規則でやるのは当たり前のことで、それをやっているというふうには言えないわけで、そこからどう今の中身を見て、本当に十分行き渡っているのだろうか、いないのだろうか。どこに課題があるんだろうかということでもしっかり踏み込んで考えていただきたいという思いで言ったわけです。

いろんなことを市民のほうからも伺っているんですけども、一つはこの間も言いましたが、保護者のところにこの制度が届いていないということは一つ思います。学校の先生もいろいろおっしゃっていただいているのかもわかりませんが、届いていないというのは、親の都合とか世間体とかそんなことじゃなしに、やっぱり子どもの教育をしっかり受けてもらえるというために、説得を僕はせないかんというふうに思います。非常にネガティブにこの問題を捉え過ぎて、本当に子どもがその経済的なことで困窮して、本当に将来有望な方でも学力に対して十分受けられないというようなことをなくさなあかんわけですから、宍粟市の子どもたちが本当に優秀な人たちに育ててほしいという意味で申し上げているんですけども、しっかりそういう援助制度を、ネガティブに捉えておられる親があるのであれば、そこはそうではないんだという説得が僕は要するというふうに考えているわけです。

それともう一つは、手続的に、民生委員さんの証明とか、かかわりがあります。民生委員さんが悪いと言っているんじゃないくて、その地域であれば、なかなかその家の事情まで踏み込んでほしくないというような思いの親もいらっしゃるかというふうに思うんですね。ですから、基本的な手続としてそういうことが必要なのかもわかりませんが、やっぱり別の相談窓口を設けるなり、あるいはその親に対してちゃんとお話ができるような、そういう取り組みもしてもらいたいなというふうに思っています。

そうすることで、実際この該当者は7.9%どころじゃない、もっとあるんだろうというふうに思っていますので、まずその点について、就学援助制度が十分行き届いていないんじゃないかという点について、お答えをください。

伊藤委員長 澤田課長。

澤田教育総務課長 就学援助制度の周知につきましては、ホームページのほうですと掲載をしていないというところについては、こちらのほうもそちらについては改善をしていきたいというふうには思っているところですが、それ以外では広報での周知であったり、また学校で入学説明会の際にはその情報の厚さ、薄さというのはもしかしたらあるかもしれませんが、必ず説明項目の中には入れていただいていたたり、また実際に就学援助の一括で申請をしていただくその時期がきましたときには、先ほど少し問題もあるのではという御指摘もいただきましたが、民生委員さん、児童委員さんと学校との連絡会などを持つ中で、今おられる子どもさんたちの家庭の状況、そういったものの情報を把握をしたり、共有をしたり、そういうことをしていく中で、逆に就学援助のこの申請をされたらどうですかというようなことについても、勸奨申請というんでしょうか、していただいているというところもございます。

民生委員さんのその意見書を頂戴をしているというのは、やはりその御家庭の状況というのがなかなか書面だけで見えてきにくいというところもございます。実際申請をいただく皆様方に対して、公平に決定をするというような、そういうふうな意味もひとつ含めて、そういう状況を民生委員さんのほうに記入をお願いをしているというところがございます。

おっしゃられますように、家庭のことをなかなか地域の方なので話しにくいと言われる方も、もちろんおられることはおられるのであろうなというふうには思いますので、そういう方法について考えていくことができるといふふうには思っておりますが、現時点では確認をする方法として、民生委員さんに今お願いをしているというところです。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。この2人に1人に行き届いているところと、30%台というふうに比べますと随分の開きがありますので、その辺はほかの自治体の事例も見ながら、またぜひ皆さんに届くようお願いをしたいなというふうに思います。

準要保護の部分のその基準、そのあたりが非常に行き届いているか、その違いによってこのパーセンテージに大きく違いが反映しているんだろうというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、貧困の連鎖ということでの取り組みについて、教育委員会にもお伺ひしたいんですけれども、これは福祉との連携が必要ですから、全て教育委員会という

ことではございませんけれども、3点ほど先進的な取り組みだなというふうに思いましたので、ちょっと紹介をして、ぜひ考えていただきたいなというふうに思うんですが、1点は子どもの基礎学力を定着をさせるという取り組みで、さかのぼり学習ということを、例えば5年生の算数でもう1回1年生レベルからの問題を解き直していくということで、さかのぼっていくという、それには個別指導の担当者を配置しておられるという取り組みがあります。そして、小学校段階でのつまずきを解消するという取り組みがされているようです。

それから二つ目が健康に与える影響ということで、貧困即というふうに結びつけるのは失礼かもわかりませんが、やはり親が働いて忙しい中で、子どもを病院にも連れていけない、歯医者にも連れていけないということで、口腔ケアによって大体その状況がわかるというふうに言われていまして、就学前の4歳から6歳の全ての子どもを対象に歯科検診を実施されているという、そういう取り組み事例もあります。これもぜひ検討いただきたいなというふうに思います。

三つ目が、子どもさんが生まれる前の段階からの貧困に陥るリスクを把握していこうという考え方で、妊婦さんに対して母子手帳を渡す際に、健康保険への加入状況とか、職業の有無とか、経済的な状況を確認をしていくということで、早い段階での支援につなげていこうという取り組みもされているようです。これは福祉のほうになるかなというふうに思いますので、この辺、ひとつ今後検討いただきたいなというふうに思います。福祉のほうからも、学習支援の取り組みをすと言いながら、なかなかちゅうちょされていて、やっぱり僕は専門的な教育委員会のほうからアプローチをしていただかないと、なかなか進まないんじゃないかなというふうに考えておりますので、その取り組み、貧困の連鎖を断っていく取り組みについて、どのようにお考えか、少し御答弁をいただきたいと思います。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 まず私のほうからは、基礎学力の定着という部分で、さかのぼり学習という例を教えてくださいまして、今、現状、宍粟市内の小学校や中学校におきましても、朝の学習タイムとか、あるいは放課後学習タイム、そういうような時間を、短い10分、15分の時間をうまく活用しまして、ちょっと、今、小学校の5年生なんやけれども、ちょっとそれなら2年生、3年生の勉強をもう1回やってみようかとかいうふうなことで、そういった取り組みもしている学校がたくさんあります。なかなかその個別の、本当にきめ細やかな指導というところまではなかなか手が届かないところもあるんですけども、現有の職員と有効活用ということ

で、例えば一つの授業でも2人ぐらい先生が入っていることもありますし、あるいは一つのケースを二つに分けて授業をしたりとか、そういうふうなことで基礎学力の定着に努めるよう努力をしていっております。今後も今おっしゃいましたような視点を大事にしながら、さらに進めてまいりたいと考えます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

福祉部との連携でもって、学習支援、考えていってほしいということに対して、御答弁いただけませんか。

伊藤委員長 志水課長。

志水学校教育課長 ちょっとまだ非常に、今現状、申しわけないんですけれども、そういった制度のこともちょっとまだ勉強不足、正直ありますので、今後ちょっとそういった制度の活用について、また協議しながら検討すべきことかなと、そういうふうに思ひます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 どっちかというとな福祉部の生活困窮者自立支援法に基づくほうからのアプローチが必要だと思ひますが、これ国庫補助でできるんですね。2分の1出ますから、やれるんですけれども、福祉部が今、何をちゅうちょされているかというとな、そういう人たちだけ集めてやるのはプライバシーの問題でどうかというふうな、そういう話をされるんです。何もそういう人だけ集めてやるような学習ではないと僕らは言ってるんですね。そこが専門的なノウハウを持っておられる教育委員会と相談してほしいということを、福祉のほうに投げかけて、一生懸命言ってるんですね。でもやっぱり福祉はそういう経験がございませんので、どうしても対象者だけ集めての学習のことを考えてしまわれているんですね。そこを何とか教育委員会のほうからアプローチをしてほしいなというふうに思ひわけです。地域の都市部のほうでしたら大学生を使った学習とか、あるいは教員のOBの方が入られているとかいうことで取り組まれているんですね。宍粟にもそういう人材、僕たくさんあると思ひますので、ぜひお願ひしたいと思ひます。

伊藤委員長 それではこの点は藤原部長。

藤原教育部長 今後、福祉部と連携をとりながら進めていきたいと思ひております。

伊藤委員長 よろしいですか。

大畑委員。

大畑委員 次に、奨学金制度の問題なんです。

義務教育を終えて高校、大学というふうに行くのに、相当負担もかかってくると思いますし、それで今、宍粟市の奨学金制度、5万円40名以内という定員を設けてあるんですね。毎年この200万円の予算がかかっているんですけども、なぜ40名の枠なのかということも、もうひとつ理解できない。これだけ教育負担の軽減を目指していこうという国の流れもある中で、ずっと同じ制度じゃなくて拡充しようという気がないのか、その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

伊藤委員長 澤田課長。

澤田教育総務課長 おっしゃられますとおり、この奨学金制度、予算の範囲内ということで、ずっと200万円というのを維持しているわけなんですけれども、担当といたしましても、検討をすべき課題だというふうには十分に理解をしておりますので、また協議をさせていただきたいと思っております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 もう一つ出しておりました不登校児童対策なんですけど、現に教育委員会から資料をいただきました。約3%の中学生が不登校で悩んでいるという実態があって、その原因、理由というのはさまざまだと思います。

それで、私、この間、一般質問で時間がなくなって終わってしまったんですけども、一つは長期化するというのをできるだけ防いでいかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っているんですけど、2年生から3年生へそのまま継続している人数が、3%がそのまま継続しているんですね、前年度。この辺が長期化すると、またこういう学校を卒業できなかつたら、次の高校、大学ということも難しくなるし、そうなればまた就職も非常に困難になっていくということで、早い目に対策を打ってもらいたいと思います。教育長いわく、対応を急いでいるということで、七つの課題から二つは解決して、あと五つぐらい残っているというお話もございましたけれども、私はほかの例をいろいろ聞いているんですけど、メンタルフレンドの派遣ということで、今、青少年育成センターとか、それからスクールソーシャルワーカーとか、いわゆる大人の部分ばかりからかかわっていつているんですけども、やはりその年ごろの人たちの本当の悩みみたいなところは、もう少し近い年齢の人、あるいは同じ経験を持つ人、そういう者がかかわっていくのがいいんじゃないかなと思うんです。そういう意味でメンタルフレンドというふうに呼ばれていますが、そういう人たちを派遣して悩みを聞いていくという点が一つ。

それから、今は保護者との面談とかいろいろされていますけれども、やっぱり一対何人かという、保護者一だろと思うんですけども、私は保護者のつどいとい

うか、保護者が同じ悩みを共有する人たちが集まって解決を目指していくということも大切じゃないかと。そこにサポートチームを派遣するということも大切なんじゃないかなというふうに思っています。

それから最後にしますが、空き校舎、この間いろいろありますが、道谷とかあいうところについては、非常に環境もいいところですし、私はサドベリースクールのようなもの、あるいはフリースクール、サドベリースクール、そういうものを智頭町でやっております。そういうものを持ってくるとか、あるいはフリースクールを立ち上げていくとか、そういうふうにして、こういう今の義務教育に通えない人の居場所づくりみたいなものも考えていかれるのがいいんじゃないかなと思います。その辺、提案させていただきますので、また御検討いただきたいと思います。

それからもう1点、最後ですが、総務のほうで質問していたんですが、教育委員会に具体的なことは聞いてほしいということでしたので、お伺いしますが、三土中学校の解体工事の予算が上がっています。5,100万円ほど負担金として上がっているんですが、これは佐用町との負担割合の関係でこの金額というのはわかります。議会もこういうふうに負担金が発生するということは承認はしておりますけれども、まず活用を考えていくということで、解体はもう最後の最後というようなお話だったというふうに思うんですが、この解体に至った経緯、この辺を少し教えてください。

伊藤委員長 澤田課長。

澤田教育総務課長 それでは、三土中学校のほうの解体に至った経過なんですけれども、それこそ協議を、佐用町さんともさせていただき中で、閉校後、一定の年限を決めてその活用等についての方針を市のほうにも示していただきたいというような話もさせていただき中で、もしも解体ということになるのであれば、建築割合に応じた取り壊し費用等もというようなお話をしていたということも事実でございます。その話をしていく中で、佐用町さんのほうで、急速にその民間活用というような動きが発生をしたというふうに伺っておりまして、実際、そういうことがすぐに決まって取り壊しになったというような報告を受けたというような状況になっております。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 そうでしたね。ごめんなさい。一定の年限というのがありましたね。それがちょっと私も総務文教にいたんですけれども、その当時、一定の年限とは何年

なのかという話があって、それはなかなか言えないと、3年かもわからないし、5年かもわからないし、10年かもわからないというような中で、できるだけこれまでの投資をしていますから、できるだけ活用の方向を考えて、少しでも余分な費用が発生しないようなことを考えていきますというような答弁だったと思うのですが、この最初の一定の年限の3年もたっていない段階で解体というふうに、速い判断だなというふうに思っているんですよ。その辺がなぜそういうふうに至ったのかというあたりなんですけれども。

伊藤委員長 澤田課長。

澤田教育総務課長 その至った経過につきまして、詳細を佐用町から聞いてはいないところが現状でございます。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 それはちょっとまたお示しをいただかないと、これ両方で負担割合するわけですから、ここに金額だけ示されてわかりましたということでもいいのかなというふうに思います。やっぱりそこはこういう経過で解体という判断に至りましたということは、最低報告はいただきたいなというふうに思います。

伊藤委員長 澤田課長、ちゃんとまた聞いて報告してください。

それによろしいですか。

大畑委員 それと部長、済みません、先ほど言いました不登校の関係、もし何か答弁ありましたらお願いしたいと思います。

伊藤委員長 藤原部長。

藤原教育部長 大畑委員の提案、いろいろといただきました。不登校をもうこれ以上ふやしてはいけないということは、もう教育委員会、よく肝に銘じております。いろいろな方法があると思いますので、いろいろと検討させていただきたいと思えます。

伊藤委員長 よろしいですか。

これで、教育委員会の審議を終わりますが、昼からは申しわけありませんけれども、1時15分から始めたいと思いますので、早目に食事を終わってください。よろしく願いいたします。

以上です。

午後 0時35分休憩

午後 1時15分再開

伊藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

健康福祉部の審議を始めたいと思います。

説明職員の方をお願いいたします。

説明職員の説明及び答弁は、自席で着席したままでよろしくをお願いいたします。どの説明職員が説明及び答弁するかが、委員長席ではわからないので、説明職員は挙手をして、「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言してください。事務局よりマイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯したら発言してください。

ではまず、浅田部長。

浅田健康福祉部長 連日の審査、御苦労さまでございます。これより、健康福祉部所管にかかわります予算について、審査よろしく願いをいたします。

なお、概要につきましては、これより志水次長から御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤委員長 志水次長。

志水健康福祉部次長 健康福祉部の予算審査につきまして、よろしくお願いいたします。

平成28年度予算編成についての概要を説明させていただきます。

健康福祉部では、男女の出会いから結婚、妊娠、出産、子育て、健康づくり、生活困窮、高齢、障がいといった市民の年齢的な段階や生活環境面で生じた課題に対して、ライフステージに応じた支援やサービスを行っております。第2次宍粟市総合計画では、安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまちづくりを基本目標としており、平成28年度予算はこの基本目標に基づき編成をいたしました。

このうち、子どもが健やかに育つまちづくりの基本方針における主な取り組みでは、子育て支援の推進について、平成29年から開設する計画である妊娠期から子育て期の各ステージで必要とされる支援を行う子育て世代包括支援センターの準備に着手します。また、独身男女の出会いの場を創出し、結婚への前向きな機運を高めるために、出会い応援事業や出会いサポート事業をさらに進めてまいります。

次に、保健、福祉、医療が連携した安心のまちづくりの基本方針における主な取り組みでは、健康づくりの推進において、健康寿命を延ばすことをまちづくり指標としております。このためには、生活習慣病の予防は重要となってまいります。病気の早期発見、早期治療を目的とする特定健診の受診を啓発する新たな手法として、健康づくりポイント事業を実施いたします。また、胃の健康度チェック、ABC検診を新たに実施します。これはヘリコバクターピロリ抗体検査とペプシノーゲン検

査を行うことで、胃の健康状態をチェックすることができるものであります。心の健康相談として、ひきこもり相談や心の相談も引き続き実施してまいります。

高齢者福祉の充実では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし、心身ともに健康で生きがいを持った生活を送り続けられるために、地域包括ケアシステムの充実に向けて取り組んでまいります。医療と介護の連携を密にしていくことや、新たに保健福祉圏域に生活支援コーディネーターを社協へ委託して配置し、高齢者の生活支援にかかる事業者や団体との連携を強化するほか、協議体の運営を行ってまいります。また、訪問看護事業を全市域に拡大して、在宅での介護をさらに支援してまいります。介護予防事業としては、いきいき100歳体操の自主的な介護予防活動を引き続き支援してまいります。

障がい福祉の充実では、意思疎通支援事業による手話通訳者の派遣を拡充するとともに、宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例の制定により、市民への手話言語の普及啓発の取り組みを進めてまいります。

地域福祉の充実では、生活に困窮する人や制度の狭間にある人への支援体制の充実を図るために、平成27年度から実施している生活困窮者自立支援事業を拡充して、新たに就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業を一体的に実施いたします。就労に向けた課題を抱える方に対して、支援プログラムの作成、適正な生活習慣の指導、社会的能力の形成の支援、就労、自立に向けた支援を行います。

概要につきましては以上でございます。健康福祉部職員一同、子どもから若者、そして高齢者まで、全ての市民が健康で安心して日常生活が送れるように、そして宍粟市に生まれてよかった、住んでよかったと思えるように、保健、医療、介護、福祉の連携のもと、市民福祉の向上を目指してまいりますので、よろしくお願いたします。

伊藤委員長 では、審議に入ります。

山下委員。

山下委員 それでは、主要施策の44ページの生活困窮者自立支援事業について、質問させていただきます。

まず、子どもの学習支援事業の先日の議会での岡前議員の質問に対して、これを始めるということでしたけれども、いつから始めるのか、また教育委員会と連携して取り組むべきとあると思いますが、どのように考えておられるのか。

それから次に、就労準備支援事業、これは委託を行うということではありますが、どのような方向で委託を行っていくのか、また専門の資格等、どのような条件が付

されるのか、以上、お尋ねいたします。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 御質問につきまして、お答えさせていただきます。

まず1点目、子どもの学習支援事業につきましては、先ほど申されましたように、教育委員会と連携をとりながら、平成29年度の実施に向けて、今年度取り組みたいと考えております。

二つ目の御質問ですが、就労準備事業の委託について、その専門の資格等はあるのかということですが、これにつきまして、まず業者の選定につきましては、公募または指名等によるプロポーザルによって、契約候補者の選定を行いたいと考えております。ただ、その中で、例えば支援に当たる担当者がこういった資格を有していないといけないとかといったあたりの条件を現在付する予定はしておりません。しかし、選考の段階で、そういった担当者の資格や経験を持つ担当者の配置といったことも、評価の一つとなるものとは考えております。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 その業者の公募や指名ということで、プロポーザルで行っていくという話でしたけれども、これはいつ、そういったことを行われるのか、またその公募と指名ではかなり違うと思うんですが、どちらにされる御予定なのか、お尋ねいたします。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 今現在、そういうプロポーザルに向けた仕様書でありますとか、その前提となります要綱でありますとか、こういったあたりを整備をしているところでございます。実際の業者選定につきましては、新年度早々になるかと思いますが、契約担当課とも協議を持ちながら、こういった形でさせていただくのかというのを、基本、原則、公募が原則ではないかと思いますが、このあたり、よく協議検討させていただきながら進めていきたいと思っております。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 いつからどうなっていくのかが、はっきりわからないので、決まり次第しっかりと議会のほうに報告していただきたいと思っております。よろしいか。

決まり次第じゃない、決まってしまってからではなく、方向が決定したときに報告していただきたいと思っております。いかがですか。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 常任委員会等におきまして、報告をさせていただきたいと思

ます。

伊藤委員長 関連がありますので、岸本委員。ここ、なかったですか。

岸本委員 その対象者なんですけれども、条件はわかりますが、どうやってその特定というか、申し込みさせるというか、対応するわけですか。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 生活困窮者の方の支援につきましては、現在、生活保護の相談とかにみえられた場合、結果的に保護に至らなかったケースなどを中心に、生活困窮者の制度の中で、いろんな自立支援相談等に応じております。このたびの事業につきましても、こういった方の中を中心に支援を行っていくこととなろうかと思えます。

伊藤委員長 岸本委員。

岸本委員 ということは、いわゆる民生委員の方をお願いするとか、そういうことはないわけですね。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 当然この事業、就労準備支援事業に限らず、民生委員、児童委員さんでありますとか、社会福祉協議会さんでありますとか、こういったあたりの連携は常に行いたいと思っておりますので、そういった意味でのアウトリーチ的なことも含めて、対応させていただきたいと考えております。

伊藤委員長 岸本委員。

岸本委員 本人さんがもちろんOKというか、納得して相談に応じるという場合しかしょうがないわけですね。本人さんが、いや結構ですと言えば、やむないわけですね。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 あくまでこの事業は、対象者の方の主体性というのが第一になりますので、今、委員おっしゃっていただきましたとおり、御本人さんの同意が必要となります。

伊藤委員長 岸本委員。

岸本委員 委託金、さっきそういう大体内容はわかったんですが、もう少し委託金540万円の使い道だけちょっと。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 この就労準備支援事業につきましては、生活困窮者の方を対象にした事業と、それと被保護者の方を対象とした事業、二つの事業を一体的に進め

ようとしております。この生活困窮者の就労準備支援事業では予算を540万円を計上させていただいておりますけれども、被保護者のほうの就労準備支援事業の予算として、別途360万円を置かせていただいております。合計で900万円の事業費となっております。この中身につきましては、人件費が約8割、あと運営費としまして2割がその他活動費でありますとか、その例えば自動車のレンタル料でありますとか、そういう日々の運営の中での費用を2割を見込んでおります。

委託料540万円ということなのですが、これは生活困窮者の就労準備支援事業と生活被保護者の就労準備支援事業がそれぞれ全体で占めるウエートを勘案させていただきまして、おおむね6対4ぐらいの割合で予算措置をさせていただいております。

以上です。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 同じく生活困窮者自立支援事業についてなんですけれども、私からは、この業務内容の中でもありますように、求職活動への見込みという部分なんですけれども、就労意欲を高めることも一つだと思うんです。それと、あと求職活動の見込みというのは、どの時点で、例えば本人さんの意思が、頑張って働こうという意思が求職活動の見込みになるのか、それとももう働ける状態になって、例えば企業のおっせんまでというところは難しいと思うんですけれども、こういった時点でこの基準があるのか、教えていただきたいです。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 この就労準備支援事業に当たりましては、まず利用開始時点で、通常の自立支援計画とは別に、個人ごとの就労準備支援のプログラムを作成することになります。このプログラムは個人ごとにいろんな計画、そして評価を重ねていくためのものでありますが、少なくとも1カ月ごとに本人のやられたことの振り返りでありますとか、また担当者等による評価を行って、支援を段階的に行っていくことになります。

求職活動の今おっしゃっていただきました見込み等につきましては、最終的にこのプログラムが終了した時点で、庁内の担当者を含めたケース会議において、判断することになるかと思えます。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 ということは、求職にまで至っていなくても、その判断では例えば委託されているところがその就労できると判断した時点で、その補助は打ち切りという

ことなんですかね。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 こちらのほうの事業は、就労準備支援事業になりますので、一定就労活動ができると見込まれた時点で、実際の就労支援のほうに移行していく形になろうかと思えます。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 多分そこへ行かれた方は納得していると思うんですけども、今この時点で僕は理解、ちょっとできなかったんですけども、要は、それが就労につながるが、つながるまいが、打ち切りというか、判断基準があるということですね。あと、就労されるかどうかというのは、また別問題ということですね。これは就労の意識を高めるための事業ということなんで。

例えば、健康上の理由で、就労の意欲はあるんですけども働けないという方もこれに含まれるんですか、全て。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まず、利用開始に当たりまして、その就労、健康上のことも含めてなんですけれども、稼働能力があるかどうかということも判断させていただくことになろうかと思えます。これはもちろん、生活保護の被受給者の方でありましたら、当然、今現在もそういった形で、例えば健康上に問題がある方につきましては、医療機関等で検診をいただきまして、就労の稼働能力の要否について判定をいただいているところなんですけれども、こういった形でまず最初の入り口のところで、就労に向けた取り組みとなる対象者であるかどうかということ、一定判断させていただくことになろうかと思えます。

伊藤委員長 よろしいですか。

大畑委員。

大畑委員 二つといたしますか、この生活困窮者自立支援事業の関係で二つお聞きしたいんですが、一つは、学習支援ですね。これ、先ほど平成29年度からという予定で、今、準備を進めるというお話でございました。午前中、教育委員会のほうにもその辺、福祉と連携してというお願いをしておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

2点目のその就労準備ですが、先ほど議論がされておりますけれども、対象者が生活困窮者とそれから被保護者というふうにおっしゃいましたけれども、その生活困窮者と被保護者の違いというのはどういうことなんでしょうか。教えてください。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まず、被保護者の方につきましては、現に今、生活保護を受給されている方という形になります。生活困窮者と申しますと、生活困窮者自立支援法において、法で定めるところの生活困窮者、現に経済的に困窮されていて、非常にまたは困窮するおそれのある方という定義に基づいて対応したいと思っております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。

それでは、この就労準備の事業、1年という限度がございますので、なかなかその1年で就労に結びつかない、しかし、まだサポートすれば何とか次なるんじゃないかという方も出てくるんじゃないかと思うんですね。1年で事業が切れてしまうので、そのあと、つないでいくためには、もう国費は受けられないだろうと思うので、そのあと、一般財源をつぎ込んででも継続でやろうという、そのようなお考えはありますでしょうか。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 こちらのほう、就労準備支援事業につきましては、こちらの事業が終了した段階で、現在、今、自立支援事業の中でやっております就労支援専門員がおりますので、こちらのほうによる実際の就労活動のフォローという形になるかと思えます。実際に就職に至らなくても、こちらのフォローにつきましては、例えばハローワークへの同行でありますとか、求人情報の提供でありますとか、そういうことにつきましては継続支援をしていく形になります。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 もう最後にしますが、ハローワークにはちょっとまだ早いと、そこへつなぐのは早いと。就労相談員があとかかわってもらえるという、それはありがたいことだと思うんですが、この1年で仕事を委託事業として受けられるところですね。そういう事業所ですね。そこがあとを引き続いてやろうというふうにおっしゃった場合に、手だてはありますか。もうこの国費じゃなくて、一般の財源つぎ込んででも、引き続いてあともう1年、2年頑張れば、この人は一般就労につながるんだというようになっていく可能性があった場合のことなんですが。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 現在ちょっとその点につきましては検討に至っておりませんが、研究をさせていただきたいと思えます。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 それでは、主要施策の48ページ、意思疎通支援事業についてお尋ねをしたいと思います。

今回、手話の通訳者の方がお2人窓口におってくださることになり、随分合理的配慮が進んだと喜んでおります。そこで、その手話通訳者の方が、そういった手話の仕事をされる以外は、どのようなお仕事をしてくださるのか、お尋ねいたします。伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 手話通訳者につきましては、基本、窓口での手話通訳が主になります。そのほかにおきましては、手話通訳の派遣依頼があった場合、そういった奉仕員等の中から派遣が可能な方を調整すると、コーディネートをする、そういった派遣調整のコーディネート業務であったり、あとは来年度からその学校とかそういったことで、そういった手話の教室を開いていただくように、教育委員会のほうにも要請をしております。したがって、こういった学校に行って、学校での手話の教室等にも派遣できれば、そういったところにも派遣をしていきたい。そのほかは窓口での通常の課の業務の補助、事務補助等も行っていただく予定にしております。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 手話通訳を必要とする人が役場に来られたときに、さまざまな手続きがしやすいようにしてくださるんですけども、でもそれ以外に障がいを持たれた方が、北庁舎が確実にバリアフリーになっているわけではないので、非常に不自由をされたり、あるいはまた本庁と北庁舎が離れているので、うろうろしなければならなかったりして、非常に困っておられる状態が現在あるわけなんです。それで、この手話通訳の仕事をしてくださる人に、そういった人の役場に来られたときにスムーズに要件ができるような合理的な配慮もしていただけないのかなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 例えば今申されました、例えば北庁舎に来られた方が、ちょっと足が不自由で本庁舎にも用事があると、こういった場合、また逆のパターンもあろうかと思えますけれども、こういった場合には、随時、現在においても行っていただくのではなくて、本庁から担当者に来ていただいて済むことであれば済ませておると、こういった対応はさせていただいております。今後もそういった、できるだけワンストップで済むことについては職員

が動くということで対応はさせていただきたいと思います。

伊藤委員長 山下委員、次のところでもよろしいよ。

山下委員 その辺はお困りにならないように、しっかりお願いしたいと思います。

続きまして、主要施策の48ページの外出支援サービス事業について、お尋ねしたいと思います。

まず、利用目的の拡充による伸びはどのように見ておられるのか、また、要介護1、2、要支援認定者も認めるべきであるとは私は一般質問でも言いましたが、認めるべきであると思います。その他に該当する方という方も、65歳以上の方であれば、要介護認定で何らかの認定基準には当てはまるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

また、障がいのある方の移動支援というのは、その基本的な人権なわけでありませう。現在、視覚障がい者への同行援護とか、重度精神障がい者への行動援護等が導入されているわけでありませうが、外出支援事業で補うことができない、障がいのある方の移動支援の充実の方向性はどのようになっているのか、また、行動援護とか同行援護等の現在の実績はどのようになっていますか。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 まず、外出支援の利用目的の拡充による伸びの見込みでございますけれども、これにつきましては、従来、対象者は減りますけれども、利用目的による拡充で通常分、これまでどおりの行き先、病院とか公共施設の分が6,000万円程度、目的拡充による利用増が約3,000万円程度と見込んでおります。

次に、要介護1、2、要支援の方も利用を認めるべきということでございますけれども、これにつきましては、これまでも申し上げておりますとおり、介護度につきましてはバスが利用できる、できないでなくて、日常生活で介護が必要な量をはかる指標というか、介護度でございます。したがって、介護度、介護認定が出ている方におかれましては、通常の歩行ができる、またバスの利用ができる方も当然いらっしゃるということですから、要支援の方等でバスの利用の可能な方はバスを利用いただくということで制度を改めさせていただいたところでございます。

また、障がい者の移動支援の充実の方向性でございます。これにつきましては、先ほど申されましたように、同行援護とか行動援護につきましては、障害福祉のサービスでそれぞれの利用される方の支援計画に基づいて利用いただいているところです。このほかには、ガイドヘルプ事業という、肢体障がいであったり、知的、精

神の方の移動支援のサービス、これも市の地域生活支援事業の中で行っているところでございます。その他、外出支援や既存の福祉サービスで補うことができない障がい者の方が、ちょっとどういった状況なのかは把握、どういった方があるのかというのはわかりませんが、少なくとも公共交通、バスが利用できない方につきましては外出支援サービスで対象としていくという方針でありますので、そういった方で外出が困難な方につきましては対応をできるというふうに考えております。伊藤委員長 山下委員。

山下委員 その同行援護、行動援護と先ほど言われた支援施策の実績を教えてください。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 それぞれ個々がどれぐらい、どの時間利用されているのかということまではちょっとこちらのほうで把握はできておりませんが、おおむねそれぞれの利用は約10人程度の今、登録があるということでございます。実際使われている方、使われていない方もいらっしゃると思いますけれども、登録者数は10人程度が登録されているということでございます。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 重度精神障がい者への行動援護を利用されているといったような状況を余り聞いたことがないんですけれども、やはりそれも実績があられるわけですか。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 行動援護事業の実績はございます。ただ、その方が重度の精神の障がいでのどのような方で、どのような利用をされているのかという細かなところまでは把握はできておりません。

伊藤委員長 この点ですか。

山下委員。

山下委員 この辺のやはりその行動援護、同行援護を充実させていくことが、非常に大事なんじゃないかなと思うので、今後よろしくお願いします。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 この行動援護、同行援護、いずれにしても、これにつきましては個別のそれぞれの利用者さんが、こういったサービスを受けたい、こういったことに利用したいという計画を立てられたものについて、市が支給決定を行っているということでございますので、それぞ

れのサービス、どんなサービスが使いたいか、利用計画の中でそれぞれニーズにお応えしていくということで対応させていただきたいと思います。

伊藤委員長 関連でよろしいですか。

山下委員。

山下委員 すいません。この外出支援サービス利用状況というので、いただいた資料のこの18ページのこの今回制度上は対象にならない要介護2、要介護1、要支援2、要支援1の方たちの平成28年度のこの利用見込みが書いてあるんですけども、これは一体どういったところからこの数字が見込まれているわけですか。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 これにつきましては、個々の状況を確認しないと、それぞれの状況は違います。家の立地の状況、バス停までの状況、個々の体の状況、病気の状況、いろいろございますので、なかなかこれを客観的には難しいところでございますけれども、おおむね要介護1、2の方については何割程度であろうとか、要支援1、2の方には何割程度であろうというふうなことで、割合をあくまでも推計をした中での登録者、あくまでもここに挙げていっているのは登録者数の見込みでございますけれども、登録者数を見込んでおります。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 このみなしというところがすごく問題になったんじゃないかなと思うんです。それで、やはり要介護認定を受けておられる方は、もうほぼ歩行が不安定な方とか、支援を必要とする方なので、外出支援サービスに当てはまるのではないかなと思うわけで、このみなしということを考えるよりは、要介護認定を受けておられる方は全て受けられるとしたほうが正しいんじゃないかなと私は思うんです。いかがでしょうか。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 これまでも申し上げておりますとおり、公共交通の再編で全ての地域に公共バスが走るようになりました。これにつきましても、利用していただかないと、空でずっとバスを走らせるということも続けること、財政上、なかなか難しいと思います。したがって、バスが利用できる方は公共バスに乗っていただいて、バスを守っていただくということが大事だと思います。先ほども申しましたように、介護認定を受けられている方の中にも、毎日ずっと近所を1時間も散歩をされておるといふ方も当然いらっしゃいます。こういった方につきましては、当然そういった外出支援サービスではな

くて、公共バスを利用いただくということが大事だと思いますので、これまでどおり全部を認めるということではなくて、本当にバスが利用できない方、こういった方のみを対象とするという方針で行いたいと思っております。

伊藤委員長 岸本委員。

岸本委員 この外出支援サービス、始まった当初は多分3,000万円か4,000万円ほどの予算で運営できたんじゃないかと思う。それがだんだん毎年毎年ふえて1億円超えるぞということになって、私は見直すべきだと言ったほうなんです、やっと今回見直していただいたんですが、予算的に言いますと、見直したけれども、人数は若干減ったかしらんけれども目的がふえて、結局予算的にはそんなに変わらないと。いたし方ない面もありますが、ただ、こうやって今もありましたように、人数をふやせとか、あるいは目的地をもっとふやせとか、いろんな要求が出てきます。そういったときに、この予算で本当に何年も続くのかなという、逆にまた心配もしております。そういう意味で、この制度というか、その方法で何かもう少し節約というか、安価にできる方法がないのかなと思ったりもするんですが、その辺は考えてはみてないですか。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 今おっしゃいますとおり、高齢者、特に75歳以上、85歳以上というのは、今からまだ右肩上がりでふえてくるといふことになると、この外出支援の対象者もふえてくるといふことが見込まれることだと思います。したがって、この外出支援サービスにつきましては、今回の改正で制度を固定させるという思いを持っておりません。見直すべきところは見直す、当然実施の方法も含めまして、制度については必要に応じて見直していかなければならないと、どのような方法、効率的なやり方があるのか、そういったことも検討をしていく必要があると考えております。

伊藤委員長 岸本委員。

岸本委員 結構です。考えてください。

伊藤委員長 実友委員。

実友委員 申しわけございません。後戻りしますけれども、生活保護者、それから被保護者の関係なんですけれども、対象者が何人ぐらいあるかということをお尋ねしていたわけなんです。といいますのは、事業の目標のところ、就労準備支援を行ったものの半数以上を求職活動が見込まれるというふうに書いてあります。そういうことになると、人数がいよいよ何人ぐらいで、そしてこの委託をする業者

とか、そういったものについては、実績のある方があるわけでしょうか。そしてまた、360万円という根拠はどうなるのかなということちょっと聞いてみたいなというふうに思いました。

それから就労支援員、例えば半数以上が支援活動をしようと思込まれるということになると、就労支援員さんがこれ大分活躍してもらわなったらあかんのやないかというふうに思うんです。その就労支援員さん、市には何人おられるのか、たくさんですけども、ちょっとお聞きしたいと思います。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まず、対象者の人数なんですけれども、この被保護者の就労支援準備事業では、先ほども申しましたように、稼働能力を有する方で、現在就労されていない方について、今、どの段階での支援が必要であるかといったことを再度精査させていただく中で、事業の対象者としての整理を行いたいと考えております。全体の事業の事業所としての体制の整備の部分になるんですけども、生活困窮者の就労準備事業とあわせまして、常時10名程度の抽出が可能な体制を整備したいと考えております。

次に、委託料の件なんですけど、先ほども生活困窮者の自立支援事業の委託料のところ御説明させていただきましたように、この事業につきましては、生活困窮者とそれから被保護者の就労支援準備事業を一体的に実施する予定をしております、被保護者の就労準備支援事業で360万円、生活困窮者の就労支援準備事業で540万円を合計で900万円の予算を計上させていただいております。内容としましては、人件費が先ほど申しました8割、運営費が約2割となっております、それぞれの委託料につきましては、全体の事業に占めるそれぞれのウエートを勘案しまして、4対6という形で按分をさせていただいた結果、360万円、被保護者の就労準備支援事業では360万円の予算となっております。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 先ほど岸本委員のほうからあったので、かぶる部分もあるんですけども、去年、外出支援、これも削減というか、やり直すということで、将来的には6,900何万円かの予算に持っていきたいという状況があったんですけども、恐らくこれ、対象者は絞られたんですけども、用途が広がったということで、なかなかこれ、その目標には難しいんじゃないかなと思っております。

それで、私思うに、要介護が1、2を強制的に入れるとか、そういうことは全く考えておらず、そちらのやり方が正しいとは思うんですけども、現に要介護の方

でも車に乗られている方もありますし、その辺の細かい、一人一人に気配りできるようにということで、これまた見直しをしていただいたと思っております。特別な場合というのはまた判断するという事だったので、それはもう健康福祉部にお任せなあかんですけれども、今後この事業のあり方として、今これ、9,500万円、若干減っていますけれども、先ほどおっしゃったように高齢化とともにふえていく、恐らく要介護から要支援によくなるというケースよりも、逆のほうが多いと思うので、ふえていくと、ふえていくことを前提にお話しするんですけれども、そういった場合に今のこの業務委託のあり方ということに考えられたことはないんですかね。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 まず、昨年度の見込みから事業がふえた要因の一つとしましては、透析患者の分につきまして、病院で検討いただいているというふうなことで、昨年度の見込みからは外しておりましたけれども、これにつきまして約2,000万円程度、結果的に外出支援のほうでカバーするという事になりましたので、この分、2,000万円程度は昨年の見込みからふえた要因は、透析患者の分が影響しているということで、御理解いただきたいと思えます。

あと、外出支援はサービスのやり方につきましては、先ほど岸本委員の御質問でも検討しなければいけないというふうに申し上げました。当初、始まった当初は委託事業で、市が有償運送で、市が実施主体で有償運送の許可をとって、委託をしておいた、車を貸し出して委託をしておいたということがございます。仮にこれと同じ方法でやるならば、今現在、利用者が当時と比べて非常にふえているというふうなことで、相当数の車も市が準備しなければならない、なおかつ、タクシー会社等に委託する場合には、タクシーの車両と外出支援のサービスの車両とは、はっきり分けなければならないというようなことで、効率的にできるかといえ、逆に効率的な運営ができない、余分に車両を、ニーズに合わそうと思えば車両を準備しなければならないというふうなことで、コストが相当かかるんじゃないかというふうな懸念もされるわけでございますけれども、こういったところも含めまして、今後の検討課題として、こういった実施方法が本当にいいのかというのは、検討する必要があると考えております。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 今後の検討課題、最初の事業に問題があるんですよ。なかなか後で変えにくいもので、これ、大きい声で言えんであれなんですけれども、今日日、あれだ

け安定した回転、稼働があって、定価で、特に市が委託する事業で、こんなことあり得ないですよ。やはり市が、わかりやすく言うと仕事の量を担保するのであれば、値段設定を考えなければならない。私、ずっと言うてるのは、距離設定もしなければならないと。恐らくこれ、300円から800円と幅があって、負担される方には大変厳しいと思います。だから、僕はこの回数が192回から96回に減ったことは、これ、トータル見るとそれぐらいの利用度が一番高かったということで、それも理解しております。ただ、今後それが使いたいのに使えない、それから余る方も出てくると思うので、その利用者によって差が出るということにもまた問題があるんですけども、一つ提案したいというのは、これ、健康福祉部だけじゃなくて、まちづくりも、もちろん関係してくると思います。それから産業部、僕、一番ここ言いたいのは、今、きのうもちょっとお話ししたんですけれども、商工会関係でも、小規模事業の継続化の補助金が出ています。これは今までと違って、高齢者の方が来店しやすくなるためのバリアフリー化であったり、トイレの改修、こんなものにもお金が出るようになっていきます、県の。だから、その辺をかみ合わせていただくと、逆に言うと外出支援の負担分をお店が割り引きするという方法もできてくると思うんですね。ですから、これは健康福祉部だけでは何ともならないと思うんですけれども、そういった連携しないと、やっぱり個人は負担感が物すごく出ていると思うんです。金額も上がって。ますますこれから上がる可能性もあります。今のままこの金額では持続可能な事業とは言えないので、そうなったときに利用した施設での割り引き、また還元等結びつけていただかんと、それぐらい企業も商店主も見たらいいですよ。今まで来られなかった方が来るんですから。その辺、提携してやっていただきたいと思うんですけれども、今の健康福祉部だけでは無理なんで、その辺、ほかの部署との調整もしていただきたいと思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 この外出支援サービスに限らず、今後、地域包括ケアシステムを構築していく中で、住みよいまちづくりにするために、各部局が連携をしていかなければならないのはもちろんのことでございますので、そういったことも含めて、今後各部署で連携できる部分があれば、それについてはそういった高齢者への還元であったり、高齢者が生活しやすい仕組みづくりというのは考えていく必要はあるかと思えます。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 連携する部分があればじゃなくてあるんです。ただ、それは結びつけるかどうかというのは視点の違いで、全く今、別の事業と考えてるんだけど、むりやりそこを押しつけてでも効果が出るように考えるべきではないかと言うてるんで、あればじゃなくて、ぜひ、あるんですから、それを活用してください。

伊藤委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 いろいろ御提言ありがとうございます。健康福祉部もこれからの高齢者の増も踏まえまして、やはり高齢者だけではないんですけれども、障がいのある方、あるいはお子さん、健常者も含めて地域での支え合いということで、今、努力しているところでございます。

いわゆる今回、特に御提案いただいた中に、一つ買い物のことなんかもそんなことがあるんじゃないか、やはりなかなか高齢者、ひとり暮らし、2人暮らしが多くなってきますので、やはり家屋も点在しているというのがこの宍粟の特徴でございますので、そういった方々が買い物に出られるというのは、やはりこの公共交通であったりとか、外出支援であったりとかいうことではあるんですけれども、そういうことで、外に出るとというのが一つの大きな社会参加ですから、一つのこれは介護予防にはなると思いますが、やはりお店のほう、車の補助もしておりますので、そんなことも含めて地域のほうへ出かけて行っていただくというのも、一つの連携のあり方、やっぱりこの暮らしやすさをどうしていくかということも必要になってくよいかと思いますので、そんなことも取り組みとしては考えられる方法ではないかなと私は思いますので、そんなことも今後それぞれ担当部局、担当者も含めて、いろいろと地域でどう、できるだけ地域で住んでいただくということで施策を大きく打っていますので、それを実行するためにはどうしたらいいのかということとは、それぞれの関係部局連携とることが必要であると思っていますので、いろいろ御参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

伊藤委員長 よろしいですか。

大畑委員。

大畑委員 引き続き外出支援サービスをお願いいたします。

いろいろ本当に大変なところまできているなという感じで、見直すにしても、本当に大変だろうなということなんですが、人ごとで言っているんじゃないくて、そういう段階に来たというふうに思います。

私も先ほどからいろいろ意見が出ていますように、もうタクシー運賃制で運営す

ることのもう限界がきているなというふうに考えていまして、もう制度設計を見直さなあかなというふうに思います。確かに市が車両を購入してやるということも、車両数がこれだけふえてきたら費用がかかるということもよくわかるんですが、もう今の状態をやり続けるのには限界がきているというふうに感じています。

18ページに平成28年度からの見込みも書いておられますが、通常分が6,000万円、拡充分が3,000万円という分析をされていますけれども、やっぱり障がいの方から言いますと、従来のお医者さんとか市役所というのは、ほとんど利用が必要でなかったと、本当の要望は外出ということで、もっと社会活動への利用がしたかったと。でも、病院とか公的なところしか使えなかったので登録者が少なかったというふうに思います。

ところが今回は利用目的が非常に広がりましたから、登録者が今はこのくらい見込んでおられますけれども、例えば療育5人が6人にふえる、1人ふえるだけというのは、これはちょっと見込みが甘いんじゃないかなというふうに思いまして、今後障がいの方の外出、社会参加活動がふえていけば、ここが受けるとすれば、外出支援サービスを受けるとすれば、もっと膨れ上がりますから、全体の費用は9,000万円では済まなくなるというふうになるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ見直し、固定的には持っていないというお話でしたので、積極的に考えていただきたいと思います。

今も部長からありましたように、例えばその障がい者、例えば高齢者、その人たちが地域で住み続けるために、例えば買い物という一つのキーワードがあったとしたら、その買い物に対して全て外出支援サービスが担わなければいけないのかどうか、その辺を考える必要が僕はあると思います。ここにその公助、自助、共助という、その物差しでどういうサービスをあと考えられるのかということを検討していく必要があると思うんです。

今も稲田委員からありましたように、ほかの部署との連携ということも含めて、外出支援サービスだけで全部担おうとすると、もう絶対無理だと思います。そこにいろんなサービスを入れていく、病院だったらほかに何があるんだろうというような形、買い物だったら何だろう、そういう、あるいは文化活動だったらどんなことが考えられるんだろうということの検討の中で、今後の方向を探っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 今、大畑委員がおっし

やいましたとおり、今後、地域包括ケアを構築していく中で、自助、共助、地域でのつながりを深めていく中で、地域でできることは地域でしていただくと、そういうふうな中で、いろんな多様なサービスもつくっていく必要があるのかなと。つくっていかねばならないのかなとっております。当然、1年、2年でできるものではないとは思っておりますけれども、できるだけそういった高齢者含め障がい者、それぞれの地域で暮らしている方のニーズにどういった支援が必要なのか、支援が誰が担うべきなのか、そういったことを行政だけじゃなくて、行政、事業者、もちろん住民を含めて協議をする中で、どういった仕組みが必要なのかということは、今後協議をして仕組みをつくっていく必要があると考えております。

伊藤委員長 部長、制度設計について、答弁をお願いします。見直しするときじゃないか、その点について。

浅田部長。

浅田健康福祉部長 外出支援の制度のことについて、見直しということは担当の副課長も答弁したとおりでございます。特にこの大きなこういう課題になったのは、やはりタクシー料金で運行したと、そこへ持っていったとこ、これは将来的に大きな財政負担があるというのはそのときわかって、自明の理というか、そもそもその点、タクシー事業の場合は二つの運賃はこれはできませんので、そういった状況もあります。この件については、平成25年度から私が異動になってから、これは大きな一つの課題でしたので、その見直しの将来的な方向性というのは、既に議会のほうにもお示しする中でしてございました。そこで一番大きかったのは対象者とそれから運行形態をどうするのか、こういうことではございましたけれども、今回についてはまず対象者の見直しを行ったと。あと課題が残っているのは運行形態ということでございます。それと、これ、今、大畑委員からありましたように、全て行政の中で担った移動手段の確保でいいのかどうか、これは大きな課題があるかと思えます。私どもが今進めております地域包括ケアというのは、地域の中でいかに支え合いができるのか、そういう社会資源も含めて、制度も含めて見直そうということで進めていこうとしていますので、いろんな部分については共助。それぞれ行政、行政が担ってきたものをまた地域の方にそれぞれにお願いをするというのは非常に大きな課題ではありますけれども、やはり今、現状としましても、老人クラブ等々ではいろんな活動もしていただいておりますので、それを継続する中、また発展する中で、買い物も一緒に行きましょうとか、そんなことも含めて、制度設計は新たな総合事業の中でも、そういう取り組みも入れていかねば、これは続かなくなり

ますので、そんな観点も含めて、今、担当のほうで、制度設計も含めて考えてくれています。まだ、本会議でも言いましたように、それをお示しする段階には至っておりません。ちょっとおくれておりますけれども、順次事業者の方の意見も聞きながら、そういう制度設計を今、宍粟市としてはやっているという状況ですので、御理解いただけたらと思います。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 ぜひ御検討いただきたいと思います。

私は、山下委員からも言いましたように、真に外出支援サービスを必要とされる方が、まだこの表には上がってきていないと思います。例えば難病の方とか、常時車いすを利用の方、こういう方がこの外出支援サービスじゃなしに、ほかのサービスを利用せざるを得ない状況がある。本当の意味で公的サービスを必要とされる方々が後回しになっているというふうに捉えていますので、できるだけ今、外出支援のところを財政的に余裕を持って行って、そういう人たちにお金が回るような仕組みをぜひ考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

伊藤委員長 よろしいですか。

山下委員。

山下委員 それでは、主要施策の52ページの宍粟市訪問看護ステーションの拡充、これについて、質問させていただきたいと思います。

まず、看護師の確保と配置予定はどうなっているのか、また、看護師の給与は市職員の医療職の給料表が適用されるのかどうか、看護師は定数内職員になるのか、また、介護との連携はどのようにとっていくのか、以上お願いいたします。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 独自資料の31ページのほうに、宍粟市訪問看護ステーションの事業計画と収支についてつけておるものを見ていただきながら、先ほどの山下委員のほうに回答したいと思います。

まず、職員体制としましては、正規雇用の看護師4名体制で4月スタートします。既に3名の職員につきましては、現在稼働して、千種で設置してある訪問看護ステーションに3名の正規雇用職員がおりますので、その3名と新規に採用する職員1名の4人の体制と、あと日々雇用の看護師を確保して実施する予定になっております。

それから、2番の看護師の給与は市職員の医療給料表の1、2、3がありますが、3の給料表が適用されます。

それから、定数内になるのかということにつきましては、定数内になります。

介護職との連携についてということですが、もともと訪問看護ステーションの拡充につきましては、現在地域包括ケアシステムの構築の中で、医療と介護、医療と医療、介護と介護とか、そういうネットワークを構築するとか連携を進めるという活動の中で、訪問看護ステーションの拡充の話がスタートしておりますので、介護職の連携というふうに限るものではなく、地域包括ケアシステムの一環の中で、いろんな場所で連携を進めていくということに計画的に進めております。

以上です。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 この訪問看護を利用する、利用したいと思われる皆さんは、やはり24時間必要とされていると思うんですけれども、今後、24時間の訪問看護を行っていくというふうな方向に対してはどのようにお考えですか。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 現在の事業所も24時間の連絡体制のほうは整えています。それについては、引き続き継続できるような予定にはしております。ただ、大規模型の24時間の巡回型というところには、ちょっとまだ具体的な検討には入っておりませんが、国の制度そのものがそのような方向づけを出しておりますので、今後の動向を見ながら、少し具体的には検討していかないといけないと思っております。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 すいません。私自身が具体的に見えにくいので教えていただきたいんですけど、その訪問看護と訪問介護の連携というところでは、今、民間の介護事業所の方たちが訪問介護に取り組んでくださっておりますけれども、そういった方たちと、それから今回始まる訪問看護がどのように連携をとっていくのが、教えてください。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 訪問看護と介護は役割が違うところがあるんですけれども、お一人の利用者の方にいろんな役割のサービスが提供されることが必要ですので、場合によれば、一緒に訪問して身体介護をしながら、ちょっと呼吸管理が必要な人であれば、体を動かすところの管理は看護師がして、1人だけでは無理なので、ヘルパーさんが正式をするというような組み合わせでサービスを提供しないといけないこともあると思いますし、介護職に医療行為が一部認められてはおるんですけれども、毎日訪問看護じゃなく、介護職が行く日、それから看護職が行って少し医学的

な目で管理する日というような組み合わせも可能かと思えますし、それはお一人お一人の状況に合わせてケアプランを立てる段階で、役割分担なり一緒にするというような、共同してサービスを提供するというようなことをしていけば、具体的には可能ですし、実際そういうふうに使っている方もいますので、それが広がっていくという考え方です。

伊藤委員長 よろしいですか。

藤原委員。

藤原委員 私、ちょっと関連性がありますので、主要施策の52ページあたりの、今やっている訪問看護会計が新しく設置されたわけであるんですけども、先ほどの中野課長さんの資料等々で、ある程度わかるんですけども、この事業収入を含めたこの新しい会計の仕組みというんですか、例えば先ほどもその連携介護、看護、介護の連携ということで、それぞれこの事業所のことが私らわからんのやけれども、要するに、例えば介護にしても1割とか、この看護、医療にしたら2割、3割とかいうそういう負担金が出てくるんですけども、その分の予算のあれは計上はないんですけども、この辺をちょっと説明していただきたいんですけども。それからまた、この一般会計からの600万何がしのお金が繰り入れがされているんですけども、この辺が個々なんかやったらある程度、人件費を含めた事務費的なものはルール化されてかなりの金額になっているけれども、入っているんですけども、今回の場合は人件費に比較しても半分以下であるというようなことで、健全といったら健全なんだけれども、その辺のこともちょっと説明していただきたいと思えます。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 31ページのほうの収入というところに、款項目で事業費というところがあると思うんですけども、その節のところの療養収入というのが利用者の方の負担金になります。サービス事業収入というのが、給付、医療給付だったり介護給付、ほとんどが介護給付になりますけれども、給付の金額になります。説明の平成26年度実績訪問回数1回当たり平均利用者負担金と給付サービス事業費の収入を合わせて、1回当たりの平均が8,857円という実績がありまして、これを訪問回数で掛けまして、それに自己負担金がゼロ割から3割の人がありますので、その実績で療養収入のほうとサービス事業収入で計算して、その金額、療養収入とサービス医療収入を出しております。一般会計の繰入金につきましては、事務費の何%とかいう計算式はございませんで、歳出をして、訪問看護師等の賃金等を計算して、

歳出の金額が決まって、それから事業費の収入を引いたものがもう一般会計から繰り入れをするお金になってきます。訪問回数がふえれば事業収入がどんどんふえていきますので、一般会計の繰入金が減っていくというような形になっていきます。伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 そしたら医療ということで、例えば国保加入の方がこのいわゆる看護サービスを受けると、そのようなことになる、結果的には国保会計を圧迫することになると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。例えば、これ見たら繰入金は大変少ないんですけれども、このことによって不足分は国保にある程度転嫁されるのか、負担かぶるようになるんじゃないかな、医療費ですからね。その辺をちょっと説明していただきたいんですけれども。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 訪問看護は医療、国保であったり後期高齢医療であったり、医療で利用する場合と、介護保険サービスとして利用する場合と、大きく分けて2種類になります。今のところ訪問看護サービスを使っている人の割合が介護のほうで約8割5分から9割ぐらいは介護保険の利用になります。残りが医療のサービスとして利用されておりますので、このサービス事業収入全てが国保のほうへ圧迫するわけではないんですけれども、件数がふえればやっぱり医療費の一環としては上がっていきます。

入院、主にこの訪問看護というのは、重症、入院ではなく在宅でかなり寝たきりであるとか、医療処置が必要で家で療養される方が使われるサービスとなりますので、例えばもう入院している方がどうしてもお家で帰るけど医療処置が必要だというようなときにこのサービスを使うこととなりますので、入院費で計算するとか、在宅での訪問看護の費用で計算するとなると、在宅の訪問看護の費用のほうぐっと安くなると思います。

伊藤委員長 よろしいですかね。山下委員もよろしいですかね。

ちょっと、半まで休憩いたします。

午後 2時20分休憩

午後 2時30分再開

伊藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

大畑委員。

大畑委員 訪問看護ステーションの事業計画と収支というところでもう簡単にお伺

いいいたします。

ここの訪問予定回数、年間3,237回という回数ですね。全体的な制度設計として、
どういうものを根拠にこの訪問回数を選ばれたのかということだけ、ちょっと教えて
ください。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 訪問回数につきましては、確保できる看護師の1日にどのぐら
い訪問できるかというところが基本になりますので、この件数につきましては、看
護師の何人確保できるかから積算したものです。市全体の訪問看護の必要量という
のは、また委員会等で別に説明させていただきましたが、この回数については、平
成28年度の事業計画を立てるための確保できる看護師に対してどのくらい訪問
できるかで積算したものです。

3月分を見ていただくと、これが337回というのがこの人員配置であれば、1カ
月に最大というか、行ける人数になります。回数になります。4月以降、一気に3
月の件数に持っていくことはできませんので、徐々に利用をする方をふやしていっ
てという積算になりますので、そのように見ていただきたいと思います。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。ニーズからではなく、今、確保できている看護師の数か
ら回数を決めたということですが、今後、いわゆる施設から在宅という流れ、ある
いは看取りというものから、この在宅看護の方向というか、医療での、医療提供
がふえてくる部分で、先ほどの介護よりも医療のほうの負担が大きくなっていく
んじゃないかなというふうに思うんですが、市以外の事業所への役割分担もふえ
るかもわかりませんが、全体的にふえるものについては、全部市が吸収してい
こうというお考えなのか、周りの今行われています民間のステーションのほうに
それを割り振ろうとされているのか、その辺ちょっと考え方を教えてください。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 宍粟市の介護保険事業計画等で見ますと、年間に必要な訪問回
数が2万件を超えてきますので、市だけでそれを吸収しようとなると、10人とか20
人とかいう看護師が必要な状況になりますし、もともと民間のいろんな活動とい
うのは、すごく大事なことです。既にある活動されている民間の事業所はその活
動を続けていただくことがすごく重要です。今後新規に参入をされる事業所もあ
ろうかと思うんですが、そういう参入もぜひしていただいて、いろんな事業所
ができる中で、現在4名体制の事業所ができる範囲のこと、あと総合病院に隣接

しているというような強味を生かした部分は実施して、強味を生かしていったらいいと思いますけれども、民間事業所と連携できるような形で実施したいと思っています。

あと、精神科の訪問看護というのが宍粟市にないんですけれども、その部分についてはちょっと研修等が必要ですので、民間事業所の参入が全然ない状況ですので、今年度中に資格をとっていただいて、宍粟市で実施できるように、その部分についてはしようと思っています。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 今、課長言われたような方向になればいいんですけどね。そのためには、訪問看護なんかのその報酬ですね。報酬。診療報酬。そういうものがアップしていけば、民間もそこへどんどん参入されると思うんですけども、今現状では、その民間が撤退をしていく中で市がやろうとしていますから、なかなかその民間の事業所が立ち上がらない中で、受けようとしておられる、スタートしようとしているところですから、やっぱりその辺、今後民間が撤退しないような努力とか、あるいは看護師の確保とかいうことを努力いただきたいなというふうに思います。

伊藤委員長 よろしいですか。切りますか。

中野課長。

中野健康増進課長 大畑委員のおっしゃることは、もうよくよくわかっておるんですけども、実際、宍粟市が広うございますので、やっぱり1人の訪問看護師が行けるのが1日4件ぐらいが限界かなと思うんです。これが小さな範囲のところであれば、1日5件、6件行けるという都市部の事業所もありますので、その辺はやっぱり宍粟市で訪問看護を続けるというすごい困難さが、広いというところにあることは重々承知しておりますので、民間事業所が撤退しないように、できればふえるように、ふえる需要にはなるだけ対応できるように、地域包括ケアシステムを考える中での一つの大きな課題かと認識しています。

伊藤委員長 よろしいですか。藤原委員もよろしいですか。

福嶋委員。

福嶋委員 児童手当につまましてですけどね。これ、適切に使われているかどうかという問題ですけど、例えばお父さん、お母さんが飲酒代あるいは娯楽費にしているというようなケースがあると思うんですね。ほとんどの方は真面目にというか、普通に子どもたちのために使われていると思っています。ただ、財源も大きいので、そうした中でそういう調査とか、聞き取りとか、あるいは指導とかいうようなこと

があったかどうか、その点についてまず。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 御質問なんです、今現在、手当支給上の用途につきまして調査等を行っておらず、その状況を把握しておらないのが現状です。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 またそういうものがこれから生まれたりすれば、その辺はしっかりとやっぱり指導というかね。その辺はなかなかその辺が難しいところですけどね。大変難しいのはよくわかりますけれども。

次いいですか。51ページですね、主要施策の。がん検診につきましてです。

これは、胃の健康度検診を若い世代に導入ということで、これにつきましてもう少しわかりやすくというか、どのような検診なのか、あるいは若い人たちが受けたときのいわゆる負担額ですね。そういったことがわかれば、教えていただきたいと。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 独自資料、健康福祉部の資料として配付しておりますものの34ページをすいませんが見ていただきたいと思います。ここに胃の健康度チェックというのはどんなものかというのを、一般の説明する資料をつけております。これについては、胃の直接検査をするのではなくて、血液検査でピロリ菌の抗体があるかどうかと、ペプシノーゲン検査といって、胃の粘膜が委縮しているかどうかというのが血液検査でわかりますので、それを組み合わせて、ピロリ菌の抗体検査とペプシノーゲン検査のほうで、どちらもが陽性に出た人について、これが受けられた年代層にもよるんですけれども、15%から20%ぐらいの方がCの判定に今までの実績ではなっておるようなんですけれども、そのようになります。そのCのなった方にお医者さんのほうに行って胃の状況をきちっと診察してくださいというふうにお勧めする検査になります。胃がんにつきましては、このピロリ菌に感染している方が胃がんになりやすいということがもう証明されておりますので、ピロリ菌の抗体検査をすると、ピロリ菌に感染したことがあるかがわかりますので、その意味も含めてお医者さんのほうに行ってくださいということを目的とした検査です。

胃がん検診ではないんですけれども、実際胃がん検診をやっていて、50歳以下の人が今のところ全受診者の15%もないんです。胃がん検診、バリウムを飲まれる検査を受ける方が、もうほとんどが50歳以上になっておりまして、若い方がなかなか受けられないというような状況の中で、バリウムを勧められてもなかなか受けられない、でも40代で胃がんというようなこともございますので、胃の検査を受けられ

るきっかけとして、この胃の健康度チェックを始めて、Cになった方がお医者さんで胃カメラを受けていただくというようなきっかけづくりになればと思って始める検査です。この検査自身が血液検査でできますので、特定健診の会場で採血に回っていただくというような形になります。検査料金が2,057円になりますので、そのうちの半分、1,000円の自己負担で今、事業計画を進めております。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 実は私も10年以上前かにそのピロリ菌がいるということで、これは胃カメラでわかって、ピロリ菌を除去するために、もう本当に飲みにくい、バリウムよりももっと飲みにくいというかね、もう本当に死ぬ思いをして飲んだんだけど、どうも除去がちゃんとできてなかったというかね。そういう思いがあります。ですから、ピロリ菌がいわゆる胃がんのリスクを高めるということは、これもわかっていることなんで、ぜひともその若い方たちに、できるだけどういう方法でか、広報だとかそういうものもありますけれども、いろいろな方法を使ってそういうリスクが少なくなるように広めていただきたい。こういうふうに思います。

伊藤委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 具体的な取り組みにつきましては、また担当課長のほうから御説明もさせていただきますけれども、今回このABC検診を実施するに当たりまして、この医師会の先生方にも御相談させていただいて、要はこの結果をどうフォローするか、いわゆる結果、これ検診を受けただけで終わりでは意味がありませんので、その検査をやはり内視鏡検査にどう持っていくかということも、先生方からいろいろ御意見もいただいております。そういうことで、医師会の先生方ともいろんな相談をしながら、特に宍粟市の場合、日本人もそうなんですけれども、がんの死亡率が一番高いですから、やはりそれを早期に発見するということは、やはり医療費の削減にもつながりますし、お一人お一人の健康にもつながりますので、そういうことをもって、今回実施を、医師会の先生方と協力を得ながらしていきたいなということですので、よろしく申し上げます。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 次、52ページ、予防接種につきましては、これは子宮頸がんワクチンについてですけれども、御承知のように、これまでに副作用によりまして、後遺症で多くの若い方が苦しんでおられるというか、大変な思いをしておられます。こういったことにつきまして、今行っている子宮頸がんワクチンの接種ですか、これにつきまして、安全性なのかどうなのかということ、まずお聞きします。安全性について。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 国のほうで、ずっとこのワクチンの安全性につきましては、まだ審議中ということで結論が出ない状況が続いております。そのため、積極的な接種を勧めないという、勧奨はしないという状況が続いておりますので、安全性の確保については今、議論中ということしか、すいませんがお答えできません。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 成人用の肺炎球菌ワクチンですね。これについての接種状況というか、どれぐらいの方が、今、節目だけですね。65歳、70歳、75歳というような、節目だけでやられているんですけれども、僕は節目じゃないときに、もっとも以前に打ってますけれども、そうした状況ですね。どれぐらいの方が今、65歳以上の方がおられて、その何%ぐらいの方がそういう接種されておられるのか、その辺わかれば。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 健康福祉部の資料の27ページのほうに、平成26年度の実績と平成27年度の1月末で医療機関から書類がきたものをまとめたものがあります。成人用肺炎球菌が平成26年度で55.3%の受診率です。平成27年度につきましては、1月末で47.3%になっています。先ほど委員がおっしゃったように、この予防接種が始まってまだ2年目ですので、それ以前に数年間、ワクチンは流通しているけれども、自由に受けられるという時期がありまして、その間に受けられた方もたくさんあるようで、実際、定期接種が始まった時点でもうしておっしゃる方もたくさんおられて、ちょっとインフルエンザが56%とかぐらいになっていますが、それよりはやや低いかなと思うような状況です。

伊藤委員長 福嶋委員。

福嶋委員 わかりました。できるだけ多くの方のそういったワクチンが打てるように広めていただきたいと、こういうふうに思います。

終わります。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 同じく52ページなんですけれども、予算的な規模として、対前年度比で1,256万円ほど全体に少なくなっているんですけれども、これの理由だけ教えてください。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 すいません。予防接種のちょっと一つ一つの単価の積み上げでこうなっておりまして、27ページのほうにそれぞれの対象人数と、それと28ページ

に単価をつけておるんですけれども、一つ一つを積み上げていって積算した金額になっているんですけれども、大きくは予防接種で中止になったという予防接種はありませんので。すいません。肺炎球菌のほうのどのぐらいの割合で受けられるかというのがわからなくて、予算を組んでおったものが、大体今説明したように5割ちよつとというようなことだったので、当初の積算で予防接種の委託料を減らさせていただいたということです。

伊藤委員長 大畑委員、わかりました。意味がわからないって。

三木副課長。

三木健康増進課副課長兼健康づくり係長 失礼します。

平成27年度とか26年度につきましては、対象者全てを対象として予算要求をさせていただいておりましたが、実際、先ほど中野課長が言いましたとおり、実際の接種者が50%ということになっておりますので、当初予算の段階では7割程度で予算の積算をさせていただいたということで、予算全体額は減らさせていただいております。

伊藤委員長 よろしいですか。

岸本委員。

岸本委員 補助金事業をちょっとチェックしたんですが、聞いたかったんですが、補助金事業一覧表というのをもういただいておりますので、今十分見せていただきましたので、前年度と大きく変化した点とか、なくなった、あるいはふえた、全部わかりますのでそれで結構ですが、委託金のほうで何か大きな変化はありましたか。

伊藤委員長 志水次長。

志水健康福祉部次長 課別で説明させていただきますと、まず社会福祉課で新規の委託料がございます。生活困窮者の就労準備支援事業の委託料が540万円、それから被保護者の就労準備支援事業の委託料が360万円、こちらが委託料で増になっております。

それから、高年・障害福祉課で委託料では、生活支援コーディネーターの業務の委託料が860万円、新規ということで増額になっております。

委託につきましては以上。すいません。それから減額の委託料もございまして、社会福祉課で臨時福祉給付金の事務委託料関係が740万円、昨年度あったのが、972万円に増額、これはなっています。

それから、廃止のものでは、子育て世帯臨時特例給付金の事務委託料が来年度事務が廃止になりますので、その事務委託料も廃止になっております。

それから、高年・障害福祉課のほうでは、すいません。以上でございます。高年ではございません。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 45ページの出会い応縁事業について、お伺いします。

これ、委託されているということなんですけれども、セミナーイベントが年2回と、あとこれ独身男女が集まる会合や交流会の開催助成というのは、合コンなんかに使われる場合の申請ですね。その出会い応縁事業というのは、一応これ、社会福祉課のほうで主体となってなんですけれども、委託されている業者に対してどれぐらいの関与も、まるまるお任せしているような状況なんですか。それとも打ち合わせ等されて、内容等精査というか、内容等計画されているんですかね。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 お答えします。

交流イベント等の実施につきましては、委託でやらせていただいておりますが、まず、市のほうでその業務の委託内容についての仕様書を作成します。この仕様書に基づいて、事業者が提案した企画について協議検討をさせていただいて、内容を決定させていただきます。協議検討の中には、当然こちらのいろんな地域性でありますとか、そういったことも含めた形で、こういうふうにやっていただきたいとかいうようなことで、そういった内容で決定しております。

また、広報関係につきましては、市の関係機関でありますとか団体に対する広報宣伝や、また今、社協さんのほうでお世話になっております出会いサポートセンターの会員に対する案内などにつきましては、市が直接やらせていただいております。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 ということはこれ、120万円というのは2回で120万円だと思うんですけれども、違いますか。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 交流イベントセミナーも含めて2回実施の予定をしております。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 この2月28日の婚活セミナーの宍粟で恋しそう、これも多分社会福祉課の一応、宍粟市の主催なんですけれども、社会福祉課の事業だと思うんですけれども、これは婚活セミナーと交流会ということで、これどちらがメインなんですかね。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 交流会のほうメインとしておりますが、交流会に何もなしで

入っていただくよりは、当然その前段としまして、例えば第一印象でイメージアップを図っていただくとか、またいろいろとその話し方、コミュニケーションのとり方を勉強していただくとか、そういったことをセットにしてさせていただいております。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 これ、チラシに入っていたと思うんですけども、これ、ぱっと見て、事前セミナーが1時間、お昼から1時間とってありまして、婚活パーティー開始、それで自己紹介タイムが3分掛ける15名で50分間。それでフリータイムが30分。最終マッチングが30分。これで交流会がメインかなと。例えばよくあるのは、朝から出かけて昼に食事を一緒にするとか、僕、この人生の伴侶を探すこの前段の段階で、30分や1時間でね。それは出会いのきっかけでいいんですよ。出会いのきっかけでいいんですけども、このセミナーに来られていたスタイリストが、第一印象をよくするためのセミナーと、これは結構なんですよ。ただ、もうそのときには間に合いません。この15名のうち、何人来られたか知らないですけども、カップルもできたのかも知りません。でも、こういうあり方でいいんですかね。僕はその婚活セミナーがメインで、そのおまけでこれ、カップリングがあるのかなと思ったんですけども、最終的にカップリングをするのであれば、この時間設定はないんじゃないかなと思ったんですけども。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 いろいろちょっと業者のほうと打ち合わせさせていただき中で、条件的なこともありまして、そういう形でさせていただき結果になりました。今後につきましては、このことも含めて次回の検討材料とさせていただきたいと思っております。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 やっぱり業者はこれ、婚活専門の会社じゃないですね。これ。就活とかいろいろそういうビジネス的なことをやられているんですけども、ここへ委託するのがいい悪い別にして、やはり何を目的にやっているのかというのも、向こうも多分わかっていると思うんですよ。その宍粟市として一番何が欲しいというのは、やっぱり成婚していただくということが目的であるのであれば、これは限られた予算だからできなかった。じゃあ予算をふやせばいいじゃないですか。その1回の60万円でできんやったらできる業者を探したらいいし、これはちょっとやつつけの感じがしたんで。僕だけじゃないと思います。これ見られて、え、こんな時間でどうな

のというのがあると思うんで、そこは長けりゃいいというものではなくて、どこに重点を置いているかというそこだけぼやけないように、今後ちょっと考えていただきたいなと思うんですけれども。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 今、出会いサポートのほうでも婚活イベントをやっております。また、消防団のほうの婚活イベントもやっておりますので、さらにこういったことを参考にさせていただきながら、次回取り組みに反映させていただきたいと思えます。

伊藤委員長 同じところでちょっとよろしいですか。実友委員から出てるんですけれども。

実友委員。

実友委員 もうほとんど聞かせてもらったんでいいんですけれども、委託はどこにされるんですか。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 平成28年度の委託先につきましては、まだ決定をしておりません。ただ、本市のほか近隣自治体等で事業実績のある事業者さんを参考に、広く検討させていただきたいと考えております。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 47ページの下段のシルバーパワーアップ事業について、お伺いします。

この対象者が1万2,000人ということで、市内の高齢者向けの事業だと思うんですけれども、いよいよ何歳以上の方を対象とされているんですかね。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 これにつきましては、介護予防としての目的でやっていただくということをしておりますので、基本的には65歳以上としております。ただし、地域によっては65歳以下の人の参加もまれにありますけれども、市がポイントを還元するポイントの付与に、対象者は65歳以上が対象としております。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 介護予防ということで、効果も徐々に出てきているとお聞きしているんですけれども、このいきいき100歳体操に例えば興味のない方とか、ほかがないんかとか、いろんな、これスポーツ立市で上がった分にちょっと関連してくるのかなと、一つはもうその介護のこともあるけれども、生涯スポーツ、これがスポーツと

いかどうかは別として、スポーツに携わっていただきたいという市長の思いがあったのが、どうしてもその間の年齢層とか、例えば80歳超えられてやられている方もあって、この65歳という方が、介護予防に関係のない方というのは、まだスポーツできる年なんですね。その方たちがこのいきいき100歳体操じゃちょっと物足りないなとかいうことで、今、きのうも言わせてもらったけれども、グラウンドゴルフとかいろんなスポーツをされているんですけれども、例えばこの事業というのは、このポイントというのが結構魅力で行かれています方が多いんですけれども、このポイントがあるから行かれていますような状況を続けていっていいのか、本当に介護に対する取り組みであるとか、健康に対する意識づけというものをポイントに置きかえているのがこれも正しいかどうか。ただその一つのきっかけとしてやられているんですけれども、それも終了後の対応検討ということなんです。いつまでもこれ、同じ財源をそのまま確保されるつもりがあるのかどうか、わからないんですけれども、これ今後もずっとこういうやり方でされるわけなんですかね。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 このいきいき100歳体操につきましては、介護の認定を受けられる方というのは、脳疾患等で急に悪くなる方は別ですけれども、多くの方が足腰の筋力の低下によって介護認定を受けられると、そういった歩行が困難になったりというようなことで、トイレに1人で行けなくなったりと、そういったことで受けられるケースが多いということで、足腰の筋力のアップに非常に効果があるという検証もされておりますので、こういった非常に効果のある事業だということで、宍粟市においてもこのいきいき100歳体操を重点的に取り組んでいただこうということによって、介護予防に役立つというふうなことで、ポイント制を導入して推進をしているところです。

御指摘のように、いきいき100歳体操以外の体操でも、地域によってはほかの体操を取り組まれている場所もございます。基本的には介護予防については自主的な活動を推進していくということにしておりますので、いきいき100歳体操だけをずっとポイント制をしていくのがいいのか、悪いのか、当然そういった議論もございますので、この点については、介護予防全体を対象にして今度からポイント制を付与していこうとするのか、いやもう介護予防もいきいき100歳体操も一定もう普及をしたので、ポイント制については廃止をするのかと、この辺はちょっと検証させていただいて、今後の方針。今のところポイント制については平成28年度末までということにはしておりますので、この点につきましても早急に今後の方針を決めた

いと思います。

伊藤委員長 稲田委員。

稲田委員 現時点で、最初のとっかかりとしてやっぱり何かめり張りのきいたものということでポイントをされたと思うんですけれども、やはりもう構成としては、ばらまきという意識もゼロじゃないんで、本来の目的からかけ離れて、結局このポイントをためるだけのものだけになったら困るなという感覚と、それからやはり成果というか、効果ですね。このいきいき100歳体操を始めてなかなか数値としてあらわしくいんですけれども、これだけこうなったということがわかれば、おのずと人は集まってくるんじゃないかなと。このポイントで集めるというのはもう最初だけの話、平成28年度で終わるということなので、あとまた続けてやられるかどうかは別として、一つのやり方としては結構だと思うんですけれども、これがあるから行かれている方となると、やめられると来られなくなるおそれもあるので、その辺、慎重にまた議論していただきたいなと。

伊藤委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 今、担当副課長が申しましたように、このポイント制はきっかけづくりというのが一つありました。私も本会議の中で、例えば今、高齢者の活動の場ということで、いろんな観光案内とかいろいろありますけれども、その辺に広げていくのかどうかという議論もありましたので、そういうことも含めて、いわゆる高齢者の方の活動をいかにしていただくかということが大きな主眼でありましたので、そんなことも含めてまた当然見直しも必要になってきます。

それと高齢者いきいき100歳体操は、これは介護予防という観点で進めておりますけれども、今、ウォーキングということで、まちづくり推進部がそれぞれ今、各市民局単位1カ所、ウォーキングコース約3キロを設定していますけれども、ウォーキングのインストラクターの養成講座というのは、健康福祉部のほうで所管もして、いわゆる地域の中でそういう集まりをつくって一緒に歩こうと、住民主体のそういう活動にも取り組んでいこうということで、今、取り組みを始めたところでございますので、いろんな形でそれぞれ地域の方々が、自分たちで取り組めることを自分たちでやっていこうと、それを行政はどれだけ支援していこうと、そういうことでいろんな場の提供というのか、そういうこともしておりますので、順次広がっていけばいいのかなというふうには思っています。

以上です。

伊藤委員長 よろしいですか。

榎橋委員。

榎橋委員 それでは、同じく47ページのシルバーパワーアップ事業なんですが、ポイントが達成しましたら報償品を付与するとありますが、当時、商品券というのでお聞きしていたんですが、それではないですね。どうでしょう。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 シルバーパワーアップ事業につきましては、一定のポイントを達成した方には、そのポイントと交換に市内の指定管理施設での商品券を交換させていただいております。平成28年度におきましても、引き続き同様の商品券との交換をさせていただく予定にしております。

伊藤委員長 榎橋委員。

榎橋委員 先ほど稲田委員からもありましたけれども、このいきいき100歳体操をして、効果がどうだったのかというのは、しっかりと数値であらわしていただくことが大事かと思imasるので、難しいかと思imasますが、今後できますでしょうか。よろしくお願ひします。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 今、実際、いきいき100歳体操に取り組んでおられる方の中には、その介護認定を受けられている方もいらっしやいますけれども、多くが介護認定を受けられていない方でございます。したがいまして、この方々ができるだけ介護にならないように継続していただくことが大事なんですけれども、それを何ではかるかというのは非常に難しいところではございますけれども、例えば介護認定率におきましては、80歳とか85歳になると急激に全国平均を上回るといふような、宍粟市の場合、傾向が見受けられますけれども、これを極力全国平均まで近づけるとか、それ以下にするとか、そういったことは5年とかそんなスパンでは検証はできないと思imasけれども、結果的にはそういうふうなことでいきいき100歳体操の効果というのは、検証するしかないかなと思っております。

伊藤委員長 榎橋委員。

榎橋委員 ではもう数値は多分難しいかと思imasるので、参加者の声ですね。結構あると思imasるので、そういう声をしっかりと把握していただいて、皆様に周知していただければと思imasるので、よろしくお願ひします。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 既にもう現在市内で67

力所取り組んでいただいております。多くの地域で聞かれる声が、介護予防はもちろそうなんですけれども、近所の人と毎週顔が見られるのがうれしい、集まれるのが集まって話しするのがうれしいと。当然、体操の後、ほとんどの会場でお茶を飲んで話をされたりということが見受けられますので、先ほど部長が申しましたように、つどいの場としての効果が非常にあらわれておるといふうなことでございますので、今後とも、ただ、これ始められたところで今までやめられたところがないということは、一定それぞれの地域でそれなりの成果を感じておられるということだと思いますので、今後ともいきいき100歳体操、推進してまいりたいと思います。

伊藤委員長 榎橋さんほかのところは。いいんですか。はい、続けて。

榎橋委員。

榎橋委員 いいですか。それでは、51ページなんですけれども、新規にこれ今度始められます健康づくりポイント事業でございますけれども、産業部で行っている穴粟産物応援キャンペーンになりますと、購入するわけですので、5,000円相当の産物が応募して当たるとというのが、これはもう妥当かと思うんですけれども、この健診をしまして、ポイント獲得したら、同じようなサービスというのか、そういう事業をされるというのは、これはずっと検診をしていかなきゃいけませんので、これどうかなと一応思ったのですが、その点、ちょっとお考えをお聞きしたいと思いません。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 この制度を取り入れましたのは、健診を受けられる方がもう4割ぐらいで毎年固定をしております、受けられた方と受けられない方というのは、毎年受ける方とほとんど受けないという方に半々ぐらいで分かれてしまうもので、今まで興味がなかった方が受けていただくというきっかけづくりということでポイント制を考えております。今までの受けましょうという勧誘でなかなか受診のきっかけにならなかった方が、ポイント制ということで受診を試みようということの新たな切り口になればなと思って、この制度を今回計画しているわけなんですけれども、単年度という意味ではなく、継続して実施するつもりにはしております。

それで、どのようなものをポイントでということなんですけれども、委員のほうから健康グッズ等というような形で御提案をいただいておりますけれども、どのようなものをということの中で、余り健康づくりにすごく関心のある方にお持ちの健康グッズというのもちょっと考えるところがあって、いろんな内容を今検討して

いるところなので、いろいろ何を景品として、記念品としてお渡しするかというのについてはもう少し詰めさせていただきたいと思っております。

伊藤委員長 榎橋委員。

榎橋委員 受けられる人が全体的に公平性があったほうがいいかなと一応思ったものですから、こういうのを、産業部が設けているような同じような形式はとらないほうがいいのかなと思いましたが、意見として言わせていただきました。

伊藤委員長 もうよろしいですか。

実友委員はもうよろしいですか。

大畑委員。

大畑委員 それでは、予算書の69から72ページで御質問をしたいと思うんですが、障害者の福祉サービスについてなんですけれども、前々、一般質問からもずっと言っておりますけれども、障がい者の親亡き後の対策として、共同生活の援助サービス、いわゆるグループホームですね。そういうものは非常に拡充していかなければいけないんじゃないかなというふうに考えておまして、それに対する市の考え方や、現在の取り組み状況を教えてください。

それからもう1点、出たかもわからないんですが、ちょっと時間経過で忘れてしまったんですけれども、意思疎通支援事業ですね。手話通訳者の派遣の拡充とかそういうこととか、設置者、そういう話は伺ったんですが、視覚に障がいのある方とかですね。あるいは難聴の方、手話以外の意思疎通のサービスが必要な方、そういう方々に対する意思疎通支援事業というものも重要になるかと思っておりますので、その辺の考え方と、どの程度の予算が置いてあるのか、それを教えてください。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 先ほど申されましたように、親亡き後の対策につきましては、当然、今後そういったことを心配しているというふうな声も聞いているところでございます。

また、市の障害福祉計画におきましても、今後施設から地域へ移行するというふうな中で、その手段については、施策を推進する必要があると考えておりますので、今後そういったグループホームのニーズが高まってくるようなことが考えられるわけでございますけれども、このグループホームの整備につきましては、基本的には国の補助がでございます。しかしながら、国の補助も総額がある中でございますので、こういったなかなか要望しても対応できないというふうなことがありますので、こういったことに対する市独自の支援が必要なのではないかなというふうなことがご

ざいますので、こういったことについて、現在内容を検討しているところでございます。

あと意思疎通支援事業でございますけれども、意思疎通支援事業につきましては、基本的には聴覚障がいの方を対象とした制度でございます。しかしながら、先ほどありましたように、視覚の障がいのある方への情報伝達というのも非常に課題があると思っております。

既にそのデイジー方式による図書の再生のための機器等については、障害福祉サービスの日常生活用具の給付の対象になっておりますので、そういった機器を必要とされる方については、そういったサービスの中で助成制度がございます。市のほうでも、市からの情報伝達としましては、市のホームページがデイジー機能をつけておりますけれども、その他ほかの行政からのさまざまな情報の伝達手段についても、今後こういった形で情報を伝達していく手段があるのかというふうなことは、今後とも検討をする必要があると考えております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 グループホームの再度質問をさせていただきたいと思いますが、先ほど副課長言われたとおり、国の施設整備補助もございますが、なかなかもう既に多くの方が申し込まれているし、予算の限りがある中で、順番が回ってこないということ聞いております。それと、最近、保護者の方なんか熱心に取り組まれていまして、普通の住宅を改修したグループホームを立ち上げていこうという動きもあるようです。新築では相当金額もかさみますので、大規模の改修あるいは大規模に至るまでのグループホームとしての機能さえしっかりしておれば補助が受けられるような、そういう範囲内での取り組みが進んでいるようです。そういう意味で、市の独自支援を検討されているというのは、非常にありがたいことかなというふうに思うんですが、どの程度のものを考えておられるのか、ちょっとその辺もう少し具体的に教えていただくことができますか。施設整備の補助として、どの程度を考えているんだというような話ですが。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 先ほどありましたグループホームの整備の補助については、例えばこれまでの国の制度での基準額であるとか、そういったことも参考にしながら、今、検討している、具体的なその金額というのは、内部でまだ協議をしていく必要がありますので。

伊藤委員長 浅田部長。

浅田健康福祉部長 この点については、前々から、そういうふうな市独自の部分もつくっていかねばならないということで、担当課のほうには研究をしてくれということを行っています。というのは、具体的に言いますと、大きな法人さん、財力があるところは別として、保護者会がベースで法人格、いわゆるNPOを立ち上げられて、例えば空き家を活用して、小さい4人か5人ほどのそういう生活の場をつくっていきたいというふうな場合があるかも知りませんので、そういったいわゆる保護者会をベースにした法人さんがいろいろされるに当たって、これは国庫補助等々、やはり規模的なところがありますから、国庫補助に該当しないような部分については、やはり何らかの対応が必要ではないかな、その研究をしてもらいたいということは言っています。

それともう1点、各それぞれ障がい者の団体の方もいろいろ来られますので、そのときにどういったことを、例えば具体的にどういうふうなことをお考えになっているのか、そういう御意見もいただきたい。そんなことで、できる、できんは別として、当然、市も財政的なこともございますので、できる、できないは今後のこととして、どういうふうなことを考えておられるのか、具体的なお話も意見も聞きながらいろいろと一緒に研究もしていきたいなということは言っておりますので、その部分は担当課のほうに、ちょっとまだまだ具体案にはなっていませんけれども、そういうことでは担当課のほうにはお願いはしています。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 はい、わかりました。金額のところは非常に言いにくいと思いますので、それは結構ですが、今言われましたように、4人からそういうNPOとか、法人格を持てば4人からサービスを受けられるようなことができますから、そういう小規模で始めたいという意向が相当あるようです。建設するとなりましたら、やっぱり消防法の規定とか非常に厳しいので、相当建築費がかさむそうです。ぜひその辺のことも考慮しながら、今、部長言われたように、保護者の直接の意見を聞いてみたいということでございますので、十分その辺を保護者の意見を聞いていただきながら、取り組めるようにお願いしたいというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いてよろしいでしょうか。

次に、高齢者福祉サービスの話に移りたいんですけども、生活支援コーディネーター4名を配置すると。これは、社協のほうに委託料として出されるかと思うんですが、4名の配置で間違いはないのかということと、その4名がどのように配置を

されて、どんな業務を担われるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 生活支援コーディネーターにつきましては、第2層、第2層と申しますのは旧町域を第2層日常生活圏域としておりますけれども、この第2層について、社会福祉協議会に委託する方向で、今、調整をしているところでございます。これにつきましては、先進地と申しますか、他市の今年度取り組んでいる状況や委託している状況等々を考慮いたしまして、生活支援コーディネーターについては、週3日程度の勤務で1人を配置するというふうな例もございます。宍粟市の場合、こういった配置の方法がいいのかなというふうな中で、例えば社協のコミュニティワーカーが兼務をしていただく方法、それぞれに1名ずつ兼務をしていただいて4人を配置する方法がいいのか、というふうな中で、社協と協議する中で、2名、実質2名が2圏域、1人が2圏域を兼務するというふうなことで、各圏域ずつに0.5人役相当ということで、今、配置を平成28年度については委託の方法で協議を進めているところでございます。

業務の内容につきましては、高齢者の生活支援、基本的には65歳以上の高齢者を対象にした生活サービス等のニーズを把握して顕在化すると、また、そういった高齢者の生活支援にかかるサービスの直接携わっている事業者であったり、団体であったり、そういった組織との連携を深めて協議をする場を設けていただいて、その中で新たなサービスの構築について協議をしていただくというふうなことが主な業務の内容となっております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 はい、わかりました。

確かこの2層部分ですね。旧町域、四つの旧町域のエリアにそれぞれ生活支援コーディネーターを配置するというのが福祉計画に書かれておったというふうに思うんですが、今お伺いすると実質2名で2圏域兼務というお話なんですけれども、そういうことで本当にできるんでしょうか。計画に定めてあるとおりのことはできるんでしょうか。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 先ほど申しましたように、今年度既に委託している市等の状況を確認する中で、おおむね0.5人役相当で配置をされているというふうな状況がございます。0.5人役というと、そういったことでそういった0.5人役の人を募集してそれぞれ1人ずつ配置するやり方がいい

のか、もしくは先ほど申しました社協の通常業務と兼務をさせるというやり方で、それぞれに1名ずつ4名を配置するやり方がいいのか、それとも専ら、基本的にはもう生活支援コーディネーターに業務を専任するというふうなやり方で、しかしながら想定される業務が0.5人役相当なので、2圏域を兼務するというやり方がいいのか、いろいろ社協とも協議する中で、まずは2圏域を兼務するやり方でお願いをすると。ただ、これについてはまだ来年度始まってやってみて、課題が出るようであれば、またこの方法については、配置の方法については、当然よりよい方向に変えていくということはやぶさかではございませんので、まずは平成28年はそういったことでスタートをさせていただきたいということです。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 試行ということで考えていきたいというふうに思うんですが、社協も多分そんなに余裕はないだろうというふうに思うし、とりもなおさず、高齢化が進行してきて、これから地域包括ケアシステムを充実させていくんだというふうにおっしゃっている中で、今のようなスタートでいいのかなというふうにも、ちょっと私も思うので、実際どういう業務がどれぐらい量があるのかということとはわかりませんので、とりあえずスタート時点として、そういうふうに決まっているのであれば仕方がないんですが、やっぱり今後、少し余裕を持って拡充する方向をぜひ考えてもらいたいなというふうに思います。

きょうも外出支援のことであったり、訪問看護のことであったり、いろいろこれから、殊に伺うと、地域包括ケアシステムの中で検討していくという、常にそちらをおっしゃっているわけで、だったらその地域包括ケアシステムの構築にかかる新年度の予算ですね。こういうふうなシステムづくりに対してお金をかけようとしていると、事業を考えているという全体のことについてお伺いしたいと思いますが、それらについて全額どのぐらいの予算と内容を今年度準備をされているんでしょうか。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 明確に地域包括ケアシステムの構築のための予算というものは、特にございませんけれども、ただ、今後、地域包括ケアシステムを構築するためには、まずはその地域包括支援センターの機能強化というものが重要だということがされております。こういう中で、介護保険制度の改正等々される中で、こういった地域包括支援センターの機能強化のために、消費税の増税分を財源とする社会保障枠で財源措置も講じられておるところでござ

いますので、この機能強化にかかる経費としましては、平成28年度におきましては、大きく主に四つの事業について、まず一つは医療と介護の連携の推進について、約9万9,000円、これは会議とか医療講座等々の経費でございます。2番目は生活支援体制の整備、これについてはコーディネーター、先ほど申しましたように生活支援コーディネーターの配置であったり、協議体の設置運営、これが1,187万7,000円。三つ目が認知症の地域支援ということで、認知症地域支援専門員の配置であったり、講演会などの普及啓発、これに238万6,000円。最後、四つ目に地域ケア会議の推進というところで5万4,000円等を計上、計、社会保障枠の分として1,441万6,000円を予算計上しているところです。こういったことで、地域包括支援センターの機能強化、こういった機能強化ができなければ、逆に地域包括ケアシステムには取り組めないというようなこともされておりますので、特にその包括ケアにかかる予算がどれだと言われれば、この社会保障枠の予算、1,441万6,000円というふうに申し上げたいと思います。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 地域包括支援センターですか、その機能強化。この支援センターですね、地域包括と言われるところは、これは2層に置かれるんじゃないしに、いわゆる市に一本化されようとしているわけでしょう。その機能強化で今おっしゃった1,400万何がしのお金というふうに解釈してよろしいんですか。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 はい、基本的には宍粟市の場合は、地域包括支援センターは1カ所、本庁に1カ所、各保健福祉センターがサブセンターという役割を持っております。今回の地域包括支援センターは、この市の地域包括支援センター全体に関する経費ということで、1,441万6,000円を上げております。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 この辺なんですけれどもね。私が思うには、この今後介護保険なんかも要支援の部分が総合事業に移行して、これから市町村が独自で事業をやっていかなあかんという中で、その事業費のほうももう頭打ちの状態、できるだけ地域でのボランティアでありますとか、そういう自治会とかボランティアを動員しながら、訪問であるとか、日中のデイですか、そういう活動を支えてもらいたいというのが、包括ケアシステムの中で言われていることじゃないかなと思うんですね。だから、そういう資源を今から地域につくっていかうとする仕掛けの費用が全くないような

気がするんですよ。

きのう、まちづくり推進部の審査があったんですが、あそこもいろんな事業があつてね。いっぱいいっぱい事業があつて、もう地元でいろんな自主的、自律的にできるような自治会にしてもらうためにというて、たくさんの予算をメニューをつかってやって、もうわけがわからんぐらいになつてるんですけども、こちらのほうが今から地域で高齢者や障がい者やそういう社会的にお互いに支えていかなあかん部分を守っていく仕組みをつくらなあかんという大事なところがあると思うんですけども、それが平成29年、30年ぐらいにはつくり上げていかなあかんのじゃないかなと思うんですが、今言われたような中央センターだけの費用で僕はいいのかなと、やっぱりサブのところも含めてしっかり、もうお金使えばいいというものじゃないですけど、そういう機能強化につなげるような対策を打たなければ、地域での資源がつかれないんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 先ほど申しましたように、生活支援コーディネーターは各保健福祉圏域において、その中でそれぞれの保健福祉圏域の中での課題を把握していただいて、それぞれの関係者、住民も集まっていたいただいて、その課題に対する必要なサービス、そのサービスを誰が担っていくのがいいのか、そういった協議をしていただくことにしておりますので、本庁で予算は一括で計上しておりますけれども、そういった先ほどの各保健福祉圏域に配置する生活支援コーディネーターの予算もこの中には含まれておりますので、そういった新たな多様なサービスについては、協議を平成28年度4月1日から始めていくということですので、各保健福祉圏域についての課題というものはこの各保健第2層に配置する協議体の中で協議を始めていただくということになるかと思えます。

伊藤委員長 よろしいですか。

ほかに。藤原委員。

藤原委員 それでは、予算書の77ページあたりなんですけれども、この臨時給付金の関係の予算のところなんですけれども、これは全部全てといいますか、国の補助がついておりますので、あれなんですけれども、13節のシステムの導入等に970万円余りの予算が計上されておるわけございまして、この3月の補正、平成27年度の3月の補正にも780万円か何か追加補正がされておるということで、なぜこの臨時給付金の支給事務というか、それは変わっておれへんはずやでね。だから、この

時期というのか、補正もそうだけれども、どのように対応するのか、なぜこんなこと、多額のあれが要るのかなと思うんですけれども。そしてそれと同時に、このシステムで実際どの辺までの仕事というんですか、事務をしているのか。例えば私はこのシステムで税務資料であるとか、あるいは住基の関係の年齢制限がわかるという、そういうようなことが全て調整といいますか、して、そして対象者を抽出というんですか、打ち出して、そしてそれを言うたら発送する事務ぐらいがこの健康福祉部の担当課のあれかなと思ひよったんですけれども、これ新年度予算見ても、時間外勤務とか、あるいはそのいろんな臨時職員の関係も200万円ほど入っているので、全て国費とは言いながら、もうちょっとこの辺、具体的にちょっと説明をお願いしたいんです。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まず、平成28年度の事業なんですけれども、この事業、平成26年度から臨時福祉給付金という形で実施されておりました、平成27年度もございました。平成28年度の事業につきましては、先ほど委員御質問ありましたように、まずその支給対象者そのものには変わりはないんですけれども、新たに支給対象者のうちで障害基礎年金や遺族基礎年金を受給されている方については、年金生活者等支援臨時福祉給付金という形で3万円を加算するということになっておりました、この点がまず昨年度との相違となります。

先ほど御質問のシステムの費用につきましては、この加算にかかる年金の情報とかをシステムのほうで取り込んだり、名寄せをすとかいう対応がシステムで必要になりますことから、昨年度の予算に対しまして、今年度増額の予算となっております。

あわせておっしゃっていただきました3月での補正ということなんですけれども、この予算につきましては、この平成28年度の先ほど説明させていただいた分とはまた別に、平成28年度前半に別途実施する低所得の高齢者向けの給付金事業というのがございます。これにかかる事務的な、システム導入も含めた事務的な費用となっております。

伊藤委員長 藤原委員。

藤原委員 この申請率というのか、76%ぐらい、これは平成27年度でたしかこの間定例監査のときにそのような数値であるということを知ったんですけれども、果たして申請率という言い方がいいのか悪いのかはちょっと別にして、これも若干低いというか、この辺の対応もちょっとお聞きしたらなと思うんですけれども。

それと、今私が言いましたように、このシステムでどこまで仕事をしてくれるというのか、どこまで書類を打ち出してくれるんだとか、その辺ちょっと説明、2点お願いしたいんですけども。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 まず、申請率ですが、平成27年度におきましては、76%の数字が現在最終時点で、2月3日で最終締め切りを行ったところですけども、この時点で82.1%という最終結果になっております。基本的には平成28年度につきましても、平成27年度同様の周知を考えておりまして、まず最初に本人あて、対象者と見込まれる方について申請書を送付させていただいて、案内をかせさせていただく。あわせて広報誌でありますとか、しーたん通信、宍粟チャンネル等でこれは継続して流させていただいて、周知案内をかせさせていただくというような形。また、平成27年度につきましても、御指摘のように若干申請率が低かったものですから、12月の時点で未申請者に対して再度、直接郵送をしまして、案内をかせさせていただいております。

こういった形で平成28年度につきましても周知のほうを取り組んでいきたいとは思っているんですけども、今、委員も言われましたように、この申請率につきましても、あくまでその対象と見込まれる方に対して御案内をさせていたいただいているような関係もございまして、その見込まれるという方の中には、例えば市外の子どもさんに扶養されておりますとか、あとまたこの時点で申告をされていないというような方も含まれておりますので、その点、もし全ての方に申請いただいても100%ではないという御理解をいただきたいなと思っております。

それと、この2点目でこのシステムでのどこまで仕事をするのかという御質問だったと思うんですけども、先ほど委員さん言われたように、税の情報や住民基本台帳の情報をこのシステムで取り込みまして、対象者をまず抽出して、対象者ごとの申請書を作成して郵送して個別通知を行う。また、申請の受け付けの際には、このシステムでもって受け付けの管理、また給付決定の管理を行うといったところになっております。

先ほど申しましたのはシステムの導入に関する部分であるんですけども、これとあわせて受け付け作業とか問い合わせとか、そういう事務処理の委託業務という形で人材の派遣を依頼しまして、こちらのほう、北庁舎の一室で給付室という専用の部屋を設けまして対応していただくような形になっております。

伊藤委員長 藤原委員、よろしいですか。

大畑委員。

大畑委員 それでは、少子化対策と子育て支援サービスのほうに移らせていただきたいと思います。

予算委員会資料の32、33に丁寧な資料を出していただいておりますので、ちょっとこの辺の説明をいただきたいというふうに思っています。私は中でも不妊治療の部分とか妊婦検診費の補助金、この辺の数字を上げさせていただいて、目標とかそういうことを伺っておりますのと、それから子育て世代の包括支援センター機能として、切れ目のない支援というふうにおっしゃっておりますが、その全体像みたいなものを切れ目なくどういうことを支援をされようとしているのか、そういうこともちょっと教えていただきたいなというふうに思うんですが、きょう来てこの資料を見て、全体がちょっとわからないので、説明のほうをいただいてよろしいでしょうか。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 不妊治療の助成の分からですか。全体的なものに説明させていただきます。

資料の33ページのほうの上段のほうで説明をちょっとさせていただきます。これにつきましては、子育て包括支援センターの説明ということで、厚生労働省の児童家庭局から出たものをそのままつけさせていただいております。膨大な資料が今出ている中で、これが一番わかりやすいかなと思ったものをつけております。

切れ目ない、妊娠期から子育て期、切れ目ないということで、いろんな制度、今そのそれぞれの期の下に1から14まで丸で番号がついているような制度が今たくさんあります。それがそれぞれの制度としてはあるけれども、なかなか1人の妊婦さんであったり、1人のお子さんに対して切れ目なく提供できていないという課題の中で、これらの制度を切れ目のないようにその地域で提供できるように、母子保健であったり、子育てのいろんな制度を少し整理をして、当事者で、行政を、私たちのように携わっている立場ではなく、利用する方、妊婦さんであったり子育て世代の方がその地域でどうやって利用するかというのが見えやすくしていかないとけない制度だと思っております。

妊娠期の 見ていただきますと、妊娠届け出の機会に面談を行うこと等により、全ての妊婦等の状態を継続的に把握というような、具体的なことがずっと1から14まで書いてあります。それを子育て包括支援センターを立ち上げることで、これらのいろんな制度を利用者一人一人にうまくつながるように、コーディネート機能を

高めていくということになります。

来年4月に子育て包括支援センターが開設するんですけれども、その前段として、これらのサービスのうち、既に宍粟市でできているものと、拡充しないといけないものと、新規で調整をしないといけないものがあるということで、32ページの下図、これがまだ2月時点で整理できたものだけを記載しております。これをもう今後、いろんな先進地等のものをデータがどんどん出ていますので、つけ加えて、宍粟市の中で継続、拡充、新規と分けていろんな制度ができるように調整をしていきます。

その上段のほうタイムスケジュール的に予定を組んでおります。

今回、子育て世代包括支援センターの体制整備という形で、当初予算につきましては、今からする中の上段の事業ごとの調整と書いてあるところの、産前産後サポート事業の子育て応援サポーターの養成講座の分だけを当初予算のほうに計上しております。予算的には非常に25万円と少ない予算の計上になっております。ただ、産後ケアの体制が来年の4月に実施するためには、少し産後ケアを提供できるスペースの確保が必要になりますし、個別の相談を今まで以上に進めるということで、面接なり相談ができる、それも小さな赤ちゃんを連れて面接ができるような部屋も必要になりますので、その施設整備等につきましては、当初の予算には計上できておりませんが、これから詳細を詰める中で、できれば来年の4月にはその体制も整備できるように調整していきたいと思っています。全体像が1枚に見えるものがまだできておりませんので、ちょっと説明がうまくできないんですけれども、これらの今後は33ページの上の段のこの妊娠期から子育て期にいろんなサービスが要ということがつながっているということの、宍粟市の細かいものが見える全体像が示すことができる図というのを今、作りかけておまして、また案の段階なのか、委員会等で御意見をいただいたらなとも思っておりますので、きょうは細かい説明ができなくて申しわけないです。

以上です。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 委員会のほうからも地域創生の戦略プラン立てることに対して意見を出させていただいたと思うんです。民生のほうの意見で、こういう切れ目のない支援ということで、ネウボラというものを取り入れたらどうかということで、宍粟版のネウボラというのは言うておりましたけれども、今、課長が説明してくださったもの、この厚生労働省が出しているものは、それに近いイメージというふうに考えて

およろしいのでしょうか。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 ネウボラという、基本、全体像を示すには、そのネウボラという、今、どんどん情報が出ていたり、全国的にモデル事業のものの状況が公表されていたりして、今整理しているものも、それも参考にしているんですけども、もともとそのネウボラのことを紹介した人、紹介された方々、何人かおられるんですけども、そのグループのほうが、厚生労働省に働きかけられたものが子育て包括支援センターという形で全国的に今回、地域創生の中に入っていますので、基本的な考え方はそのネウボラからスタートですけども、もともとのフィンランドの制度と日本の制度とが違いうちに、この切れ目ないというのを入れるということになりますので、少し地域ごとにより差は出てくるのではないかなと思っています。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 また委員会の中で詳細はお話を伺いたいと思いますが、今御説明いただいた中で、この子育て世代の包括支援センター、先ほどの高齢者のところの話じゃないですけども、これやはり市内1カ所というふうにお考えなんですか。今、子育て支援センター、それぞれ各保健福祉センターの中にあって、旧町域でやっておられますけれども、その上位にこれをまた包括支援センターというものをつくっていかうという考えなんですか。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 それにつきましては、宍粟市は旧の保健福祉センター3カ所と北庁舎というものがあって、既に子育ての相談はそちらで、保健の分野と子育ての分野、連携してするという考え方については、ずっと合併以来そのようにしておりますので、新たに何か新しいものをつくるのかというのではなく、その体制の中に新しいものを加えていくというような形を今考えていまして、2月時点で各保健福祉課であったり、健康増進課の担当者のほうで考えている段階では、4カ所で子育て包括支援センターのほうが運営できるということと、子育て支援センターとは切りはなせないものなので、全く重なるものではないんですけども、うまく機能している子育て支援センターとうまくその機能を拡充するような形で取り組みたいということまでは今決めていて、ただ子育て支援包括支援センターと子育て支援センターと、名称がもうそっくりなので、ちょっとわからないので、その辺の整理も要るなという形にしている、どちらが上位にとかいう考え方ではないです。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 またその辺については、不透明なようですので、今後議論させていただこうと思います。

私が質問に出しておりますところですね。不妊治療費の助成ですね。それから妊婦検診。この事業については、不妊治療は国の制度が拡充になったなというふうに思っていたんですけども、きょうの32ページでは継続というふうになっているんですけども、これは拡充されているんじゃないんでしょうか。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 すいません。2月の時点でというか、ざくっとした整理で今したもので、継続という形で書きましたけれども、制度の内容につきましては、県の制度がこの4月から変わりますので、それにあわせて実施したいと思っています。県の事業が、助成金額が初回につきましては15万円だったのが、30万円にふえますので、それにまた市の助成が加わりますので、助成金額については、今までよりは拡充な形になります。すいません。ちょっと書き方が誤解を生んでおります。すいません。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 それもそうですし、何が言いたいかといいますと、もっと子どもを産んでくれ、産んでくれと言いながら、こういうなかなか恵まれない、子どもを授かることが難しい人に対してこういう治療費助成が拡充されていていっているわけですから、こういうものをどんどんPRしていただきたいというふうに思うんですね。こういうことが若い人たちにつながっていくようにしてほしいなということなので、ちょっと時点が古いので、新しい情報をどんどん出していただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

伊藤委員長 大畑委員、答弁要ります。

大畑委員 はい、そのPRとかいう考え方はどういうふうに思われているか。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 平成28年度の兵庫県の特定不妊治療の助成の御案内というのが、きのうメールできたところなんですけれども、これに関してはまた助成の内容が変わったことについては、皆さんにお知らせはさせて、広報等でさせていただきたいと思いますし、あと先ほどの子育て世代包括支援センターの一連の妊娠前から子育ての間という流れを皆さんにわかっていただくように説明するパンフレットを、今もあるんですけども、平成29年の4月用にまた改定をしようと思っている中に、この不妊治療のこととかも入れて、わかりやすくパンフレットをつくれるようにし

たいと、体制整備の中でそのように取り組みたいと思っています。

伊藤委員長 大畑委員。

大畑委員 最後にしますが、午前中の教育委員会の審査で貧困対策のところについて、福祉と教育との連携でお願いしたいというふうに言いました。

その中で一つ、取り組みの事例を御紹介してお願いしたんですが、ある区で、貧困の連鎖を断ち切るということでの取り組みとして、学習の支援、それから口腔ケア。いわゆる健康というところからその子どもの健康状態から生活の困窮をいち早く見つけようという取り組み。それから三つ目に、そういう貧困に陥らないためのいち早い対策ということで、母子手帳の交付の段階から親の経済的な状況をできるだけ早くキャッチをして、支援できるところをしっかりと支援して、貧困を断ち切っていこうという取り組みがされているという先進事例を紹介しました。

最後に言いました三つ目の部分というのは、多分福祉のエリアになろうかなというふうに思うので、その辺のこれからの貧困対策、まだ十分できていないと思うので、取り組みの中に生かして行ってほしいなというふうに、お願いしたいと思いません。

伊藤委員長 中野課長。

中野健康増進課長 それにつきましても、現在のところ、母子手帳発行時に発行するだけでなく、全員の方に今面接をさせていただいて、いろんな課題があるんですね、その方々に。課題がある方については、必要であれば、家庭児童相談室の相談員が一緒に入ったり、あといろんな手当と制度の説明をしたりというようなところも、今、家庭児童相談、3階のほうでそこらの相談をしながらやっていて、年に何人もの方がやっぱりちょっと母子手帳発行だけで終わらずに、いろんな相談をして帰られる、あとにつなぐというようなこともしています。それについては、先ほど説明した母子手帳を事務的に発行しているところがまだ全国的にたくさんあるので、宍粟市のほうは数年前から直接面接して帰そうということでやっておりますので、今後も母子の支援計画を立てないといけなくなりますので、母子手帳発行時にそういう計画というか、支援が必要な方については計画を立てる、その中でいろんな関係機関につないでいくとか、支援を広げるというような形になっていこうかと思えます。

以上です。

伊藤委員長 ほかにありませんか。

山下委員。

山下委員 介護保険事業特別会計の予算書の15ページの質問に出していた分なんですけれども、介護予防サービス給付費が3,452万5,000円マイナスになっているんですけれども、その理由はどういうところですか。

伊藤委員長 砂町副課長。

砂町高年・障害福祉課副課長兼地域包括支援センター所長 この介護予防事業につきましては、平成27年度予算を立てる段階で、平成26年度の見込みがおよそ1億6,500万円程度と見込む中で、年々認定者数はふえていると。また事業所もふえているというようなことで、利用がふえるんじゃないかと。当然、介護報酬の減は見込まれていたところなんですけれども、それを上回ってふえるのではないかとということで、平成27年度当初1億8,600万円と見込んでおったところです。

しかしながら、見込みほど利用が伸びていないというふうな現状から、今年度の決算見込みをお聞きしましたところ、今年度の決算見込みが1億4,800万円程度になるのかなというふうな見込みの中で、来年度の予算については今年度よりは増加をするというふうなことで、1億5,168万6,000円という新年度予算を見込ませていただいておりますところでございます。

したがって、当初予算と比較するとマイナス3,400万円という減額になりますけれども、今年度の決算見込みからすると、認定者数の増によって若干伸びるといふような見込みになるということで、御理解いただきたいと思っております。

伊藤委員長 よろしいですか。

山下委員。

山下委員 この生活困窮者自立支援事業のこの委託料が540万円と、あと被保護者就労準備支援事業のこの委託料が360万円ということで、これはそれぞれ別個の事業者へ委託ということになるのですか。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 事業につきましては、それぞれ一体的に推進するという、それぞれの事業を一体的に推進することにしておりますので、一つの事業者さんへの委託という形になります。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 そうしましたら、一つの事業者さんに900万円の委託、年間の委託料ということになるわけですね。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 はい、総額で900万円になります。

伊藤委員長 山下委員。

山下委員 かなりの多額の委託料になるということで、本当にその生活に困窮していて、就労するのが大変な方たちが精神的にも、また現実的にも社会に出て活躍できるような、しっかりした計画というか、しっかりした内容が必要になると思うんですけれども、その辺はどうですか。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 業務の委託につきましては、同じように自治体等でこういう事業をされておりますとか、また類似の就労にかかわる事業を、就労支援にかかわる事業をされているとか、そういうところをまず一応基準として選考させていただきたいと考えております。

伊藤委員長 よろしいですね。

榎橋委員。

榎橋委員 すいません。1点だけお願いがあります。

先日、平成26年度の決算におきましての意見書の中に、今回も出会い応援事業というのがありますが、その中に、部局に対しまして、いつも独身男女と書いてくださっているんですが、幅広く募集をしていただきたいたいということもお願いしておりますし、また地域の人材のおせっかい屋さんというのを活用していただいて、その検討もお願いしたいということも御意見でさせていただいておりますけれども、そのほうはいかがですでしょうか。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 婚活イベント等の参加の募集につきましては、いろんな形で幅広く募集をさせていただくことに努めさせていただいております。また、地域の中でこういう交流会等を開催される団体等につきまして、同じ出会い応援事業という形で補助事業も設けておりますので、このあたりで民間の地域の方の御協力もいただきながら、事業を進めていきたいと考えております。

伊藤委員長 榎橋委員。

榎橋委員 お名前とか人選していただいてしていただけるものでしょうか。人選。この人たちにしていただきたいたいということで、お名前を。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 その人選はこちらからではなくて、そういう取り組みを現在でありますとやりたい、やろうとおっしゃっていただいている方につきまして、こちらのほうで補助事業として対応させていただくような現状です。

伊藤委員長 榎橋委員。

榎橋委員 声かけをしていただいて、何人かの人がしたいという名前は出ているという状態ですか。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 現在、今現在の時点でそういう団体さんがいらっしゃるということではなくて、平成27年度からそういう出会い応縁事業の中の一つとしまして、そういう出会いの交流イベント等を開催していただける団体さんにつきまして、事業補助をさせていただいています。これにつきましては、一般的にこういう事業を始めましたということを広く広報させていただく中で、そういうことをよしやってみようと思われるような団体さんに手を挙げていただくというような形になっておりますので、特にこちらからこの団体さんを指名してといったような内容では、現在のところはありません。

伊藤委員長 榎橋委員。

榎橋委員 こういう方をどんどん活用していただかないと、なかなか婚活というのは難しいと思います。

地域の方は地域の人でしっかり把握しているわけですので、そういう方をしっかり掌握するというのはおかしいですけれども、募集をしていただきながら、前に進んでいただける事業にしていいただければと思います。

伊藤委員長 木原課長。

木原社会福祉課長 既にいろんなところで、地域でそういう大小を問わず婚活イベント等、また交流会等されているところがありますので、継続的にこういう事業をされているか等につきましては、こちらの市のほうとも連絡をとりながら、いろんな形で連携していけたらなと考えております。

伊藤委員長 もうよろしいですね。

以上をもちまして、健康福祉部の審査を終わりたいと思います。

どうも皆さん、御苦労さんでした。

(午後 4時03分 散会)